

清瀬市こども計画



令和8（2026）年3月

清瀬市

ごあいさつ

子どもたちは未来を担う大切な存在です。その成長を支え、豊かな可能性を引き出していくことは、地域社会全体の責務であり、私たちが取り組むべき最優先課題のひとつです。そのためには、子育て家庭を支え、地域全体で子どもたちの育ちを見守り、応援できる環境づくりが大切です。

清瀬市では、令和8年度からの10年間のまちづくりの基本となる市の最上位計画「第5次清瀬市長期総合計画」を策定しました。その中では、市の将来像の一番目を「子どもも大人も学びあい育ちあうきよせ」とし、子どもの成長を支える社会の構築を第一の基本目標としております。

私たちはこの目標を進めるうえで、「子どもの権利条約」の理念を重要な指針としています。この条約は、子どもたちが持つ基本的な4つの権利、すなわち「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を明確に示し、子どもたちの存在を社会の中心に据えるべきであることを教えています。

さらに、国が策定した「こども基本法」に基づく「こども大綱」も参考にしながら、すべての子どもたちがその権利を最大限に享受できる取組を進めるべく、ここに「清瀬市こども計画」を策定しました。本計画には、家庭や学校教育、地域社会が連携し、子どもたちの健全な成長を支えるための仕組みづくりや環境整備に関する方針を盛り込みました。市といたしましては、本計画に基づいて子ども・若者施策、子育て支援の取組を着実に進めるとともに、市民の皆様にとっても共通の目標となるよう尽力してまいります。

子どもたちの権利を守り、本計画の基本理念「夢と希望があふれる、子ども・若者が育つまち」の実現のためには、家庭や地域、行政が力を一つにし、お互いに協力し合うことが必要です。これらの取組を通じて、子どもたちが「清瀬市で生まれて本当に良かった」と心から思える環境を作り上げるため、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました清瀬市子ども・子育て会議の委員の皆様、清瀬市こども計画策定部会の皆様、並びに関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

清瀬市長



岸谷桂司

目 次

第1章 計画の策定にあたって 1

1. 計画の策定の背景と目的..... 3
2. 計画の位置づけ..... 4
3. 計画の対象..... 5
4. 計画の期間..... 5
5. SDGsの達成に向けた取組の推進..... 6

第2章 子ども・若者や子育てを取り巻く状況 7

1. 国や東京都の動向..... 9
2. 統計データからみた状況..... 11
3. 市民意識調査結果からみた状況..... 16
4. 子どもの意見聴取結果からみた状況..... 32
5. 前期計画の実施状況..... 45

第3章 計画の基本的な考え方 51

1. 基本理念（目指す姿）..... 53
2. 基本目標..... 54
3. 施策の体系..... 58

第4章 施策の展開 59

- 基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重し、健やかな育ちを支える環境をつくる..... 61
- 基本施策1. 子どもの権利を守る環境づくり..... 61
 - 基本施策2. 子どもの健やかな成長を支える環境づくり..... 63
- 基本目標Ⅱ 教育・保育の支援の充実と質の向上を推進する..... 66
- 基本施策3. 教育・保育の支援の充実と質の向上..... 66
- 基本目標Ⅲ 誰もが安心して子どもをもち、育てられる切れ目のない支援を充実させる..... 68
- 基本施策4. 子どもをもち・育てることへの安心感を高める体制づくり..... 68
 - 基本施策5. 配慮が必要な家庭への支援..... 73
- 基本目標Ⅳ 地域全体で子ども・若者を支える仕組みづくりを推進する..... 76
- 基本施策6. 地域全体で子ども・若者を支える仕組みづくり..... 76

第5章 子ども・子育て支援事業計画 79

1. 提供区域の設定..... 81
2. 量の見込みと確保方策について..... 82
3. 清瀬市の児童数の推移と推計..... 83
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策..... 84
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策..... 90

第6章 計画の推進体制 117

1. 計画の推進体制..... 119
2. 計画の評価..... 120

資料編 121

1. 計画の策定体制..... 123
2. 計画の策定経過..... 124

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定の背景と目的

急速な少子化の進行並びに社会や経済の環境の変化、市民の生活様式・価値観の多様化に伴い、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向け、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、本市では、それに基づく「清瀬市新次世代育成支援行動計画」のもと総合的な施策を推進してきました。

また、平成24（2012）年には、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に、「子ども・子育て支援法」を中心とする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）」が実施されました。

本市では、新制度の実施に伴い、平成27（2015）年に「清瀬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大、地域における子ども子育て支援の充実などの取組を進めてきました。

令和2（2020）年には「清瀬市新次世代育成支援行動計画（後期計画）」及び「第2次清瀬市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「清瀬市子ども・子育て支援総合計画」を策定し、待機児童の解消や児童の放課後の居場所の確保、さらには児童虐待や子どもの貧困といった多様な課題の解決に向けて、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進してきました。

こうした中、国ではすべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、社会全体で子どもや若者に関する取組を進めるため、令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。

また、同年12月には子ども施策を総合的に推進するための「こども大綱」、少子化や人口減少を反転させるための「こども未来戦略」が策定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な取組を進め、こども施策を社会全体で総合的に推進していくこととしました。

そして、こども基本法においては、こども大綱を勘案して、市町村における子ども施策についての計画（以下「市町村こども計画」といいます。）を定めるよう努めるものとされました。

本市では、こうした国や東京都の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化により複雑・多様化している課題を踏まえ、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、社会全体で子どもや若者に関する取組を推進するとともに、誰もが安心して子育てができる社会の実現を目指し、様々なニーズに合わせた質の高い子ども・子育て支援サービスの提供を推進するため、子ども・若者の施策や子育て支援施策を総合的に推進するための計画として「清瀬市こども計画」（以下「本計画」といいます。）を策定することとしました。

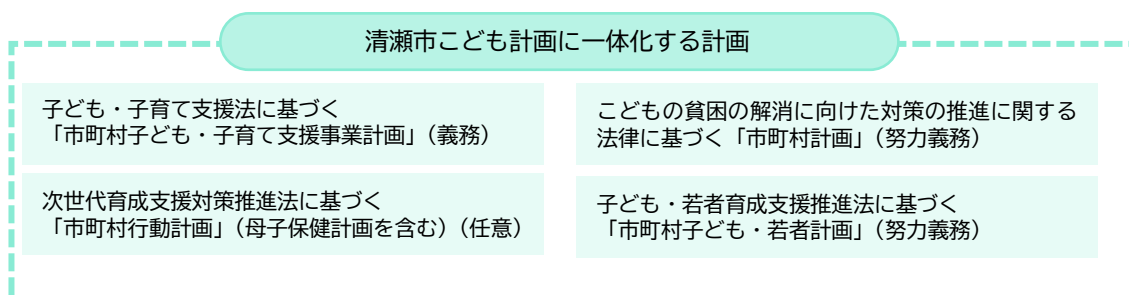
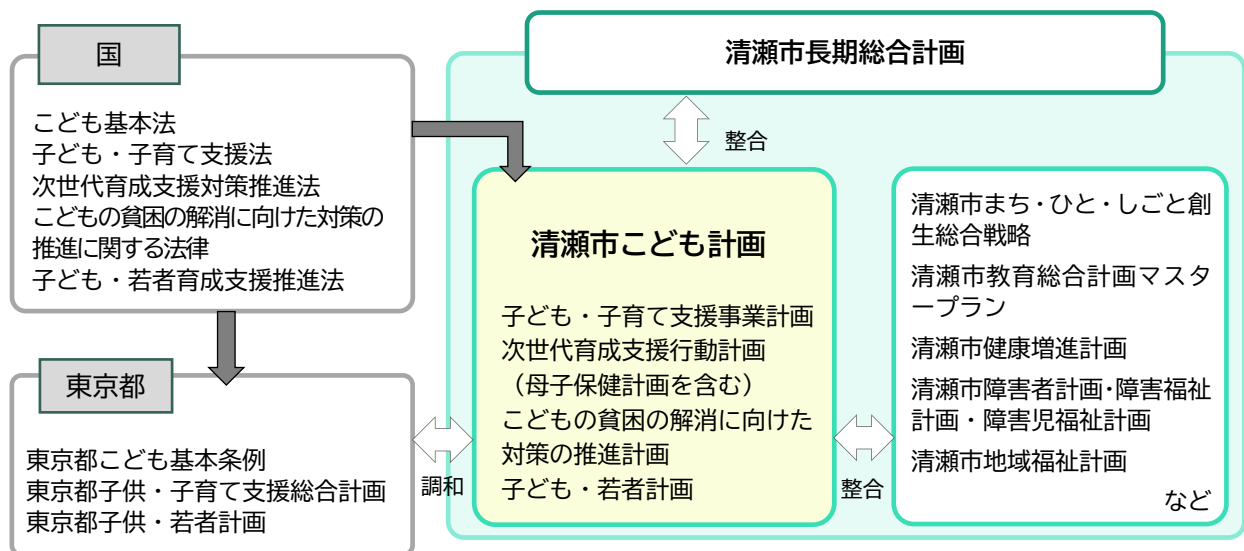
なお、清瀬市の最上位計画である「第5次清瀬市長期総合計画」の計画開始期が令和8（2026）年となっていることから、法で策定が定められている「清瀬市子ども・子育て支援事業計画」のみを令和6（2024）年度に先行して策定し、令和7（2025）年度中の本計画策定時において包含させることとしました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。また、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、「母子保健計画」及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」を包含した一体的な計画として策定します。さらに、子ども・若者育成支援推進法に基づき策定が努力義務とされている「市町村子ども・若者計画」を新たに策定し、本計画に包含します。

また、東京都が策定した関連計画を踏まえるものとし、上位計画である「清瀬市長期総合計画」の部門別計画として位置づけ、各種関連計画との整合を図ります。

本計画は児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育園等の整備に関する計画）」としての位置づけも併せ持ちます。



3. 計画の対象

本計画の対象となる子どもはおおむね0歳から18歳まで、若者はおおむね18歳から29歳までとし、施策によってはおおむね39歳までとします。また、上記のほか、これらの家族、地域、事業所、行政、その他子ども・若者・子育て支援に関する団体などを対象とします。

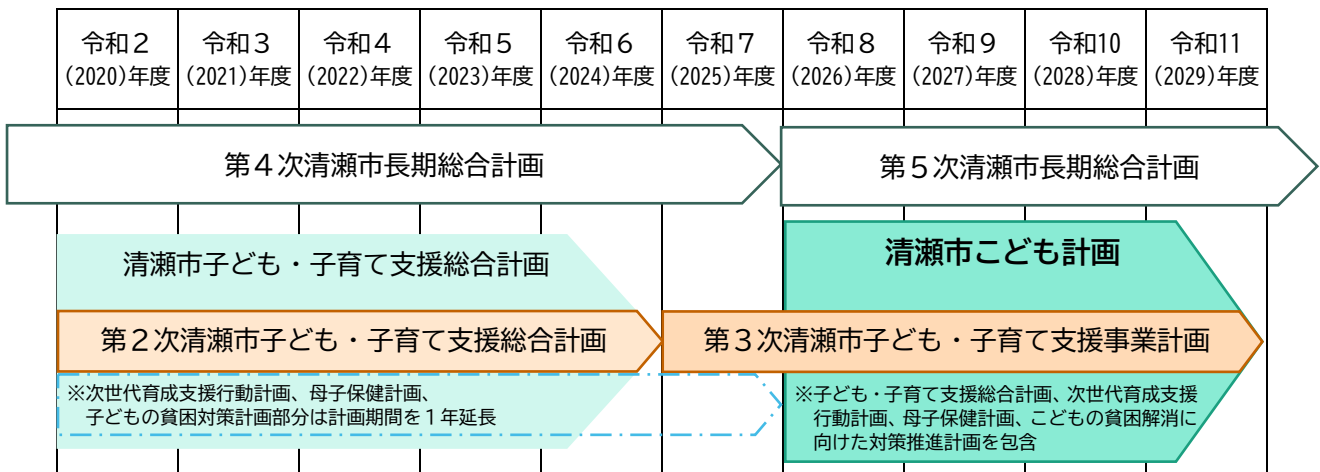
なお、子ども基本法において、「子ども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義しており、一定の年齢による上限を設けていないことから、本計画においても年齢で途切れることなく支援の対象とします。

子ども	おおむね0歳から18歳まで
若者	おおむね18歳から29歳まで（施策によってはおおむね39歳まで）
子育て	家族、地域、事業所、行政、その他子ども・若者・子育て支援に関する団体など

4. 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間で計画期間とすることが定められているために、その5年間で計画期間として「清瀬市子ども・子育て支援事業計画」を先行して策定しました。本計画については、「清瀬市子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間で計画期間として策定します。

なお、本計画の上位計画である「第5次清瀬市長期総合計画」が、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間で計画期間として策定されるため、令和7（2025）年度中に本計画との整合性を確認し、本計画に反映するものとします。



5. SDGsの達成に向けた取組の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年を年限とする国際目標です。SDGsは持続可能な世界を実現するため17の目標から構成され、先進国を含むすべての国々の共通目標となっています。

SDGs達成のためには、「誰一人取り残さない」包摂的な社会を作っていくことが重要であると強調されており、国だけではなく自治体においても、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが期待されています。

令和6（2024）年5月、清瀬市はSDGs未来都市に選定され、今後もSDGsの推進に向け、市一丸となってこの取組を進めてまいります。本計画においては17の目標のうち関連性が高い以下の11の目標の達成に向けて、関連する取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 子ども・若者や子育てを 取り巻く状況

1. 国や東京都の動向

(1) 国の動向

① こども基本法の施行

令和5（2023）年4月に、すべての子どもの人権が守られ差別されないこと、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられた「こども基本法」が施行されました。

② こども大綱、こども未来戦略の策定

令和5（2023）年12月に、子ども・若者の視点に立ち、子どもの最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映した「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を最優先で取り組むべき重要事項とした、子ども施策を総合的に推進するための「こども大綱」、少子化や人口減少を反転させるための「こども未来戦略」が策定されました。

③ 児童福祉法の改正

令和6（2024）年4月に、児童虐待相談の増加や子育てに困難を抱える世帯の増加を踏まえ、子育て家庭への包括的な支援体制の強化を図るため、こども家庭センターの設置や、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の新設などを明記する、「児童福祉法」の改正が行われました。

④ 子ども・子育て支援法の改正

令和6（2024）年6月に、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子育てに係る経済的支援の強化、共働き・共育ての推進、子ども・子育て支援特別会計や児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度の創設などが盛り込まれた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

⑤ 子ども・若者育成支援推進法の改正

令和6（2024）年6月に、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国、自治体などが支援に努めるべき対象に加えられたほか、年齢を明記しないことで18歳以上にも切れ目のない支援が継続できるようにする、「子ども・若者育成支援推進法」の改正法が成立しました。

⑥ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

令和6（2024）年9月に、子どもが権利、利益を害され、社会から孤立することのない社会を実現するため、現在の貧困解消だけでなく将来の貧困を防ぐことを掲げ、子どもの貧困が、その家族の責任としてのみ捉えるべきではないことを明記した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。この改正により法律の題名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更されました。

（2）東京都の動向

① 東京都こども基本条例の施行

令和3（2021）年4月に、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化するとともに、多岐にわたる子ども政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都こども基本条例」が施行されました。

② 東京都子供政策連携室の設置

令和4（2022）年4月に、都政の政策全般を子ども目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、東京都子供政策連携室が設置されました。

③ こども未来アクション2025、東京都の少子化対策2025の策定

令和7（2025）年1月に、子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション 2025」、令和7（2025）年度に実践する少子化対策の強化策と全体像を整理した「東京都の少子化対策2025」が策定されました。

④ 東京都子供・若者計画の策定

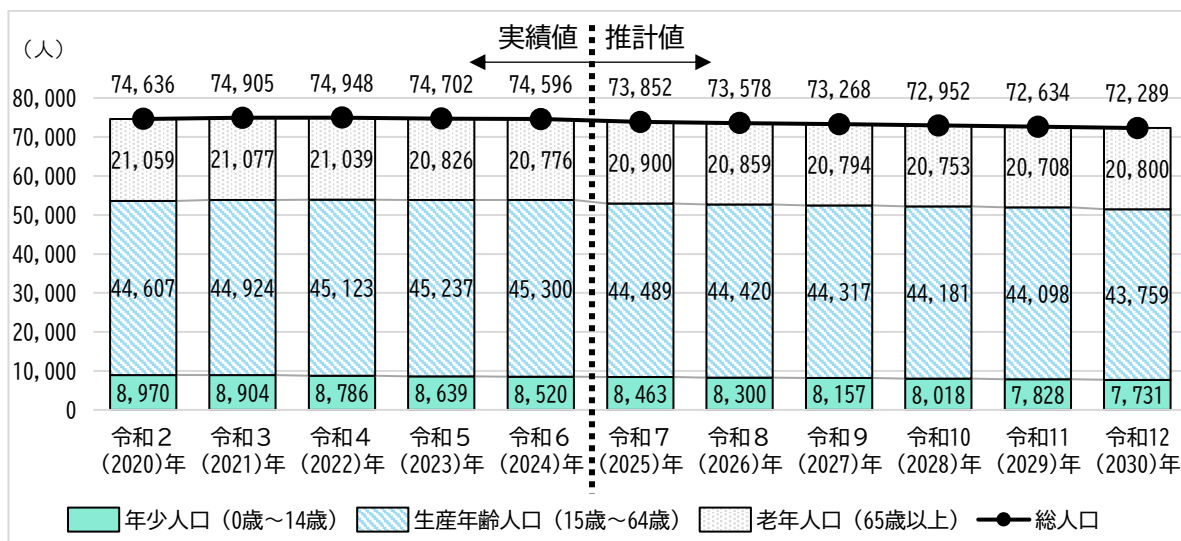
令和7（2025）年4月に、子ども・若者の一人ひとりが、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援する「東京都子供・若者計画（第3期）」が策定されました。

2. 統計データからみた状況

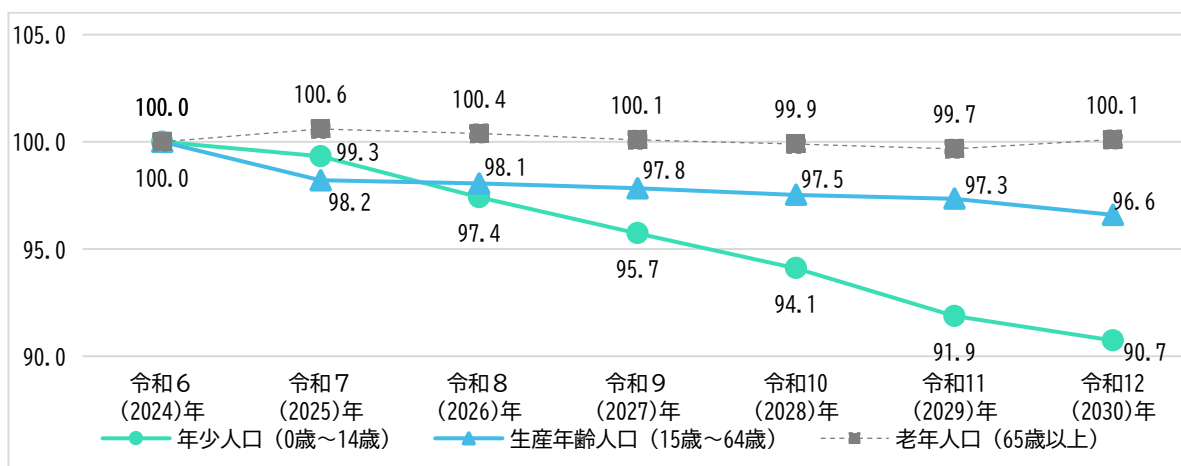
(1) 総人口の推移と推計

本市の総人口は、令和4（2022）年までは増加傾向にありましたが、令和5（2023）年以降は微減となり、令和6（2024）年1月の総人口は74,596人となりました。

清瀬市人口ビジョン（平成28（2016）年3月）によると、老年人口はほぼ横ばいで推移すると見込まれる一方、年少人口、生産年齢人口は減少すると見込まれており、本計画の最終年度である令和12（2030）年1月の総人口は約7万2千人となると推計されています。また、令和6（2024）年の年齢別人口を100.0とした場合、令和12（2030）年の年少人口（0歳～14歳）は90.7まで減少することが見込まれています。



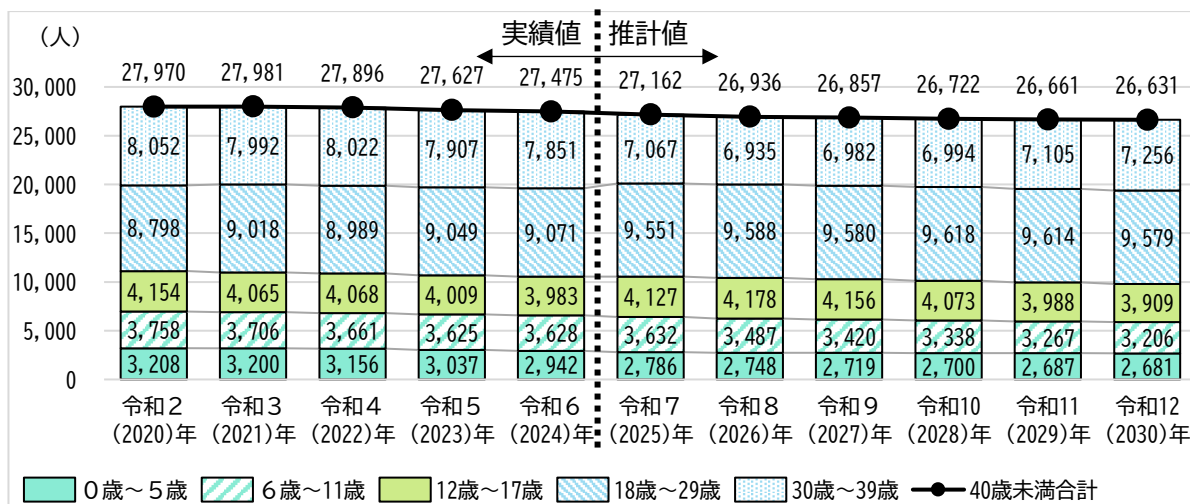
出典：実績値：住民基本台帳に基づく人口データ、推計値：清瀬市人口ビジョン（平成28(2016)年3月）（各年1月1日時点）



出典：清瀬市人口ビジョン（平成28(2016)年3月）（各年1月1日時点）
※令和6（2024）年の年齢別人口を100.0とした場合の経年変化の推移

(2) 40歳未満の年齢別人口の推移と推計

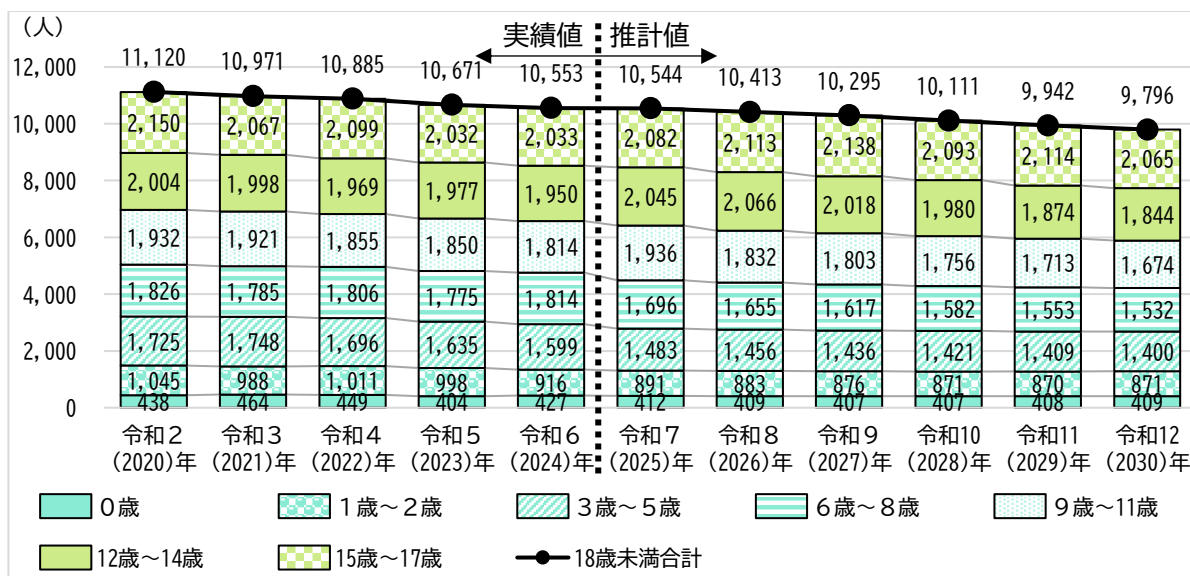
本市の40歳未満の合計人口は、令和4（2022）年から減少傾向となり、令和12（2030）年に向けて減少傾向が続く見込みです。特に0歳～5歳の人口は令和2（2020）年から減少傾向が続いており、令和12（2030）年に向けて更に減少が続く見込みです。



出典：実績値：住民基本台帳に基づく人口データ、推計値：清瀬市人口ジョン（平成28(2016)年3月）（各年1月1日時点）

(3) 18歳未満の年齢別人口の推移と推計

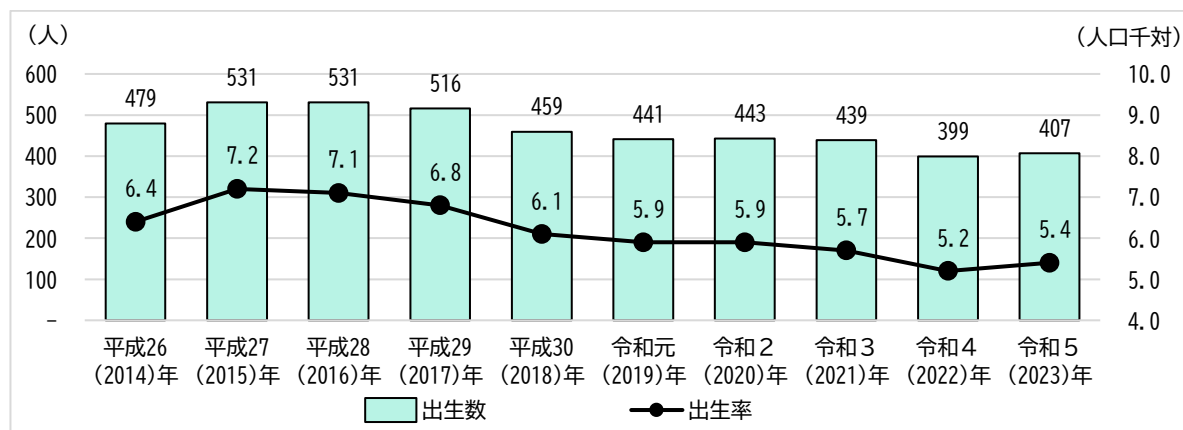
本市の18歳未満の合計人口は、令和2（2020）年から減少傾向となり、令和12（2030）年に向けて更に減少が続く見込みです。特に3歳～5歳の人口は令和2（2020）年から減少傾向が続いており、令和6（2024）年の約1,600人から令和12（2030）年では200人減少し、約1,400人になる見込みです。



出典：実績値：住民基本台帳に基づく人口データ、推計値：清瀬市人口ジョン（平成28(2016)年3月）（各年1月1日時点）

(4) 出生数・出生率

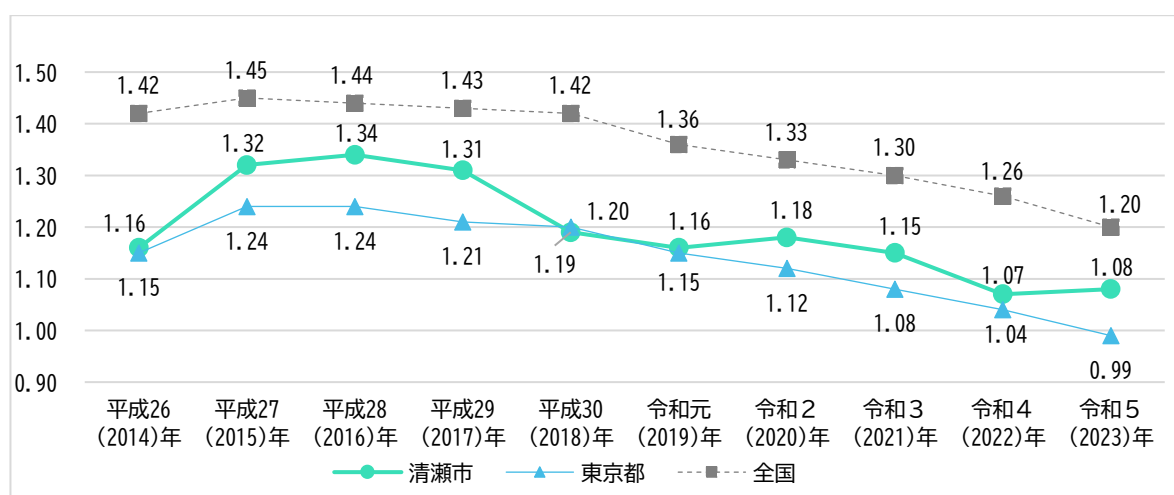
本市の出生数は、平成27(2015)年では531人となっていました。その後、令和4(2022)年まで減少傾向が続き、令和5(2023)年では約120人減少し、407人となっています。出生率(人口千人対)についても、平成27(2015)年以降、令和4(2022)年まで減少傾向が続いています。



出典：東京都保健医療局 人口動態統計

(5) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率※は、平成28(2016)年まで増加傾向が続いていましたが、その後、令和4(2022)年まで減少傾向が続いています。なお、東京都全体の合計特殊出生率に対し、平成30(2018)年のみ下回りましたが、他の年では継続して上回っています。

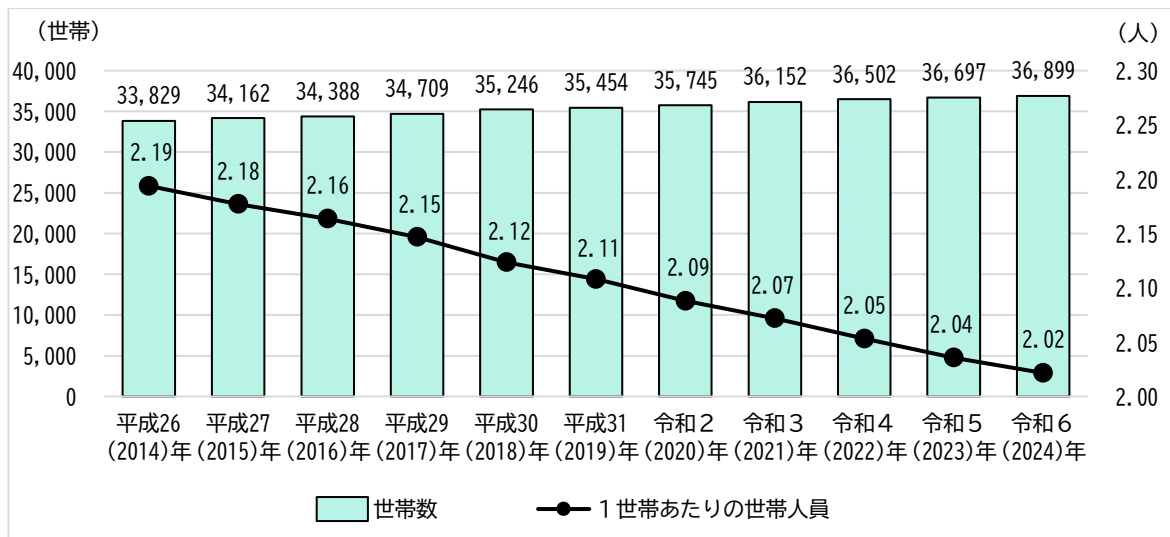


出典：東京都保健医療局 人口動態統計

※ 合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの

(6) 世帯数の推移

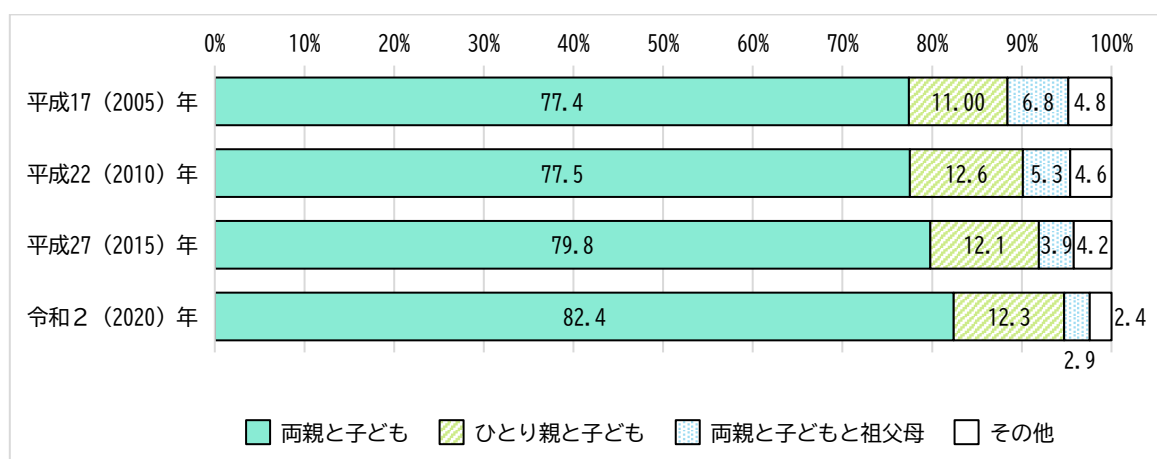
本市の世帯数は、令和6（2024）年まで増加傾向が続いており、令和6（2024）年には約36,900世帯となっています。一方で、1世帯当たりの世帯人員については減少傾向が続いており、令和6（2024）年には2.02となっています。



出典：住民基本台帳に基づく人口データ（各年1月1日時点）

(7) 18歳未満の子どものいる世帯類型の推移

本市の18歳未満の子どものいる世帯のうち、「両親と子ども」と「ひとり親と子ども」を合わせた核家族世帯の割合は増加傾向となっており、全体の94.7%を占めています。

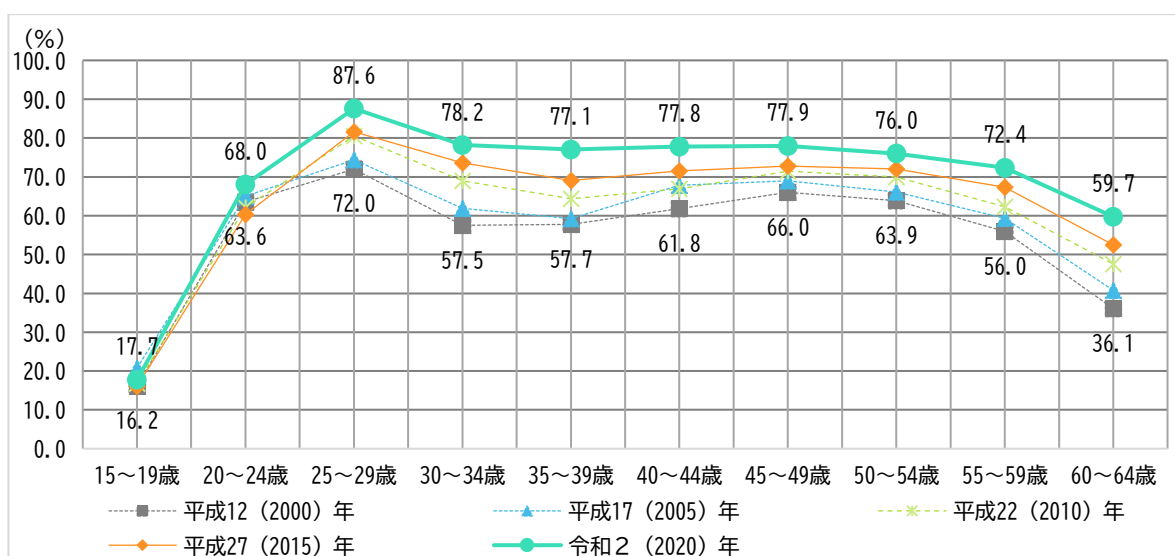


出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(8) 女性の年齢階級別労働力率の推移

本市の女性の年齢階級別労働力率（15歳以上65歳未満の生産年齢人口のうち年齢階級別人口に対する労働力人口の割合）は、25歳以上の年齢について増加傾向が続いており、25～29歳では平成12（2000）年より約15%増加し、令和2（2020）年では87.6%となっています。

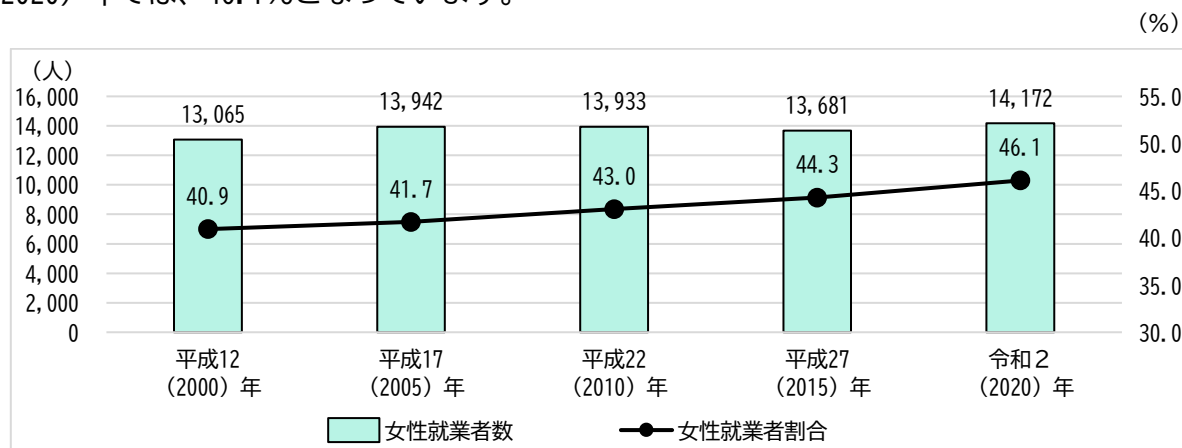
また、30代を中心に結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する「M字型曲線」については、平成12（2000）年と比較するとほぼその形が無くなっており、令和2（2020）年では30代を中心に結婚や出産を機にいったん仕事を離れることが少なくなるとともに、その後も50歳代まで労働力率が同水準となっています。



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(9) 女性の就労状況

本市の女性就業者数は平成12（2000）年より約1,000人増加し、令和2（2020）年では14,172人となっています。また、就業者全体に占める女性就業者の割合も増加しており、令和2（2020）年では、46.1%となっています。



※ 女性就業者割合 = 女性就業者数 / 総就業者数

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

3. 市民意識調査結果からみた状況

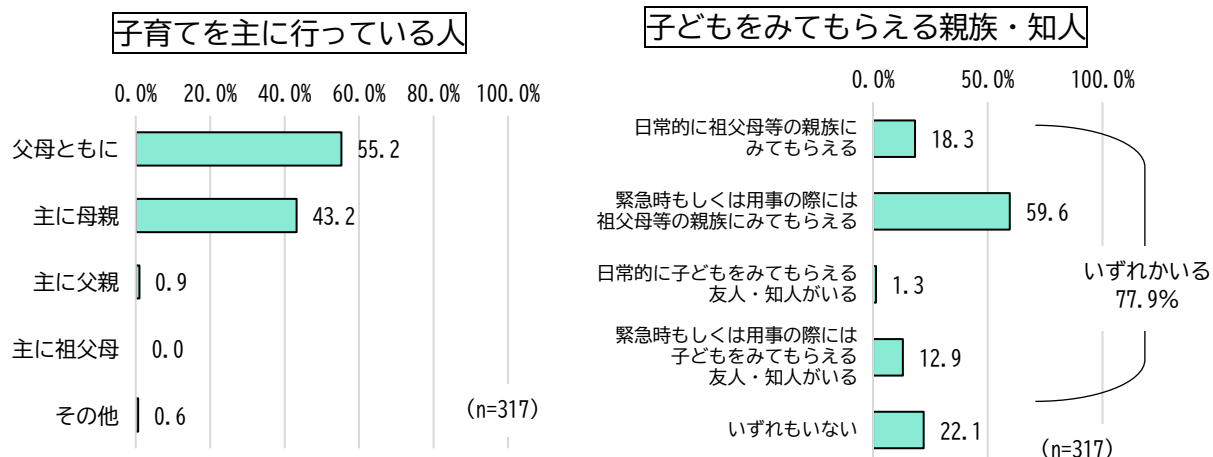
本計画の策定に当たり、市における子ども・子育て支援に関するニーズを十分に踏まえた事業計画にするため、幼児期の学校教育、保育、学童クラブ、子育て支援事業等の「利用状況」や「利用希望」を把握することを目的とした市民意識調査を実施しました。

調査名	就学前児童調査	小学生児童調査
調査地域	清瀬市全域	清瀬市全域
調査対象	就学前児童(0歳～5歳)の保護者 (令和5(2023)年4月1日現在)	小学生児童(小学校1年生～6年生)の保護者 (令和5(2023)年4月1日現在)
標本数	800人	800人
標本抽出	住民基本台帳からの無作為抽出	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送配布、WEBアンケート	郵送配布、WEBアンケート
調査時期	令和6年(2024)2月29日(木)～3月15日(金)	令和6(2024)年2月29日(木)～3月15日(金)
回収数	317件	279件
回収率	39.6%	34.9%

(1) 就学前児童調査

① 子育ての状況

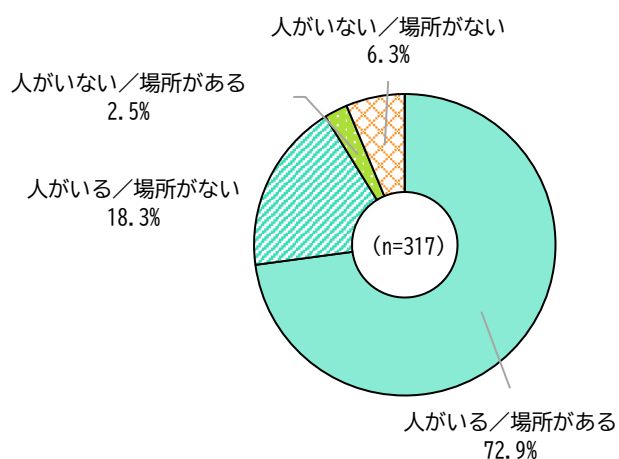
子どもの子育てを主に行っている人として「父母ともに」が55.2%と5割を超えています。また、「主に母親」も43.2%と4割を超えています。また、子どもをみてもらえる親族や知人がいずれかはある人が77.9%となる一方、「いずれもない」人が22.1%となっています。



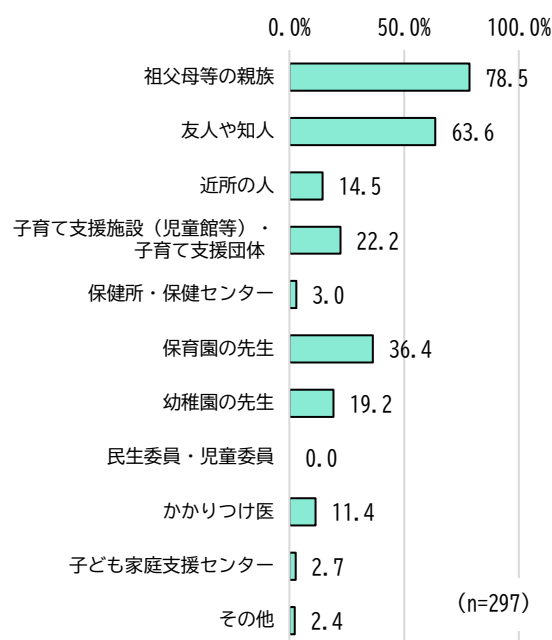
② 子育てについての相談

子育てについて相談できる人がいる、あるいは場所がある人が93.7%となる一方、相談できる人もいないし場所もない人は6.3%となっています。また、気軽に相談できる先としては「祖父母等の親族」が78.5%と最も多く、次いで「友人や知人」が63.6%となっています。

子育てについて相談できる人・場所の有無



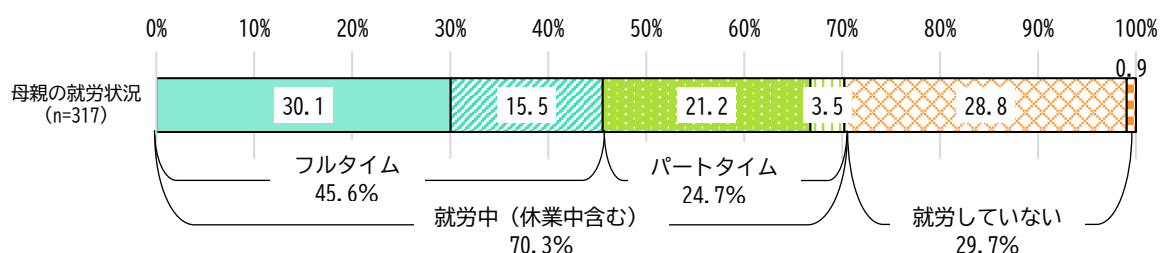
気軽に相談できる先



③ 母親の就労状況

母親の就労状況について、「就労中（休業中を含む）」の人は70.3%と約7割の人が就業中となっています。

母親の就労状況

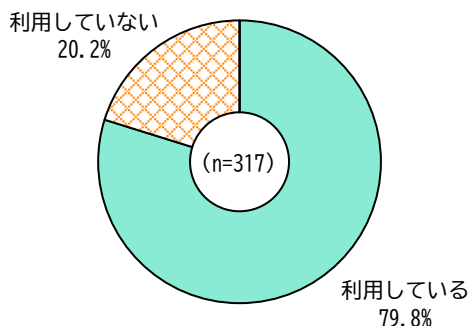


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

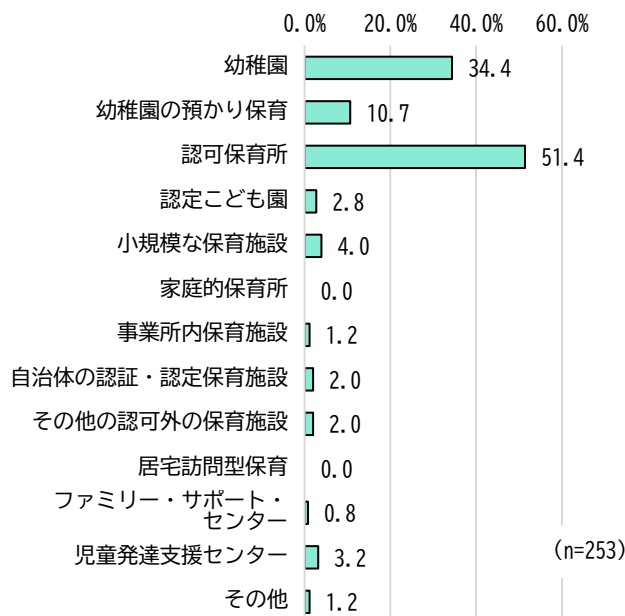
④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業を79.8%と約8割が利用しています。また、事業を利用している人のうち幼稚園を利用している人は34.4%、認可保育所を利用している人は51.4%となっています。

定期的な教育・保育事業の利用有無



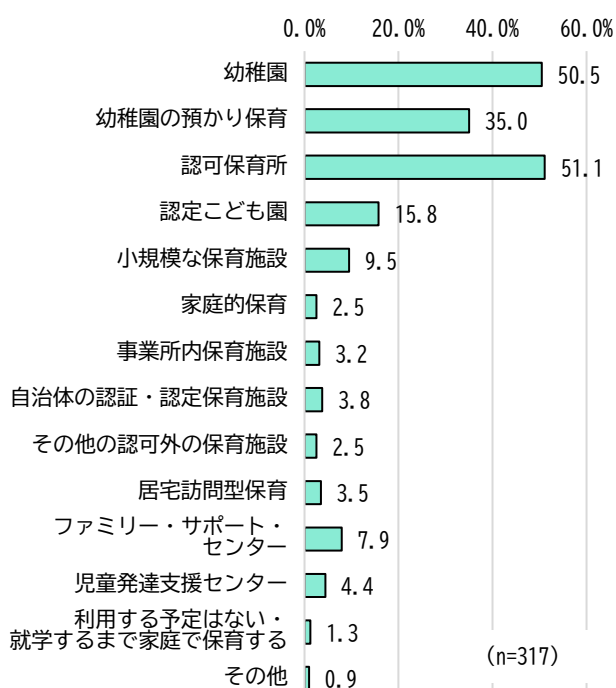
定期的な教育・保育事業の利用状況



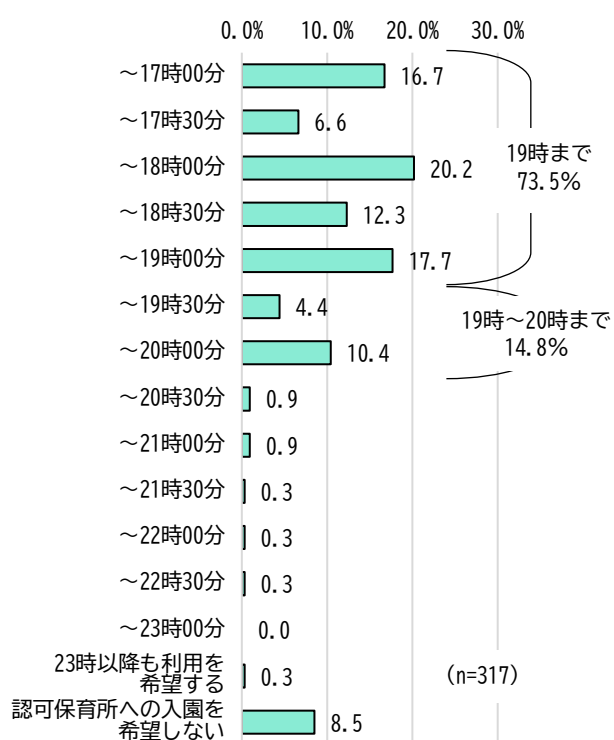
⑤ 定期的にご利用したい事業

定期的にご利用したい事業として幼稚園が50.5%、認可保育所が51.1%とそれぞれ5割を超えています。また、認可保育所の夕方以降の利用希望について、19時以降も続けて20時まで利用を希望する人は14.8%となっています。

定期的にご利用したい事業



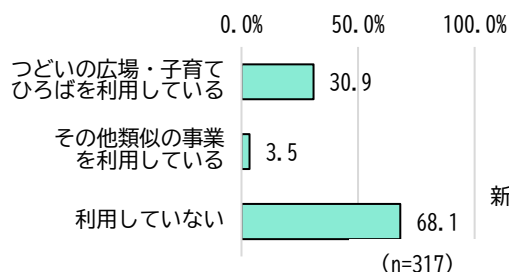
認可保育所にて利用を希望する時間帯



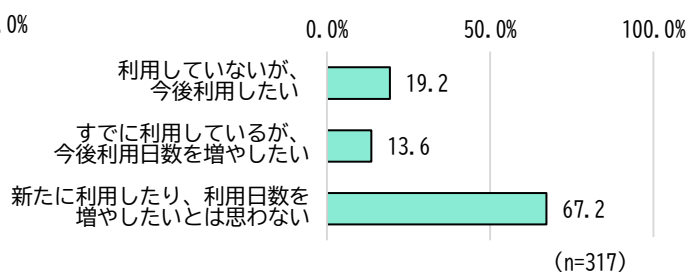
⑥ つどいの広場・子育てひろばの利用状況

「つどいの広場・子育てひろばを利用している」人は30.9%と約3割となっており、「利用していないが今後利用したい」と利用を希望する人は19.2%と約2割となっています。

つどいの広場・子育てひろばの利用有無



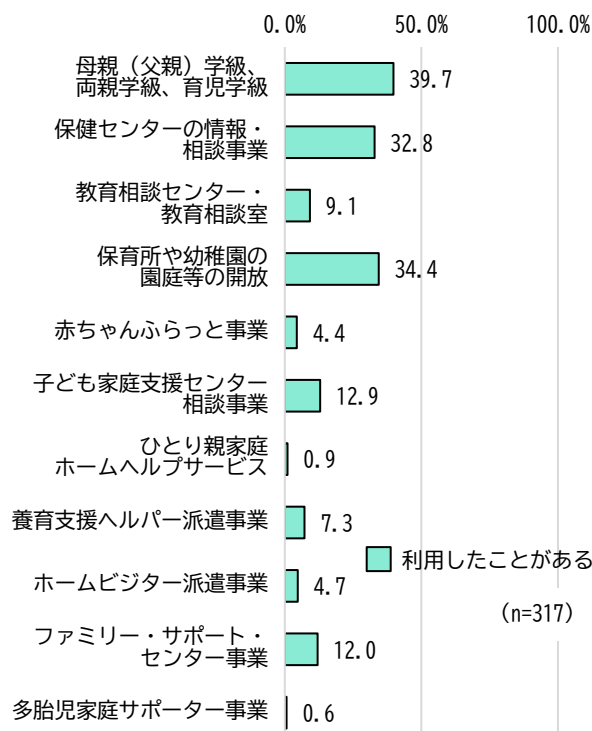
つどいの広場・子育てひろばの利用意向



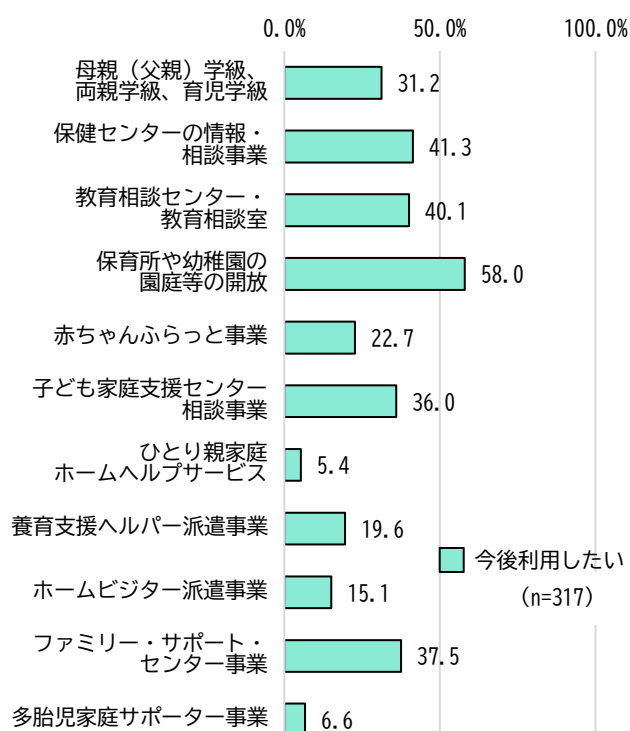
⑦ 地域子育て支援事業の利用状況

「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」を利用したことがある人は39.7%と約4割となっています。また、今後利用を希望する事業については、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が最も多く58.0%、次いで「保健センターの情報・相談事業」が41.3%となっています。

地域子育て支援事業の利用有無



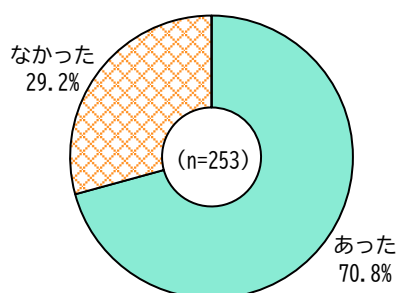
地域子育て支援事業の利用意向



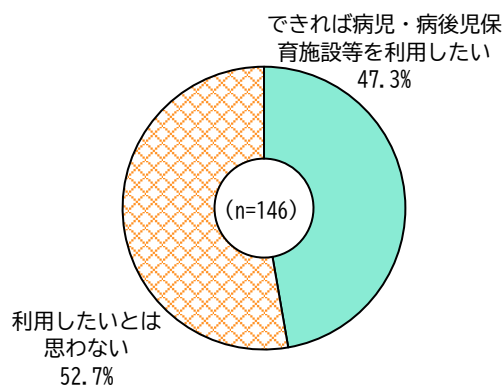
⑧ 病気の際の対応

この1年間に、病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがある人は70.8%と約7割となっており、また、その際に「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った人は47.3%となっています。

この1年間に、病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあるか



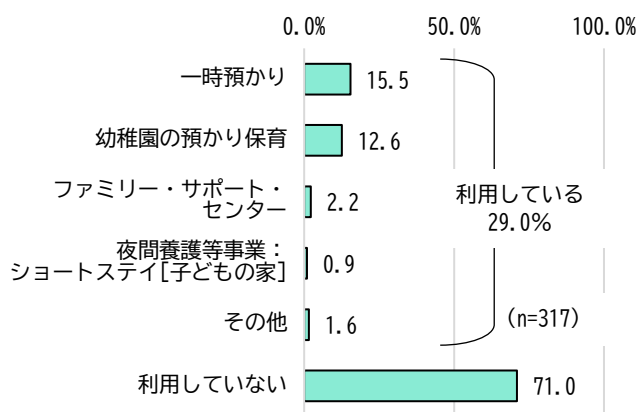
その際、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったか



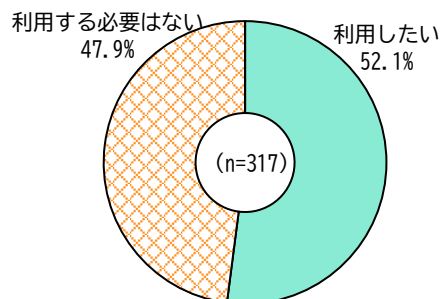
⑨ 一時預かり等の利用状況

一時預かり等を利用している人は29.0%と約3割となる一方、一時預かり等を「利用したい」人は52.1%と5割を超えています。

一時預かり等の利用有無

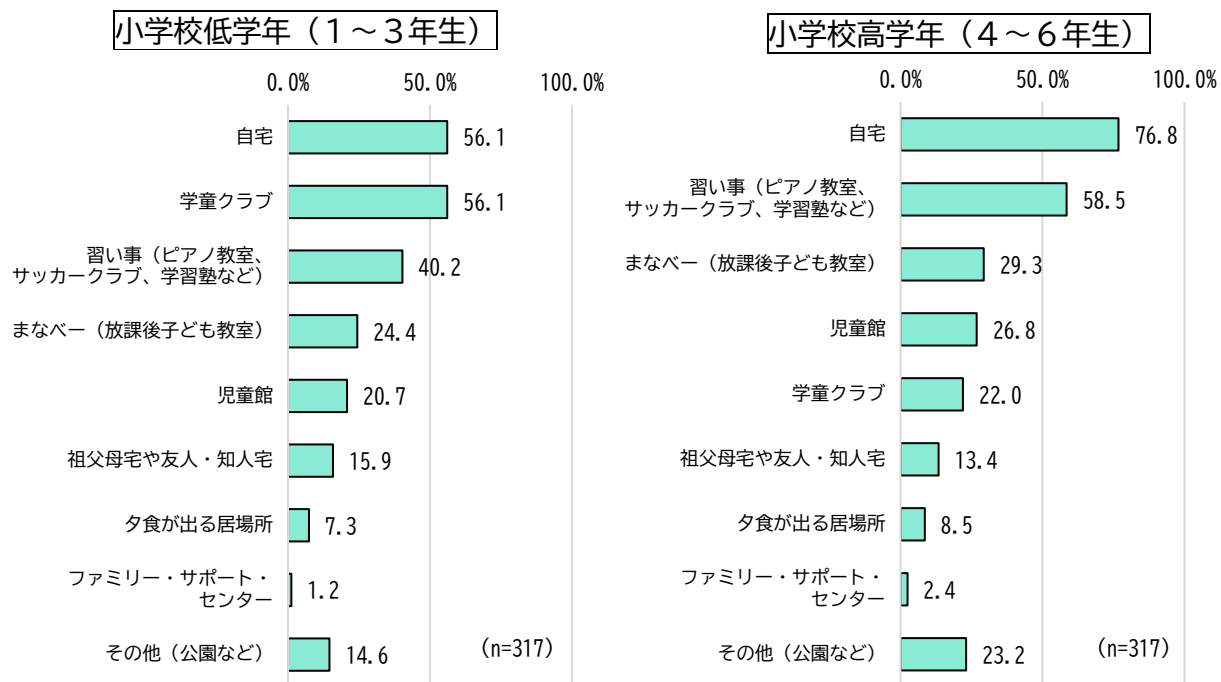


一時預かり等の利用意向



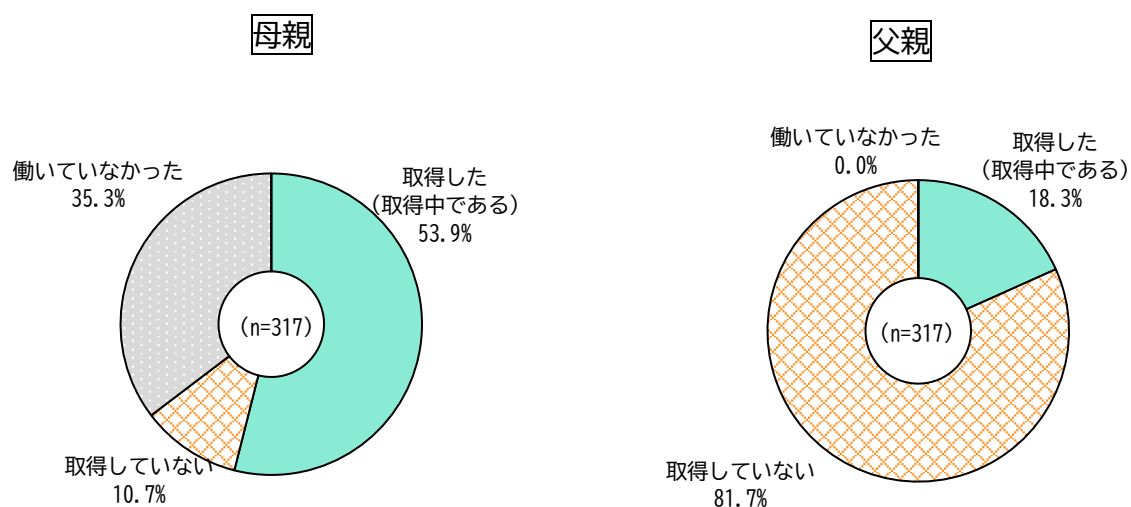
⑩ 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後、放課後をどのような場所で過ごしてほしいかについて、低学年の間は「自宅」や「学童クラブ」で過ごさせたいと思っている人がともに56.1%と最も多くなっており、高学年になった時には「自宅」で過ごさせたいと思っている人が低学年から増え76.8%、「習い事」が58.5%となっています。



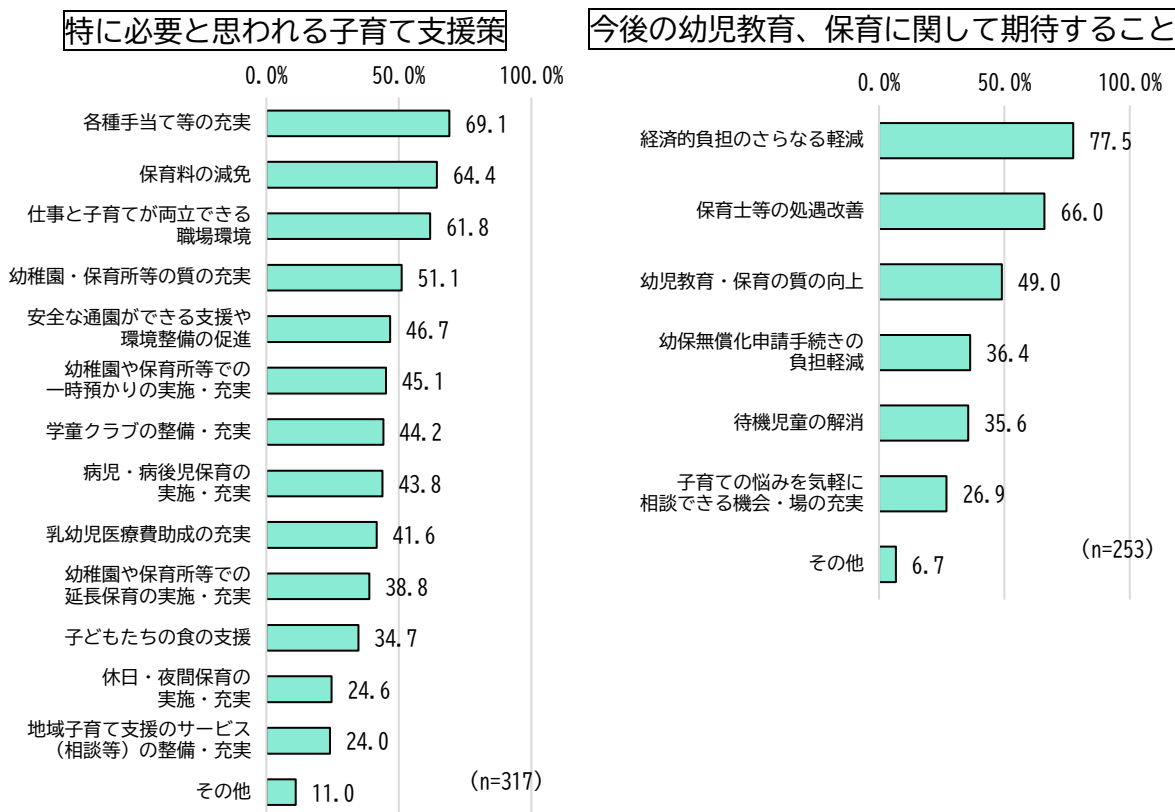
⑪ 育児休業取得状況

育児休業を取得した、あるいは取得中である人は、母親が53.9%となる一方、父親は18.3%にとどまっています。



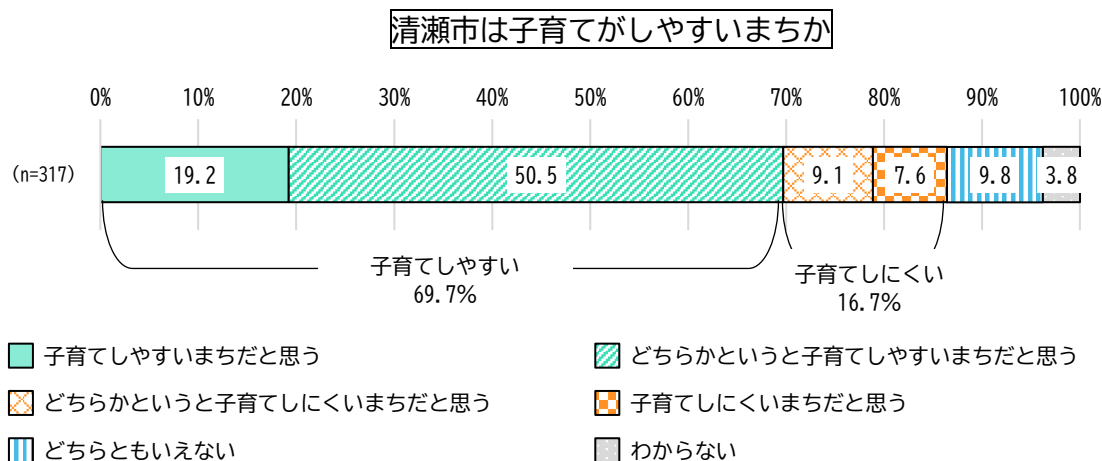
⑫ 子育て支援策

必要であると思う子育て支援策として、「各種手当等の充実」「保育料の減免」といった経済的負担の軽減が求められるとともに、「仕事と子育てが両立できる職場環境」を求める人が6割を超えています。また、今後幼児教育や保育に関して「経済的負担のさらなる軽減」が77.5%の人に期待されるとともに、「保育士等の処遇改善」についても66.0%の人に期待されています。

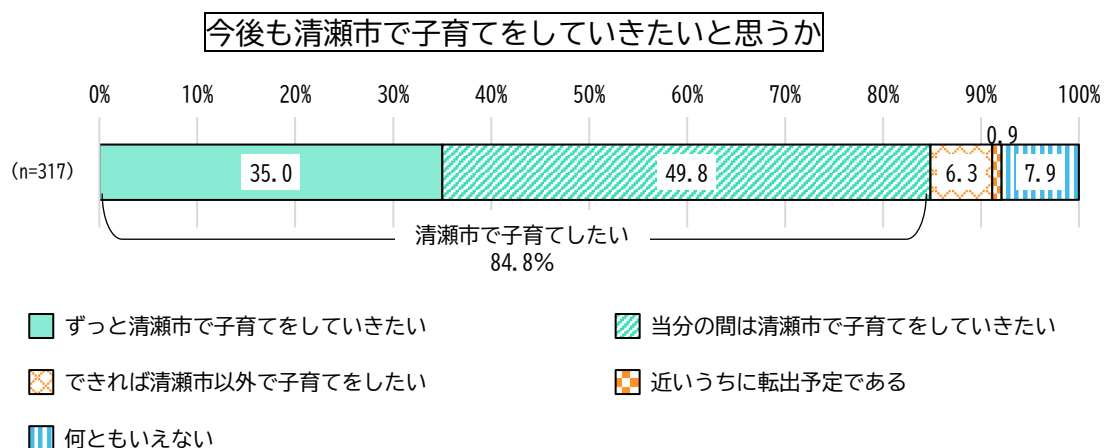


⑬ 清瀬市での子育て

清瀬市は「子育てがしやすいまちだと思う」あるいは「どちらかという子育てがしやすいまちだと思う」と、清瀬市は子育てがしやすいまちだと感じている人は69.7%と約7割となっています。

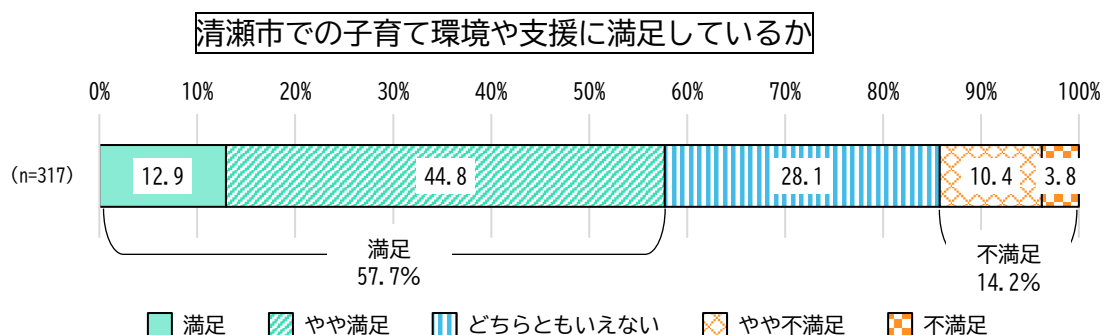


「ずっと清瀬市で子育てをしていきたい」あるいは「当分の間は清瀬市で子育てをしていきたい」と、今後も清瀬市で子育てをしていきたいと思う人は84.8%となっています。



⑭ 清瀬市の子育て環境や支援に対する満足度

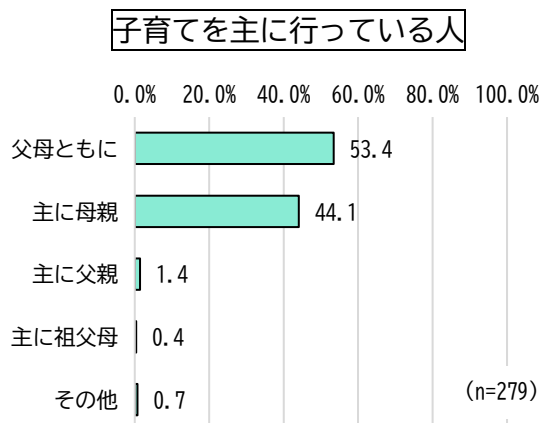
清瀬市の子育て環境や支援に対する満足度として、「満足」が12.9%、「やや満足」が44.8%となり、満足の意向を示している人は57.7%となっています。



(2) 小学生児童調査

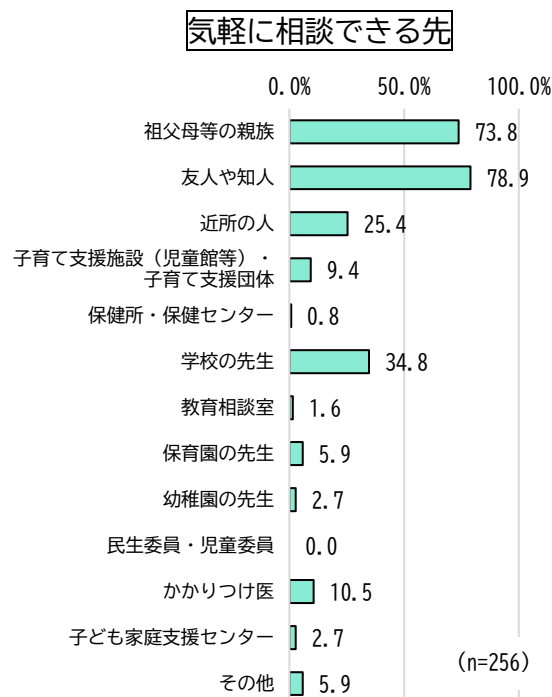
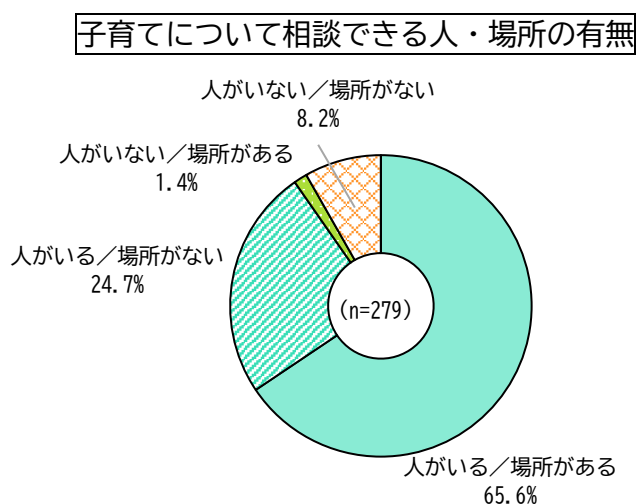
① 子育ての状況

子どもの子育てを主に行っている人として「父母ともに」が53.4%と5割を超えています。また、「主に母親」も44.1%と4割を超えています。



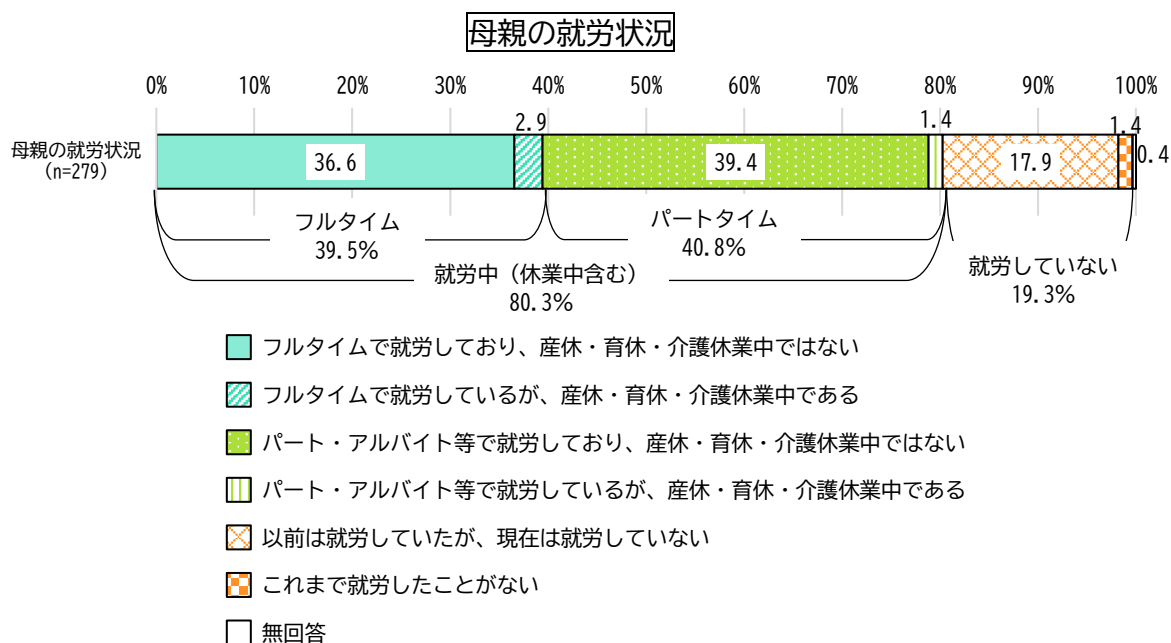
② 子育てについての相談

子育てについて相談できる人がいる、あるいは場所がある人が91.7%となる一方、相談できる人もいないし場所もない人は8.2%となっています。また、気軽に相談できる先としては「友人や知人」が78.9%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が73.8%となっています。



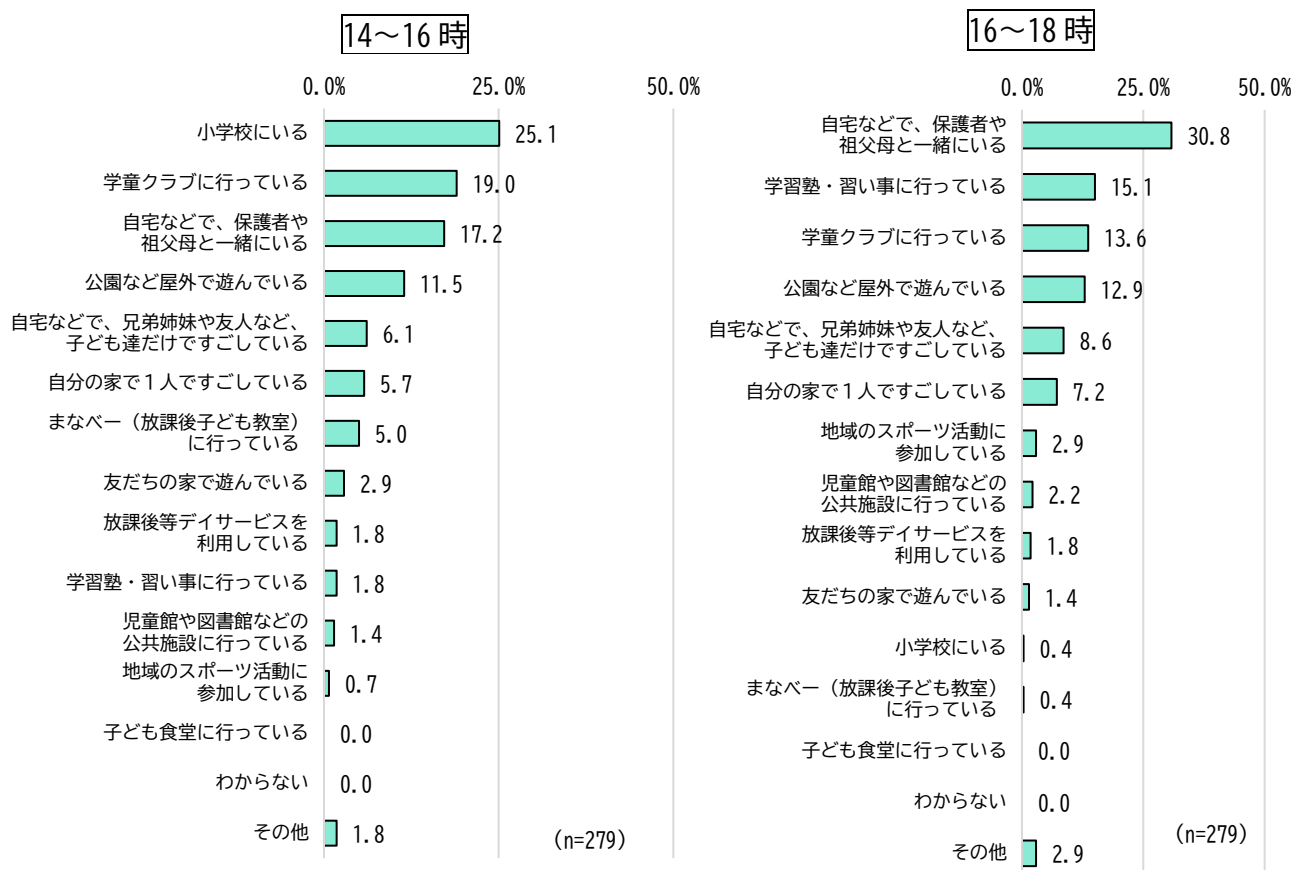
③ 母親の就労状況

母親の就労状況について、「就労中（休業中を含む）」の人は80.3%と約8割の人が就業中となっています。



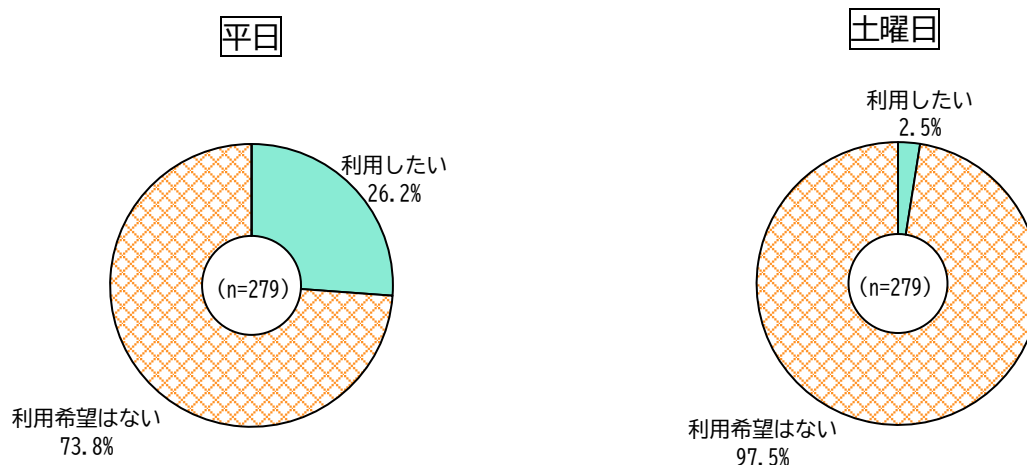
④ 放課後の過ごし方

放課後に過ごしている場所として、14～16時では「小学校」に次いで「学童クラブ」が19.0%と多くなっており、16～18時では「自宅」が30.8%「学習塾・習い事」が15.1%となっています。



⑤ 学童クラブの利用希望

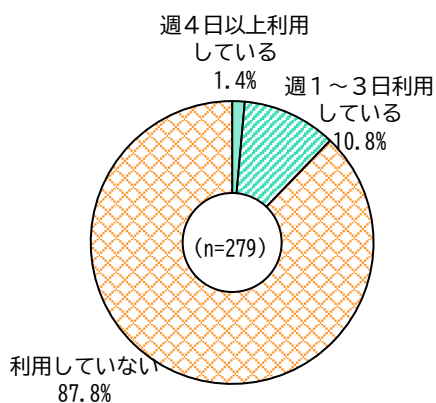
学童クラブを「平日」に利用を希望する人は26.2%となっており、「土曜日」に利用を希望する人は2.5%となっています。



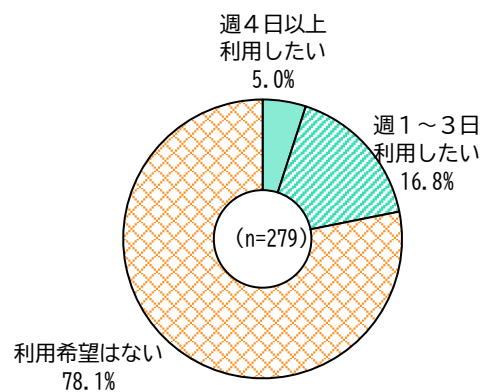
⑥ まなべー（放課後子ども教室）の利用状況

まなべー（放課後子ども教室）を「週4日以上利用している」人は1.4%、「週1～3日利用している」人は10.8%と、週1回以上利用している人は12.2%となっており、今後「週4日以上利用したい」人は5.0%、「週1～3日利用したい」人は16.8%と、週1回以上利用を希望している人は21.8%となっています。

まなべー（放課後子ども教室）の利用有無



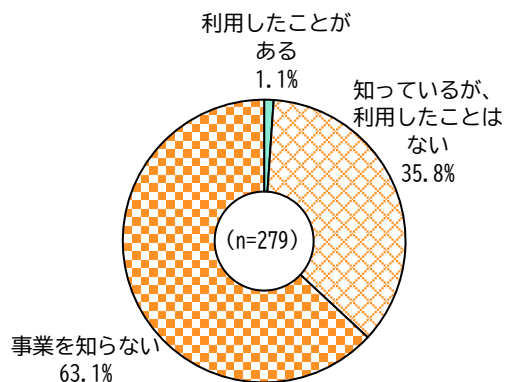
まなべー（放課後子ども教室）の利用希望



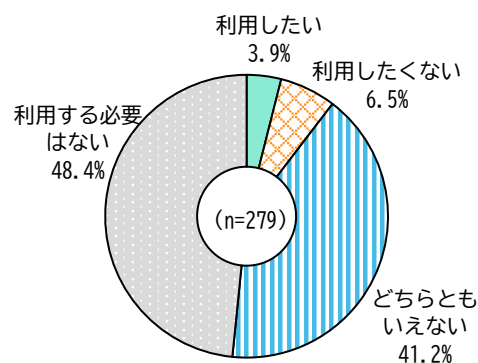
⑦ ショートステイ事業の利用状況

ショートステイ事業を「利用したことがある」人は1.1%となっており、「事業を知らない」人は63.1%となっています。また、今後ショートステイ事業の利用を希望する人は3.9%となっています。

ショートステイ事業の利用有無



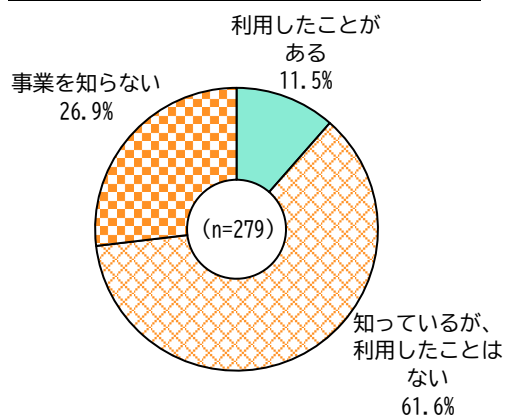
ショートステイ事業の利用希望



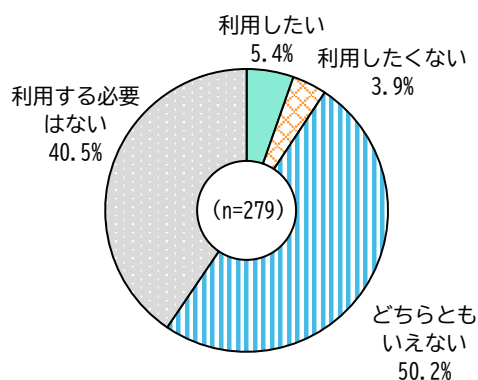
⑧ ファミリーサポート事業の利用状況

ファミリーサポート事業を「利用したことがある」人は11.5%となっており、「事業を知らない」人は26.9%となっています。また、今後ファミリーサポート事業の利用を希望する人は5.4%となっています。

ファミリーサポート事業の利用有無

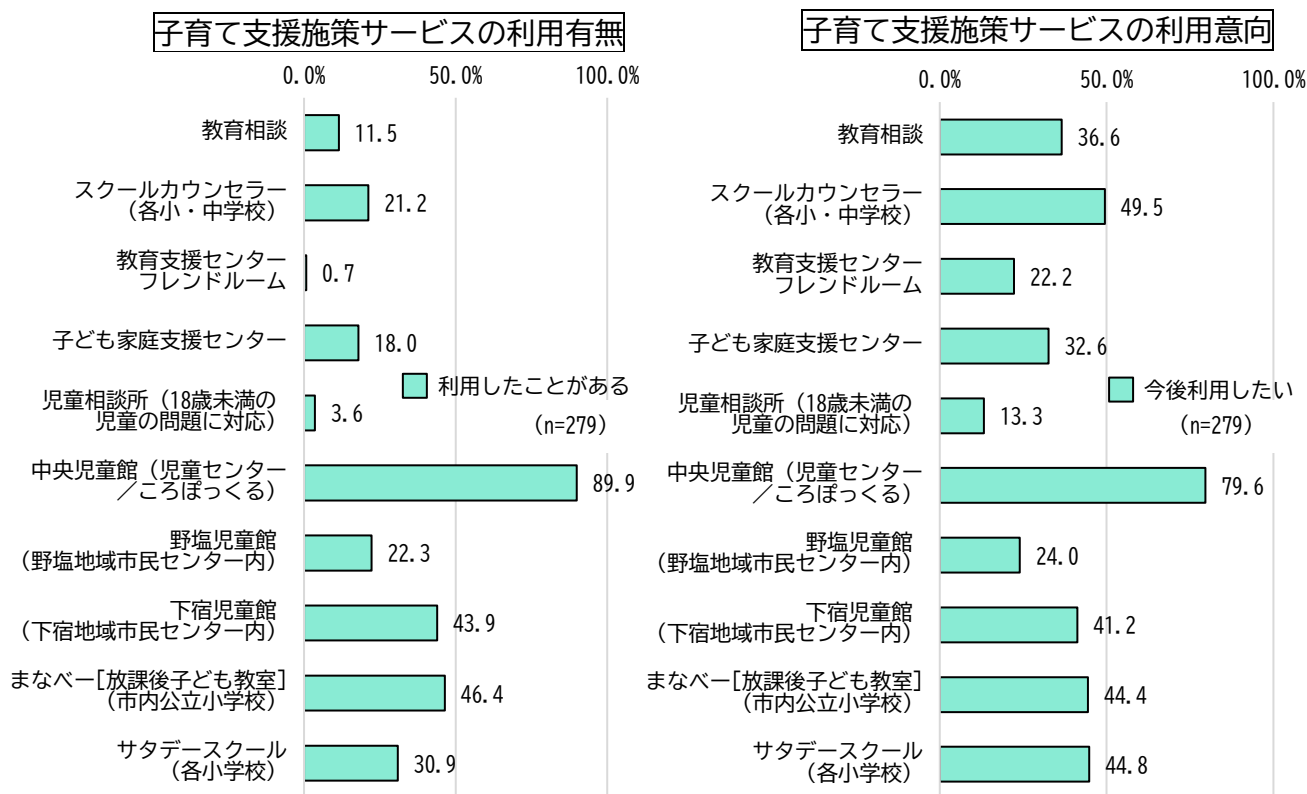


ファミリーサポート事業の利用希望



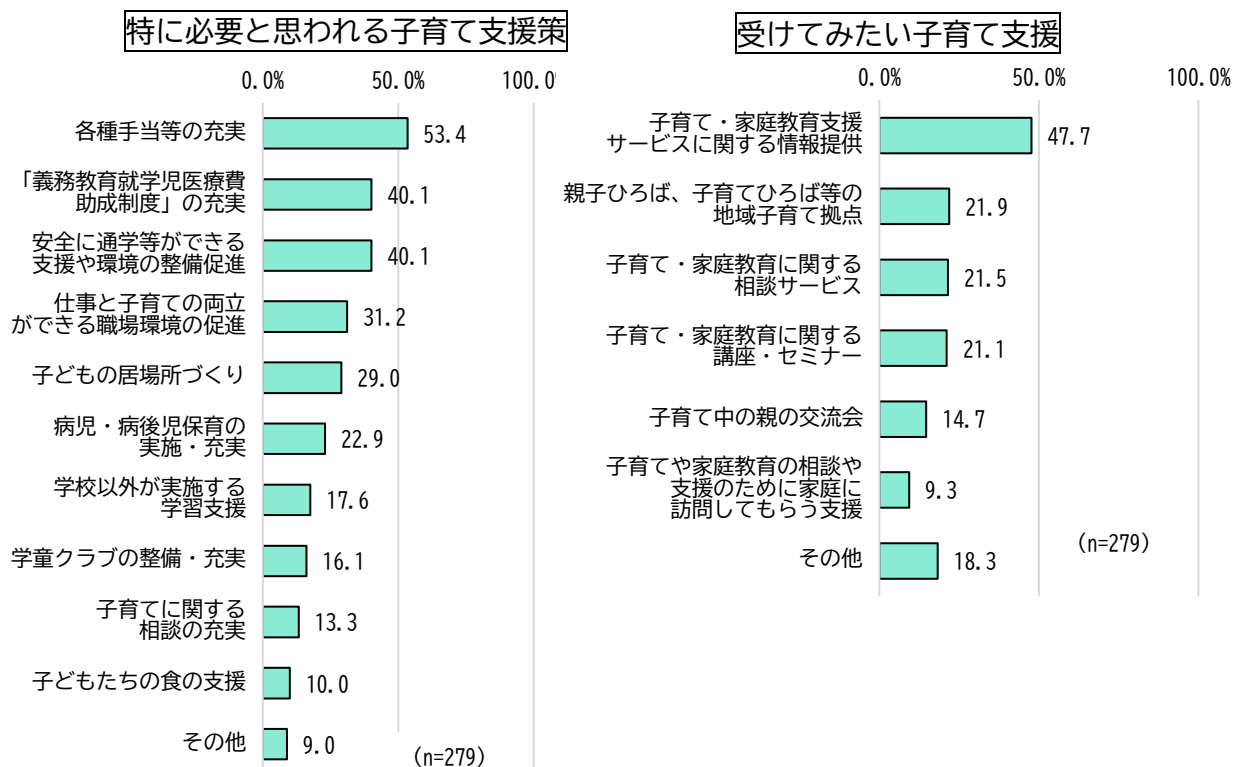
⑨ 子育て支援施策サービスの利用状況

「中央児童館（児童センター／ころぼっくる）」を利用したことがある人は89.9%と約9割となっています。また、今後利用したい子育て支援施策サービスとして「中央児童館（児童センター／ころぼっくる）」に次いで「スクールカウンセラー（各小・中学校）」が49.5%、「サタデースクール（各小学校）」が44.8%となっています。



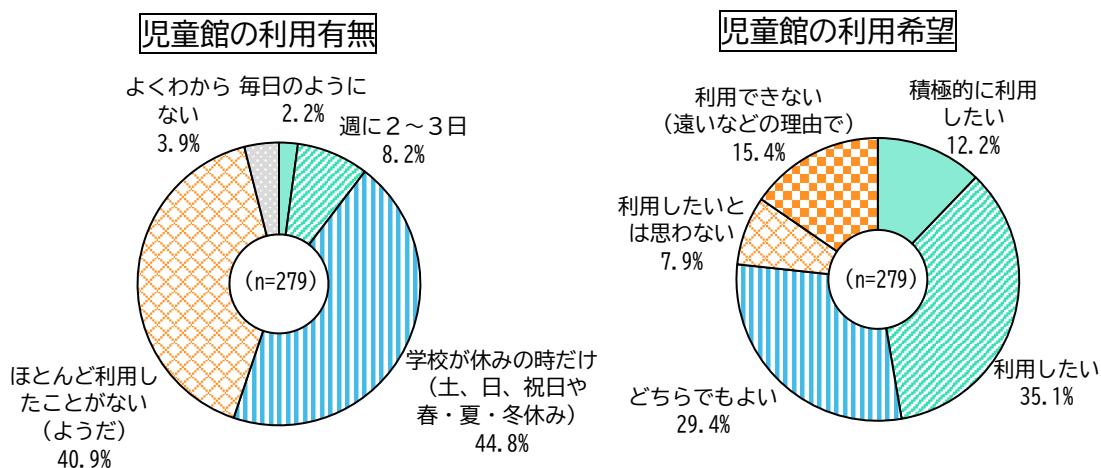
⑩ 子育て支援策

必要であると思う子育て支援策として、「各種手当等の充実」「義務教育就学児医療費助成制度」の充実といった経済的負担の軽減が求められるとともに、「安全に通学等ができる支援や環境の整備促進」を求める人が4割を超えています。また、受けてみたい子育て支援として「子育て・家庭教育支援サービスに関する情報提供」が47.7%と約5割となっています。



⑪ 児童館の利用状況

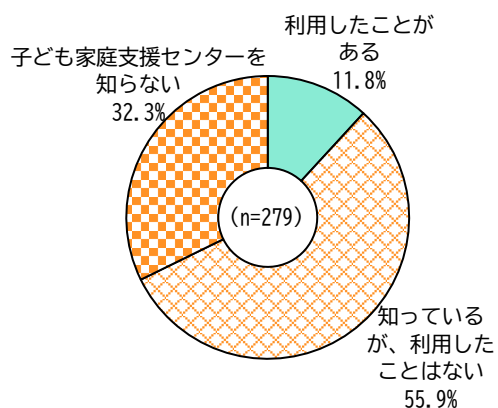
児童館を「毎日のように」利用している人は2.2%、「週に2～3日」利用している人は8.2%と、週に2日以上利用している人は10.4%となっており、今後「積極的に利用したい」人は12.2%、「利用したい」人は35.1%と、利用を希望する人は47.3%となっています。



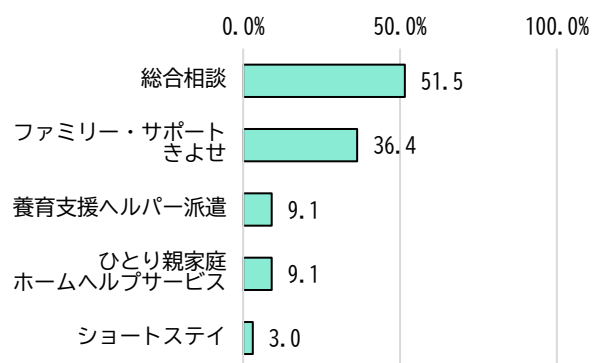
⑫ 子ども家庭支援センターの利用状況

子ども家庭支援センターを「利用したことがある」人は11.8%と約1割となっています。また、その際に利用した機能については「総合相談」が51.5%と最も多くなっています。

子ども家庭支援センターの利用有無



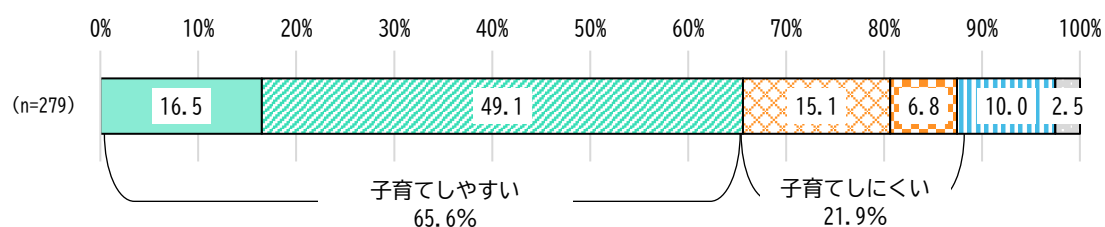
子ども家庭支援センターで利用した機能



⑬ 清瀬市での子育て

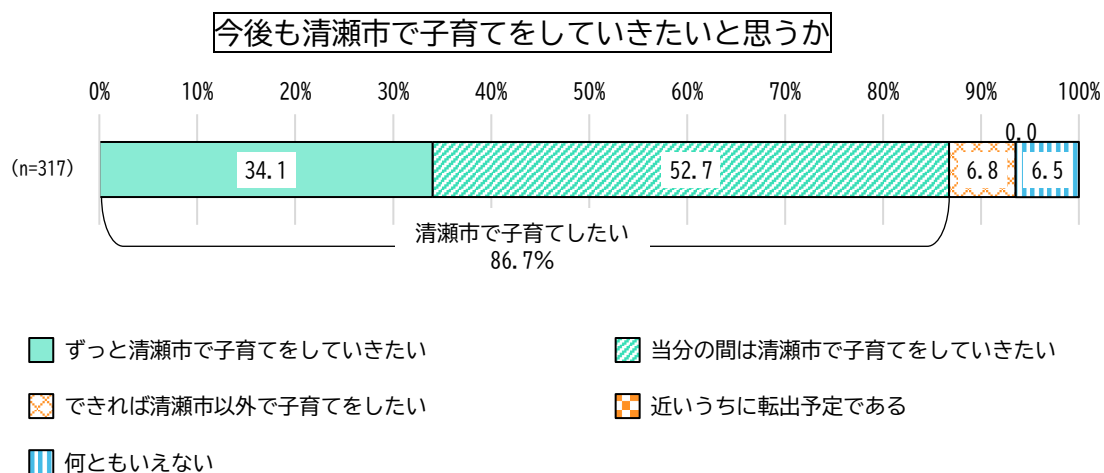
清瀬市は「子育てがしやすいまちだと思う」あるいは「どちらかという子育てがしやすいまちだと思う」と、子育てがしやすいまちだと感じている人は65.6%となっています。

清瀬市は子育てがしやすいまちか



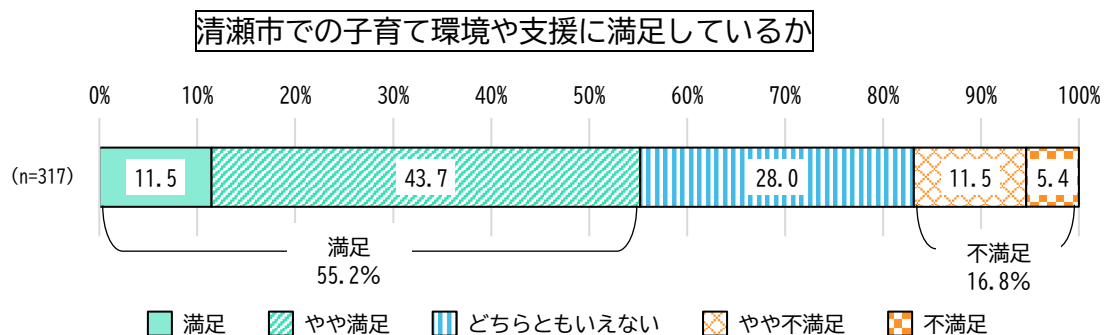
- 子育てしやすいまちだと思う
- どちらかという子育てしやすいまちだと思う
- どちらかという子育てしにくいまちだと思う
- 子育てしにくいまちだと思う
- どちらともいえない
- わからない

「ずっと清瀬市で子育てをしていきたい」あるいは「当分の間は清瀬市で子育てをしていきたい」と、今後も清瀬市で子育てをしていきたいと思う人は86.8%となっています。



⑭ 清瀬市の子育て環境や支援への満足度

清瀬市の子育て環境や支援に対する満足度として、「満足」が11.5%、「やや満足」が43.7%となり、満足の意向を示している人は55.2%となっています。



4. 子どもの意見聴取結果からみた状況

本計画の策定に当たり、「こども基本法」の基本理念や「こども大綱」の基本方針に基づき、子ども・若者の意見を尊重し、子どもや若者の意見を反映した実効性のある施策を推進するため、子どもや若者当事者に「居場所」や「遊び」、「市の公共施設」、「清瀬市の良いところ・良くないところ」などについて意見聴取を行いました。

	就学前児童	小学生 (低学年)	小学生 (高学年)	中学生	高校生年代 (16歳～18歳)	若者世代 (19歳～29歳)
対象	ゆりかご幼稚園・公立第三保育園に通園する児童から園にて抽出	市内公立小学校に通う1年生～3年生の全員	市内公立小学校に通う4年生～6年生の全員	市内公立中学校に通う生徒全員	市内に在住する16歳～18歳の市民から500人を無作為抽出	市内に在住する19歳～29歳の市民から500人を無作為抽出
対象者数		1,755人	1,770人	1,732人	500人	500人
意見聴取方法	聴き取り	WEBアンケート				
意見聴取期間	ゆりかご幼稚園 令和7(2025)年 1月15日 公立第三保育園 令和7(2025)年 2月4日	令和6(2024)年12月10日 ～ 令和6(2024)年12月24日			令和6(2024)年12月16日 ～ 令和6(2024)年12月27日	
意見聴取数	ゆりかご幼稚園 59人 公立第三保育園 52人	873人	1,238人	1,245人	68人	39人
意見聴取率		49.7%	69.9%	71.9%	13.6%	7.8%

今回、小学生から若者世代にかけて、WEBアンケート形式による子どもの意見聴取を実施したところ、例えば清瀬市の良いところや良くないところについて訊いた設問については、いずれの年代においても9割以上という高い割合で自由意見(回答)が挙げられました。この結果を受けて、子どもの意見聴取の機会を作ることで、様々でかつ具体的な意見を挙げてもらうことができ、また、収集された意見を子ども・若者に向けた施策・事業の検討に有効活用していくことも可能であることがわかりました。

(1) 小学生、中学生、高校生年代、若者世代 意見聴取結果**① 居場所**

小学生に家や学校以外で“ほっとする”ことができる場所はどこか、また、中学生・高校生年代に家や学校以外で居心地の良いと感じる場所はどこか訊いたところ、市の施設としては、「公園・広場」「図書館」「児童センター・児童館」という意見が多く挙げられました。

外では「公園・広場」、室内では「図書館」や「児童センターや児童館」が家や学校以外の居場所として活用されていることが改めて認識されました。

●小学生（低学年）（873人中、568人からの自由意見・複数意見、10人以上の意見）

分類	人数	詳細
親族の家	245人	祖母・祖父・祖父母の家、いとこの家、親戚の家など
公園・広場	109人	公園、広場、神社など
図書館	87人	図書館
習い事・塾	61人	習い事、塾、そろばん教室、ピアノ教室、書道・習字教室など
友達の家・友達と遊ぶ場所	47人	友達の家、友達と遊ぶ場所など
学童・放課後デイ	46人	学童、放課後デイ、まなべー（放課後子ども教室）
児童センター・児童館	31人	ころぼっくる（児童センター）、児童館
旅行・レジャーで行く場所	28人	ホテル、宿、温泉、遊園地、キャンプ場、テーマパークなど
商業施設	27人	お店、スーパー、ショッピングモール、商店街など
スポーツ	20人	サッカー、野球、プール、フィットネスクラブ、バスケ、ボウリングなど
乗り物	12人	車、電車、新幹線、バス、飛行機など
飲食店	11人	飲食店、カフェなど

●小学生（高学年）（1,232人中、822人からの自由意見・複数意見、10人以上の意見）

分類	人数	詳細
公園・広場	318人	公園、広場など
習い事・塾	196人	習い事、塾、そろばん、ピアノ、英語、空手、ダンスなど
図書館	140人	図書館
友達の家・友達と遊ぶ場所	129人	友達の家、友達がいる所、友達と遊ぶ場所など
親族の家	117人	祖母・祖父・祖父母の家、いとこの家、親戚の家など
商業施設	47人	本屋、駄菓子屋、スーパー、ショッピングモール、お店、ペットショップ、映画館、コンビニなど
児童センター・児童館	40人	ころぼっくる（児童センター）、児童館
スポーツ	27人	野球、サッカー、プール、フィットネスクラブ、バスケットボール、道場、卓球場、体操教室、ドッジボールなど

分類	人数	詳細
乗り物・駅	19人	電車、車、バス、駅など
旅行・レジャーで行く場所	14人	ホテル、遊園地、温泉など
飲食店	13人	飲食店、カフェ、喫茶店、ファミレス、クレープ屋さんなど
自然がある場所	13人	自然がある場所、林、緑の多い所、空の下、川、森林など

●中学生（1,245人中、680人からの自由意見・複数意見、10人以上の意見）

分類	人数	詳細
習い事・塾	149人	習い事、塾、ピアノ教室、ダンススタジオなど
公園・広場	123人	公園、広場など
友達の家・友達と遊ぶ場所	103人	友達の家、友達がいる所、友達と遊ぶ場所など
親族の家	101人	祖母・祖父・祖父母の家、いとこの家、親戚の家など
図書館	90人	図書館
児童センター・児童館	34人	ころぼっくる（児童センター）、児童館
商業施設	30人	本屋、カラオケ、スーパー、ショッピングモール、お店、映画館、コンビニ、ゲームセンターなど
スポーツ	23人	野球、サッカー、プール、フィットネスクラブ、バスケットボール、テニスなど
飲食店	15人	飲食店、カフェ、喫茶店、ファミレス、など

●高校生年代（68人中、36人からの自由意見・複数意見、3人以上の意見）

分類	人数	詳細
友達の家・友達と遊ぶ場所	11人	友達の家、友達がいる場所、友達と楽しくできる場所など
商業施設	9人	カラオケ、本屋、カフェ、バッティングセンター、ボウリング場など
図書館	8人	図書館
習い事・塾	6人	塾、空手の道場、習い事、習い事のジム
公園・広場	3人	公園
自然がある場所	3人	けっけんのもり、川原、柳瀬川

また、中学生・高校生年代にどんな施設や場所があったら良いか訊いたところ、「自習室・勉強スペース」や「自習・勉強ができる図書館」といった意見が多く挙げられました。

中学生・高校生年代では「図書館」を勉強ができる、自習ができる場所として活用したいという意向が多いことがわかりました。

●中学生（403人中、396人からの自由意見・複数意見、10人以上の意見）

分類	人数	詳細
自習室・勉強スペース	56人	自習室、自習スペース、勉強スペース、自由に勉強することができるなど
ゲームができる場所：	45人	自由にカードゲームができる場所、自由にネットゲームできるところ、ゲームを話しながらできる場所
バスケットコート	42人	バスケットコート、バスケットができる場所
公園	38人	ボール遊びのできる公園、大きな声を出してもクレームなどが来ない公園
図書館	30人	図書館、自習ができる図書館、勉強ができる図書館
ショッピングセンター・モール	19人	ショッピングセンター・モール
サッカーコート	17人	サッカーコート、サッカーができる場所
体育館・スポーツ施設	16人	バスケットができる体育館。バドミントンができる体育館、スポーツができる体育館など
プール	13人	プール
映画館	12人	映画館

●高校生年代（35人中、35人からの自由意見・複数意見、3人以上の意見）

分類	人数	詳細
自習室・勉強スペース	11人	自習室、自習スペース、勉強スペース、自由に勉強することができるなど
運動場・スポーツセンター	9人	運動場・運動ができる施設、整備されたサッカー場、24時間使えるスポーツセンターなど
商業施設・レジャー施設	8人	ショッピングモール、カラオケ、簡単な遊園地的な場所など
公園	5人	ボールの使える公園、整備された広い公園、市営の大きめな公園など
交流スペース	3人	シルバー世代の方が知識を広めてくれる場所、サークルの様な物、フリー地域交流
図書館	3人	図書館

② 市の公共施設で直してほしいところ

小学生から高校生までに、公共施設で直してほしいところを訊いたところ、「トイレがない」「トイレが汚い」「トイレが暗い」といったトイレに関するものが多く挙げられました。今後、改めて子どもの意見を聴取する機会に、設置してほしい場所やきれいにしてほしい場所を確認し、優先順位を付けて対応していく仕組み作りが必要であると認識されました。

一方で公園や広場のトイレは子どもだけでなく大人も利用することから、子どもも大人もきれいに使う、あるいは維持していくための取組を、子どもと大人と一緒に考える機会が必要であることも認識されました。

また、「ボール遊びができない」「ボール遊びができるようにしてほしい」といった意見が挙げられており、子どもたちがボール遊びができる公園を望んでいることが分かりました。

ボール遊びに関しては、騒音のことなど近隣の住人に関わることであることや、公園は子どもだけではなく大人や高齢者も利用する場所であることを子どもにも理解してもらうとともに、すべての人が安全で安心して利用できるためのルール作りといったことも、子どもたちを交えて一緒に考え、みんなのための公園・広場づくりを進めていく必要があることが認識されました。

●小学生（高学年）（364人中、358人からの自由意見・複数意見、5人以上の意見）

分類	人数	詳細
トイレをきれいにしてほしい	116人	トイレをきれいにしてほしい、トイレ清掃をしてほしい、トイレを新しくしてほしい、トイレをいい匂いにしてほしいなど
遊具を増やしてほしい	94人	遊具を増やしてほしい、ブランコの数を増やしてほしい、滑り台・シーソーを増やしてほしい、のぼり棒をつけてほしいなど
公園や広場を増やす・広げる	36人	公園を広くしてほしい、公園を増やしてほしい、サッカーなどができる広い公園を増やしてほしいなど
ボール遊びができるようにしてほしい	36人	ボール遊びOKにしてほしい、サッカーができるようにしてほしい、バスケット、野球をできるようにしてほしいなど
遊具を直してほしい	27人	壊れた遊具を直してほしい、錆びている遊具を直してほしい、シーソーが外れやすいから直してほしいなど
草刈りをしてほしい	26人	草刈りをしてほしい、草を少なくしてほしい、抜いてほしい
ゴミを無くしてほしい、ゴミ箱を増やしてほしい	26人	ゴミを捨てないでほしい、ゴミ箱の設置、ゴミを持ち帰るようにしてほしい
きれいにしてほしい	16人	きれいにしてほしい、ベンチをきれいにしてほしい、遊具をきれいにしてほしいなど
トイレを設置してほしい	12人	トイレを設置してほしいなど
安全に安心してすごせるようにしてほしい	11人	安全にしてほしい
ベンチ・テーブル	10人	ベンチを増やしてほしい・ベンチが欲しい、テーブルなどを増やしてほしいなど
水の飲み場を設置してほしい	8人	水飲み場をつくってほしい、水飲み場を増やしてほしい、水飲み場を直す
芝生にしてほしい	5人	芝生にしてほしい

●中学生（211人中、207人からの自由意見・複数意見、5人以上の意見）

分類	人数	詳細
公園のトイレ・公共のトイレ	72人	公園などのトイレをきれいにしてほしい、公共施設のトイレをもっときれいにしてほしいなど
公園	26人	ボールが使える公園を増やしてほしい、公園の雑草を取ってほしいなど
図書館	18人	図書館をなくさないでほしい、図書館を増やしてほしいなど
駅・交通・道路	12人	道路の舗装をしてほしい、道路の街灯を増やしてほしい、駅の階段にエスカレーターがほしいなど
学校	11人	学校をきれいにしてほしい、学校のトイレをきれいにしてほしい、プールをきれいにしてほしい、学校に鉄棒がほしいなど
ころぼっくる	7人	バスケットゴールを直してほしい、自習室で他の部屋からの騒音などを防いでほしい、外の机を直してほしいなど

●高校生年代（24人中、23人からの自由意見・複数意見、3人以上の意見）

分類	人数	詳細
図書館	7人	図書館を増やしてほしい、図書館の自習スペースを拡充してほしいなど
駅・交通・道路	4人	道路を広げて欲しい、ガードレールをつけてほしい、きよバスの本数が少ない
運動・スポーツ	3人	サッカーができる場所を増やす、中高生向けの運動施設を増やしてほしい、体育館をもっと気軽に使えるようにしてほしい
公園	3人	大きめの公園がほしい、公園でボール系全面禁止を廃止してほしい
トイレ	3人	駅のトイレをきれいにしてほしい、公園のトイレを使いやすくしてほしい

●若者世代（18人中、18人からの自由意見・複数意見、3人以上の意見）

分類	人数	詳細
駅・交通・道路	6人	歩道を整備してほしい、街灯を増やしてほしい、駅のエスカレーターを整備してほしい
図書館	4人	図書館を減らさないでほしい、大規模な図書室があればいい
公園	4人	遊具のある公園が少ないところ、公園の遊具

③ 清瀬市の良いところ

小学生から若者世代に清瀬市の良いと思うところを訊いたところ、小学生（低学年）では8割以上、その他の年代については9割以上が清瀬市には「良いところがある」という意見を持っているということがわかり、子ども・若者が清瀬市のことを良く思っている割合が高いことがわかりました。

具体的には「自然が多い」「自然が豊か」「空気が美味しい」「川がきれい」といった、自然に関するところがどの年代でも多く挙げられており、都心に近いながらも自然が多いことが清瀬の良いところとして子ども・若者の多くが思っていることが改めて認識されました。

また、「人が優しい」「人が親切」「友達が優しい」など、人のやさしさについても清瀬市の良さとして多く挙げられました。このことは、子ども・若者にとっても、清瀬市というまちが第5次長期総合計画に掲げられている将来像の一つである「安全・安心・快適に暮らせる きよせ」として位置づけられるための一つのバロメーターと考えられるため、この結果を周知することで、より一層の安全・安心な暮らしの実現に向けての意識向上を図っていくことが可能であることがわかりました。

さらには特徴的なところとして、「野菜がおいしい」「野菜が多く取れる」、特に「人参がおいしい」ことが清瀬市の良さとして挙げられました。清瀬市の良さとして野菜に関することが多く挙げられることは、野菜自体がおいしいこともそうですが、学校給食などの取組、食育の取組、野菜に関する販売イベントなど、様々な取組が効果として表れているものと考えられます。この結果を野菜の生産者や流通業者、関係機関に共有することにより、それぞれのモチベーションにつなげ、さらに清瀬の良いところとして推進されることが可能であることがわかりました。

●小学生（低学年）（873人中、795人からの自由意見・複数意見、20人以上の意見）

分類	人数	詳細
友達がいる・友達がやさしい	123人	友達がいる、友達がやさしい、友達の家が近くにたくさんある、どんどん友達が作れる、友達とたくさん遊べるなど
自然が多い・自然豊か・空気がきれい	120人	自然が多い、緑豊か、自然豊か、空気がいい、植物がたくさんある、自然がきれい、緑がきれいなど
広い公園がある、公園が多い	109人	広い公園がある、公園がたくさんある、色々な公園がある
人がやさしい・人が親切	105人	人がやさしい、やさしい人が多い、助け合い・協力できるところ、人が親切、困っているとき助けてくれるなど
野菜がおいしい・野菜がたくさんとれる	78人	野菜がおいしい、野菜がたくさんある、新鮮な野菜がある、新鮮な野菜が安く自販機で買えるなど
畑が多い	42人	畑が多い、ひまわりがきれい、農業がさかんなど
店が多い	41人	お店が多い、スーパーが多い、広いお店があるなど
人参がおいしい、人参がたくさんとれる	40人	人参がおいしい、人参が多い、人参がたくさんとれる、ニンニンくんがかわいいなど
楽しいところがある、楽しい遊具がある	34人	楽しいところがたくさんある、楽しい遊具がある
学校がたくさんある・先生がやさしい	28人	学校がたくさんある、先生がやさしい、給食がおいしいなど
ころぼっくるがある	24人	ころぼっくるがある、ころぼっくるがあって楽しく遊べる、ころぼっくるで友達ができるところ、ころぼっくるが好きなど
無い	74人	ない、分からない

●小学生（高学年）（1,238人中、1,193人からの自由意見・複数意見、20人以上の意見）

分類	人数	詳細
自然が多い・自然豊か・空気がきれい	551人	自然が多い、自然豊か、緑が多い、自然がきれい、空気がきれい、植物がたくさんある、緑がきれいなど
広い公園がある、公園が多い	190人	公園がたくさんある、広い公園がある、色々な公園があるなど
みんな優しい・優しい人が多い	175人	みんな優しい、優しい人が多い、街の人が優しい、いい人がいっぱい、みんなが親切など
友達が多い・友達が優しい	137人	友達がいっぱいいる、友達がいる、友達が優しいなど
野菜がおいしい・野菜がたくさんとれる	78人	野菜がおいしい、野菜が多い、野菜がたくさんとれるなど
人参がおいしい・人参がたくさんとれる	63人	人参がおいしい、人参がいっぱい、人参がとれる、人参の収穫量が多い、自慢の人参など
平和・安全である	58人	平和・平和な町、落ち着く、事件が少ない、治安が良い、安心して暮らせるなど
畑が多い	43人	畑が多い、ひまわりがきれい、畑があるなど
店が多い	38人	お店がいっぱいある、お店が充実している、コンビニが多い、スーパーが多いなど
人がにぎわっている、人が多すぎない、活気がある	36人	人がにぎわっている、人が多すぎない、にぎやか、活気があるなど
町がきれい・町が明るい	25人	町がきれい、景色きれい、清瀬がきれい、けやき通りがきれい、明るい街など
学校が多い・学校の給食がおいしい	24人	学校が多い、学校の給食がおいしい、校庭が広い、先生が優しいなど
静か、ちょうどいい静かさ	22人	静か、うるさくも静かでもなくてちょうどいい、静かで穏やか、都会より騒がしくない
無い	43人	ない、分からない

●中学生（1,245人中、1,203人からの自由意見・複数意見、20人以上の意見）

分類	人数	詳細
自然が多い・自然豊か・空気がきれい	638人	自然が多い、自然豊か、緑が多い、自然がきれい、空気がきれい、植物がたくさんある、緑がきれいなど
交通の便が良い・どこに行くにも便利	181人	交通の便が良い・どこに行くにも便利、都心にアクセスしやすい、池袋まで一本でいける
店が多い	104人	店が多い、コンビニがある、好きなお店がある
公園がある、公園が多い	88人	公園がある、公園が多い
野菜がおいしい・野菜がたくさんとれる	42人	野菜がおいしい、野菜がたくさんとれる、直売所で野菜が安く買える
病院が多い	42人	病院が多い
みんな優しい・優しい人が多い	34人	みんな優しい、優しい人が多い
静か・のどか	29人	静か、のどか
人参がおいしい・人参がたくさんとれる	28人	人参がおいしい・人参がたくさんとれる
田舎すぎず都会すぎない	27人	田舎すぎず都会すぎない、程よく田舎
畑が多い	22人	畑がある、畑が多い
無い	90人	ない、分からない

●高校生年代（68人中、63人からの自由意見・複数意見、5人以上の意見）

分類	人数	詳細
自然が多い	39人	自然が多い、緑が多い、空気がおいしいなど
静か、のどか	10人	静か、のどかなど
野菜がおいしい・野菜が豊富	7人	野菜がおいしい、野菜が豊富など
人が優しい	6人	人が優しい、親切な人が多いなど
治安がいい・平和である	5人	治安がいい、平和であるなど
病院が多い	5人	病院が多い
店が多い	5人	コンビニが多い、駅回りにお店がたくさんあるなど

●若者世代（39人中、36人からの自由意見・複数意見、5人以上の意見）

分類	人数	詳細
自然豊か	19人	自然豊か、空気がきれいなど
アクセスが良い	11人	都心に近いなど
のどか・静か	8人	のどか・静かなど
野菜がおいしい・野菜が豊富	6人	野菜がおいしい・野菜が豊富など
病院が多い	6人	病院が多い
治安が良い・平和である	5人	治安が良い、安心出来る、平穏なところなど

④ 清瀬市の良くないところ

小学生から若者世代に清瀬市の良くないと思うところを訊いたところ、小学生（低学年）では約4割、小学生（高学年）では約3割が「無い」という結果となり、特に小学生で清瀬市について良くないと思うところが無い・見当たらないと思う割合が高いことがわかりました。

そうした中、小学生（低学年）では「怖い人がいる・けんかが多い」、小学生（高学年）では「悪い人たちがいる・不良がいる」、中学生でも「治安が悪い・不良が多い・暴走族がいる」といった意見が挙げられました。小学生・中学生からはその対応が求められていると考えられ、子ども・若者からの情報を関係機関に連携し、治安の向上を図る仕組み作りが必要となっていることがわかりました。

●小学生（低学年）（873人中、692人からの自由意見・複数意見、20人以上の意見）

分類	人数	詳細
無い	330人	無い、わからない
レジャー施設がない、ショッピングモールがない	96人	遊園地がない、プールがない、ホテルがない、ショッピングモールがない、映画館がないなど
公園が少ない・大きな公園がない	70人	公園が少ない、公園が狭い、大きな公園がない、公園に遊具があまりない、公園で花火ができないなど
ゴミのポイ捨て・ゴミが多い	55人	ゴミのポイ捨て、ゴミが多い、犬のフンが落ちている、川が汚いなど
怖い人がいる、けんかが多い	33人	怖い人（達）がいる、けんかが多い、事故が多い、悪いことをしている人がいるなど
遊ぶところが少ない	32人	遊ぶところが少ない、雨の日に遊ぶところがないなど
ボール遊びができない	25人	ボール遊びができない、ボール遊びができる公園が少ない、公園でボール遊びができないなど
お店が少ない	23人	お店が少ない、スーパーが少ないなど

●小学生（高学年）（1,238人中、1,179人からの自由意見・複数意見、5人以上の意見）

分類	人数	詳細
無い	350人	無い、わからない
お店が少ない	199人	お店が少ない、お店がない、スーパーが少ない、コンビニが少ない、近くにお店やコンビニがないなど
公園が少ない・大きな公園がない	154人	公園が少ない、大きい公園がない、公園が狭い、公園の遊具が少ないなど
遊ぶところが少ない	126人	遊ぶところが少ない、周りに遊ぶところがない、遊ぶところが狭いなど
ゴミのポイ捨て・ゴミが多い	80人	ゴミが落ちている、ゴミのポイ捨て、ゴミが多い、犬のフンが落ちている、川にゴミを捨てる人がいるなど
ショッピングモールがない、レジャー施設がない	69人	ショッピングモールがない、ゲームセンターがないなど
図書館が無くなるどころ	28人	図書館が無くなるどころなど
ボール遊びができない	26人	ボール遊びができるところがない、公園でボール遊びができないなど
飲食店が少ない	23人	飲食店が少ない、ファミリーレストランが少ない、近くに飲食店がないなど
悪い人たちがいる、治安があまり良くない	23人	悪い人たちがいる、治安があまり良くない、不良がいるなど

●中学生（1,245人中、1,199人からの自由意見・複数意見、20人以上の意見）

分類	人数	詳細
無い	131人	無い、わからない
ショッピングモールがない・レジャー施設がない	406人	ショッピングモールがない、映画館がない、娯楽施設がない、ゲームセンターがないなど
お店が少ない	170人	お店が少ない、大きなお店がない、お店の種類が少ない、コンビニとか、スーパーが少ないなど
遊ぶところが少ない	121人	遊べるところが少ない、遊ぶところがないなど
駅が遠い・バスが少ない、交通の利便性が悪い	116人	バスが少ない、急行が止まらない、交通が不便、駅が遠い、駅が少ないなど
治安が悪い・不良が多い	95人	治安が悪い、不良が多い、暴走族がいるなど
畑が多すぎる	85人	畑が多いなど
公園が少ない・大きな公園がない	57人	公園が少ない・大きな公園がないなど
市のお金がない	48人	お金がないなど
施設が古い・汚い	35人	街や建物が古びている、公園が汚い、施設が汚いなど
ゴミのポイ捨て・ゴミが多い	33人	ポイ捨てが多い、ゴミが多い、ゴミがおちているなど
田舎っぼい	24人	田舎っぼい、田舎すぎるなど
バイクがうるさい	24人	バイクがうるさい、バイクが夜にうるさいなど
道路が狭い・信号が少ない	23人	道路が狭い、信号が少ないなど
図書館が少ない・図書館が無くなる場所	21人	図書館が少ない、図書館が無くなる場所など
畑が減っている、自然が減っている	20人	畑が減っている、自然が減っているなど
街灯が少ない、夜道が暗い	20人	街頭が少ない、街灯とか少なくて夜暗いなど
家が多い・マンションが多い	20人	家が多くなっている、家が多すぎる、マンションが多すぎる、家がたくさん建ってきているなど

●高校生年代（68人中、63人からの自由意見、5人以上の意見）

分類	人数	詳細
無い	7人	無い
お店が少ない	10人	スーパーが少ない、お店が少ない
公園が少ない・大きな公園がない	7人	公園が少ない・大きな公園がない
遊ぶところが少ない	7人	室内で遊べる所が少ない、小さい子向けの場所が少ない、若者が遊ぶ場所や施設がない
道路が狭い・信号が少ない	6人	道が狭い、信号が少ない

●若者世代（39人中、39人からの自由意見・複数意見、5人以上の意見）

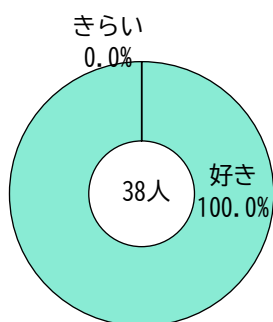
分類	人数	詳細
お店が少ない	13人	スーパーが少ない、お店が少ない
ゴミ袋が高い・有料であること	6人	ゴミ袋が高い、有料であること

(2) 就学前児童 意見聴取結果

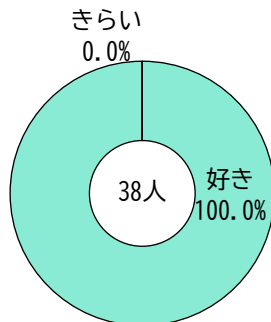
① 外での遊び

外で遊ぶことは好きか訊いたところ、園児111人全員が「好き」との意見となりました。今回、幼稚園並びに保育園一か所ずつの園児に訊いていますが、当該幼稚園・保育園の園庭が充実していることでこの結果につながったとも考えられるため、今後、園庭の環境整備にあたり、当該園の園庭を参考に検討を進めることも有効であることがわかりました。

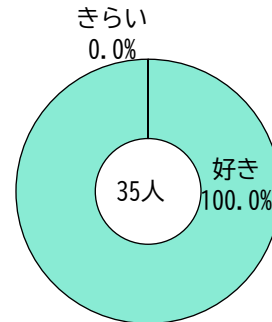
■ 3歳（年少）



■ 4歳（年中）



■ 5歳（年長）



外で遊ぶ時にあったらいいと思うものを訊いたところ、全般的には「ブランコ」「滑り台」「鉄棒」が多く挙げられました。また、「水道」「トイレ」といった遊具以外の意見も挙げられました。今後、公園や広場、園庭など遊具の整備を検討する際には、こうした意見を聞く機会を増やし、より地域の子どもの要望に応えた遊具の設置を進めていくことも有効であることがわかりました。

クラス	詳細（数字は意見が挙げたグループ数）		
3歳（年少） （7グループ）	ブランコ（2） ボール	滑り台 お人形	鉄棒 乗り物
4歳（年中） （7グループ）	鉄棒（3） シーソー（2） ジャングルジム	滑り台（3） 水道 砂場	ブランコ（2） ぐるぐる回るもの 遊園地っぽい遊具
5歳（年長） （6グループ）	鉄棒（2） 缶蹴りができる公園 ジャングルジム ブランコ うんてい	滑り台（2） ボール遊びができる公園 トイレ 跳び箱 木がいっぱいあってかくれんぼができる公園	自転車ができる公園 リリーハウス サッカーゴール キッチンカー

② 家の中での遊び

家の中で遊ぶ時にあったら良いと思うものについて訊いたところ、遊びとして人気があるものとして「人形」「ブロック」「ゲーム」などが挙げられました。今後、就学前児童向け室内型施設の遊具を検討する際には、これらの結果を参考とするとともに、こうした意見を訊く機会を増やし参考にしていくことも有効であることがわかりました。

クラス	詳細（数字は意見が挙げられたグループ数）		
3歳（年少） （7グループ）	人形（6） きょうりゅうのおもちや（2） 絵本 車 お絵描き テレビを見る 乗り物	おままごと（3） 電車（2） お絵描き タブレット ボール 粘土	滑り台（3） ブロック（2） サッカー 工作 ぬいぐるみと遊ぶ アンパンマンのパソコン
4歳（年中） （7グループ）	人形（4） テレビを見る（3） おままごと（2） 鉄棒 アンパンマンの車 ジャングルジム かくれんぼ	ブロック（4） トランポリン（3） ぬいぐるみ 砂 キッチン 磁石	ゲーム（3） トミカ（3） タブレット 滑り台 メガスタを作る 電車
5歳（年長） （6グループ）	ゲーム（6） ごっこ遊び（2） 人形 かくれんぼ トランポリン 塗り絵	テレビゲーム（2） ルービックキューブ（2） おかし作り テレビを見る ユーチューブ タブレット	絵本（2） ブロック（2） 家を作る 鬼ごっこ お絵描き

家の中で遊んでいて困ったことについて訊いたところ、「ジャンプができない」「コマで遊べない」「走ってはいけない」「ボールを好きなところへ投げられない」となっており、今後、室内型施設を検討する際には、こうしたことが自由にできる施設にするなど、意見を参考とすることも有効であることがわかりました。

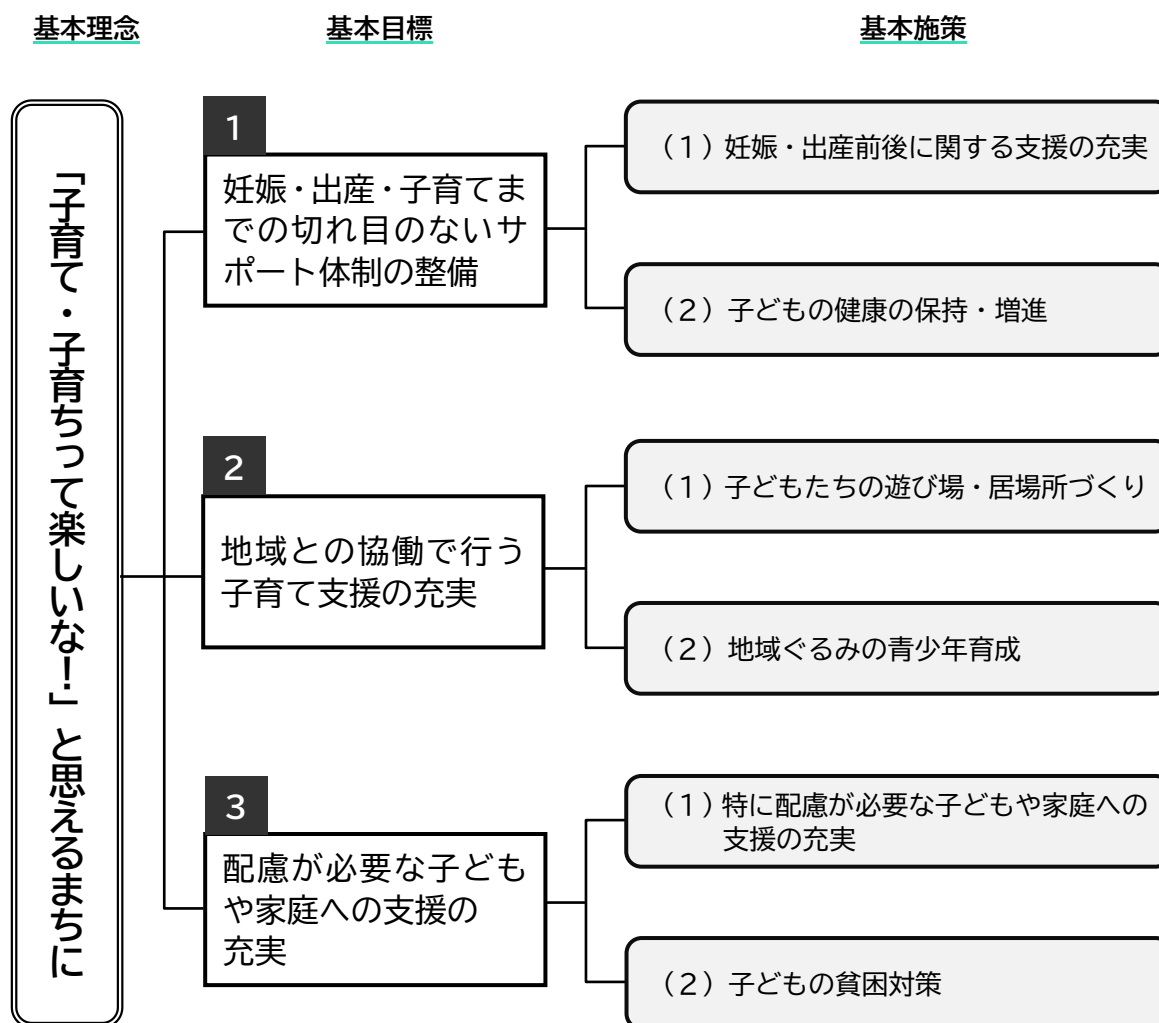
クラス	詳細（数字は意見が挙げられたグループ数）	
3歳（年少） （7グループ）	作った物がすぐ壊れたり、壊さなければならない ジャンプできない コマで遊びたいが無理と言われる	親がゲームしている時イヤになる
4歳（年中） （7グループ）	兄弟に邪魔される（2） テレビが見たい 弟にケガしてほしいくない 走ってはいけない 一人でお留守番する時	遊びたいのに遊んでくれない（2） ママと一緒に遊んでほしい 弟に邪魔されたくない 粘土が落ちる、服につく
5歳（年長） （6グループ）	兄・姉に邪魔される（3） ボールを好きな所へ投げられない 作った工作を捨てられる スマホ・タブレットの時間制限 ママがスマホに夢中 赤ちゃんが生まれてママと遊べない	母に玩具を捨てられた タブレットを自由に使いたい 妹に合わせた遊びや玩具で嫌 ママを独占できない パパとももっと遊びたい お友達の赤ちゃんが来るとできない遊びがある

5. 前期計画の実施状況

(1) 前期計画における施策体系

前期計画では、幼児教育・保育の無償化や働き方改革の推進など、子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で、待機児童の解消や児童の放課後の居場所の確保、さらには児童虐待や子どもの貧困といった多様な課題の解決に向けて、様々な取組を進める必要がありました。

そこで、『「子育て・子育てって楽しいな!」と思えるまちに』を基本理念として、「妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないサポート体制の整備」、「地域との協働で行う子育て支援の充実」「配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実」の3つを基本目標とし、それぞれ2つずつの基本施策を設定して各事業に取り組むことで、子ども・子育て支援を総合的・計画的に推進してきました。



(2) 前期計画における基本目標と数値目標について

基本目標1 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のないサポート体制の整備

子育てを包括的に支援するため、妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援やさらなる充実、安心して子育てができるような環境の整備などに取り組むことを目標としました。

<基本施策ごとの取組と実績値>

基本施策(1) 妊娠・出産前後に関する支援の充実

- 母子保健部門と子育て支援部門等が連携し、妊娠期から子育て期にわたり、きめ細やかな支援を切れ目なく行えるよう努めました（「子育て世代包括支援センター事業」の実施）。
- 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や、妊婦・保護者への適切な情報発信を行うとともに、電話や面接・訪問での相談対応などを行いました。
- 出産前後の支援の充実に努めました（産後ケア事業の実施を検討）。

<前期計画の数値目標と実績値>

評価指標	平成30 (2018) 年度	令和6(2024)年度		出典等
		目標値	実績値	
妊娠12週未満での妊娠の届出率	94.6%	96.5%	93.9%	事務報告書
妊娠届時の保健師面接実施率	93.0%	96.5%	99.3%	事務報告書

基本施策(2) 子どもの健康の保持・増進

- 個別性の大きい乳幼児期の発達について、親が健康的な生活習慣の大切さに気づき、子どもの個性に合った発育・発達を促すような支援を行いました。
- 育児に関する悩みを持つ親を地域ぐるみで支えるために、市の関係各課や子育て支援団体などと積極的に連携・協働しながら子育て支援施策を推進しました。
- アレルギー疾患のある子どもやその保護者が、正しい知識を持って適切な日常生活を送ることができるよう普及啓発を行うとともに、学校や保育園などにおける事故予防や緊急時に適切に対応できるような人材の育成に努めました。
- 「食」の大切さについて親子に普及啓発しました。

<前期計画の数値目標と実績値>

評価指標	平成30 (2018) 年度	令和6(2024)年度		出典等
		目標値	実績値	
乳幼児健康診査受診率	96.6%	97.8%	97.4%	3～4か月児健診 1歳6か月児健診 3歳児健診 の平均受診率
母と子どもの健康に関する情報提供や相談体制が充実していると思う人の割合	34.6% (平成29(2017) 年度)	40.0%	33.4%	清瀬市政世論調査

基本目標2 地域との協働で行う子育て支援の充実

地域コミュニティの活性化を図り、「次世代(子どもたち)を地域全体で育てていく」ため、児童館を始め保護者、学校関係者、市民、行政関係機関など、青少年育成に関わる団体と連携し、問題・情報の共有化を図り、地域協働で行う子育て支援、環境の充実を図ることを目標としました。

また、児童館の充実を図り、子どもたちの遊び場・居場所づくりに取り組むことを目標としました。

<基本施策ごとの取組と実績値>

基本施策(1) 子どもたちの遊び場・居場所づくり

- 各地域の児童人口の状況や「放課後子ども教室」等の動向を考慮しつつ、事業を行いました。
- 児童センター、各児童館の存在や事業、サービス内容について広報・周知に努めました。
- 児童センター・下宿児童館・野塩児童館において「中高生タイム」を継続実施し、中高生の居場所となるように努めました。
- 市民ニーズが高い清瀬駅南口地域児童館整備に向けて検討しました。

<前期計画の数値目標と実績値>

評価指標	平成30 (2018) 年度	令和6(2024)年度		出典等
		目標値	実績値	
児童館の利用人数	中央児童館 103,656人 野塩児童館 7,160人 下宿児童館 8,982人	中央児童館 105,000人 野塩児童館 7,500人 下宿児童館 9,100人	中央児童館 117,467人 野塩児童館 7,604人 下宿児童館 8,463人	令和6(2024)年 3月31日時点
野塩児童館まつり子ども参加人数	677人	710人	316人	令和6(2024)年 3月31日時点

基本施策（2）地域ぐるみの青少年育成

- 青少年の健全育成のため、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を明確にし、これまで以上に連携を強めて、地域社会全体で取り組みました。
- 「連絡会議」（「児童青少年連絡協議会」）においてテーマを決め、情報の共有を行うとともに、具体的な取組について検討を進めました。

<前期計画の数値目標と実績値>

評価指標	平成30 (2018) 年度	令和6（2024）年度		出典等
		目標値	実績値	
地区委員会会議の実施	会議 年4回 全地区合同事業 年1回	会議 年4回 全地区合同事業 年1回	会議 年4回 全地区合同事業 年1回	令和6（2024）年 3月31日時点
児童青少年連絡協議会の実施	年2回	年2回	年2回	令和6（2024）年 3月31日時点
ジュニアリーダーズクラブ 参加人数	24人	30人	28人	令和6（2024）年 3月31日時点

基本目標3 配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

すべての子どもが健やかに育つことができる環境をつくっていくため、障害児家庭への支援、ひとり親家庭への支援などを行うとともに、子どもの貧困、ひきこもりや不登校の状態にある子どもと家庭への理解と対応や、児童虐待防止対策などを実施することを目標としました。

<基本施策ごとの取組と実績値>

基本施策（1）特に配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実

- 令和5（2023）年度に子育て支援課と子ども家庭支援センターをしあわせ未来センター内に移転し、ワンストップサービスを実施できる体制を強化しました。
- 子育て家庭の保護者の孤立化を早期に防ぐために、令和6（2024）年度にこども家庭センター機能を設置し、18歳までの児童がいる家庭を一体的に相談・支援する体制を強化しました。
- 「要保護児童対策地域協議会」を活用し、子どもと関係するあらゆる機関と連携し、特に配慮が必要な子どもと家庭の早期発見・適切な支援ができるよう努めました。

<前期計画の数値目標と実績値>

評価指標	平成30 (2018) 年度	令和6（2024）年度		出典等
		目標値	実績値	
相談件数	2,279件	2,674件	3,920件※	児童家庭相談システム

※ 令和4（2022）年10月に新管理システムを導入し集計方法が変更となったため、要対協受理したケースの内、面談対応した件数とした。

基本施策（2）子どもの貧困対策

- 令和6（2024）年度より子育て世帯の経済的支援として、子育てクーポン事業に代えて、子育てサービスと市内取扱店で使用できる電子商品券（きよせ・チルドレンファーストチケット事業）を付与し、これまでのクーポン券と商品券の一元化と、申請手続きの簡素化を実現しました。
- 市内の子ども食堂や子どもの居場所事業を運営する民間団体への支援を行うため、団体との定期的な連絡調整を行いました。
- 栄養バランスの崩れた家庭へのアプローチについて検討しました。
- 養育困難家庭の子どもが緊急時にも利用できるよう、ショートステイ事業の弾力的運用やトワイライトステイ事業について検討しました。
- 就学援助や、児童手当・児童扶養手当・児童育成手当といった経済的支援に関し、制度の充実や拡充を国や東京都に要望しました。また、申請の漏れがないよう、広報・周知に努めました。

<前期計画の数値目標と実績値>

評価指標	平成30 (2018) 年度	令和6（2024）年度		出典等
		目標値	実績値	
子ども食堂の実施箇所	10箇所	15箇所	14箇所	事務報告書
学習支援事業「まなぶる」の利用人数	3,199人	3,500人	1,056人※	事務報告書
ショートステイ事業の利用	145件 349日	200件 400日	365件 649日	事務報告書

※ コロナ禍により利用人数が大幅に減少した。

前期計画の数値目標と実績に対する評価

前期計画の基本目標として、市民意識調査による「子育てしやすいまちだと思う」の割合を就学前児童では平成30（2018）年度の80.5%から令和5（2023）年度には85.0%に増加、小学生では平成30（2018）年度の69.0%から令和5（2023）年度には74.0%に増加させることとしました。

しかし、令和5（2023）年度に実施した市民意識調査では「子育てしやすいまちだと思う」の割合が就学前児童では69.7%、小学生では65.6%といずれも目標値を達成することができませんでした。

本市では、これまでも様々な子育て支援についての施策に取り組んできましたが、今後さらに、子育て支援施策を推進していきます。

<前期計画の数値目標と実績値>

評価指標		平成30 (2018) 年度	令和5(2023)年度		出典等
			目標値	実績値	
「子育てしやすい まちだと思う」の 合	就学前児童	80.5%	85.0%	69.7%	市民意識調査
	小学生	69.0%	74.0%	65.6%	市民意識調査

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念（目指す姿）

国においては、令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行され、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ差別されないこと」、「すべてのこどもは意見が尊重され、こどもにとって最もよいことが優先して考えられること」といった基本理念が掲げられました。

さらには同年12月に「こども大綱」が閣議決定され、「こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること」、「こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと」、「ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること」といった基本方針が示され、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現」を目指す姿としました。

本市においても、「こども基本法」で示された基本理念、「こども大綱」で示された基本方針に基づき、子ども・若者の意見を尊重しながら、子ども・若者や子育て当事者を地域全体で支える仕組みづくりを推進し、子どもの権利を守る環境づくりや、すべての子どもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる環境づくり、さらには子どもを持ち、安心して子育てができる環境づくりのさらなる推進を目指し、本計画における基本理念（目指す姿）を「夢と希望があふれる、子ども・若者が育つまち」としました。

本計画における基本理念（目指す姿）

夢と希望があふれる、
子ども・若者が育つまち

2. 基本目標

子ども・若者や子育てを取り巻く状況やこれまでの取組、施策の評価などを踏まえ、「子ども」、「教育」、「子育て家庭」、「地域」の4つの視点でとらえた基本目標を設定し、基本施策については、これまでの施策体系を踏襲しつつ、取組と施策を新たに整理し、6つの基本施策としました。また、本計画の実施状況について、客観的な視点から点検・評価し、さらなる施策や事業の充実につなげていく指針として、基本目標ごとに評価指標と数値目標を設定します。

【視点1：子ども】

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重し、健やかな育ちを支える環境をつくる

すべての子どもの権利を尊重し、子どもが意見を表明して主体的に参画するための仕組みづくりや、多様な居場所づくり、切れ目のない総合的な相談体制の整備など、一人ひとりの健やかな成長、発達及び自立が保障された環境を構築します。

基本施策1. 子どもの権利を守る環境づくり

「子どもの権利条約」の4つの原則について、啓発活動を実施するとともに、様々な機会を通して、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。また、子どもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に市政やまちづくりに参加したりするための仕組みの構築について検討します。

■評価指標と数値目標

評価指標	現状値	目標値	出典等
	令和6 (2024)年度	令和11 (2029)年度	
子ども・若者の意見聴取の機会の充実	1回	増やす	当計画策定時

基本施策2. 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

小学生の安全・安心な「居場所」として「放課後子ども教室」を市内の9校の小学校全てで実施しています。また、児童センター『ころぼっくる』をはじめ、児童館も、乳幼児から小中高生にとって安全・安心な居場所となっています。今後も各地域の児童人口の動向を考慮しつつ、事業を行っていきます。

■評価指標と数値目標

評価指標	現状値	目標値	出典等
	令和6 (2024)年度	令和11 (2029)年度	
市内の子どもや若者は健全に育っていると思う人の割合	42.7%	48.0%	清瀬市政世論調査
誕生から就労に至るまでの悩みごとを相談できる体制が充実していると思う人の割合	14.9%	20.0%	清瀬市政世論調査

【視点2：教育・保育】

基本目標Ⅱ 教育・保育の支援の充実と質の向上を推進する

今後の人口動向等を踏まえ、保育の量の拡大から質の向上へと施策の力点を移し、研究機関等の多様な主体と連携を図り、質の高い幼児教育・保育環境を整備します。また、子どもの「生きる力」を育むため、学校教育の質の向上と地域の連携・協働のさらなる充実を図ります。

基本施策3. 教育・保育の支援の充実と質の向上

研究機関などの多様な主体と連携した幼児教育・保育内容の向上や、安全で安心かつ良質な環境の整備を目指します。また、保育園、幼稚園及び小学校が連携した小学校入学前教育や、小中連携教育等の充実を目指し社会や地域と連携した教育を実施する中で、子どもの豊かな人間性、社会性を育みます。

■評価指標と数値目標

評価指標	現状値	目標値	出典等
	令和6 (2024)年度	令和11 (2029)年度	
自分には良いところがあると肯定的な回答の割合（小学生）	82.4%	87.0%	長期総合計画実行計画
自分には良いところがあると肯定的な回答の割合（中学生）	77.6%	83.0%	長期総合計画実行計画

【視点3：子育て家庭】

基本目標Ⅲ 誰もが安心して子どもをもち、育てられる切れ目のない支援を充実させる

生まれる前から乳幼児期までの支援の充実と、子育て家庭への支援の一層の充実を図ることで、安心して子どもをもち・育てることができる環境を整備します。また、困難を抱える家庭などへの支援の充実を図ります。

基本施策4. 子どもをもち・育てることへの安心感を高める体制づくり

家族が皆健康で、安心できる環境の中で子どもを産み育てることができるよう、子育て支援策を充実させるとともに、子育て支援サービスに関する情報提供や気軽に相談ができる体制を構築します。それぞれの家庭の特性を理解し、子育ての主体である家庭において、親が子どもの健やかな育ちをゆっくり受けとめられるよう、親の不安や心の状態に寄り添いながら、その時々で家族自らが適正な判断ができるよう支援していきます。

■評価指標と数値目標

評価指標	現状値	目標値	出典等
	令和6 (2024)年度	令和11 (2029)年度	
清瀬市は『子育てしやすいまちだと思ふ』人の割合 (就学前児童保護者)	69.7%	75.0%	市民意識調査
清瀬市は『子育てしやすいまちだと思ふ』人の割合 (小学生保護者)	65.6%	70.0%	市民意識調査
今後も清瀬市で子育てをしていきたいと思ふ人の割合 (就学前児童保護者)	84.4%	89.0%	市民意識調査
今後も清瀬市で子育てをしていきたいと思ふ人の割合 (小学生保護者)	86.7%	90.0%	市民意識調査

基本施策5. 配慮が必要な家庭への支援

「子ども家庭支援センター」を児童虐待の予防と虐待案件への対応の中核機関とし、引き続き配慮が必要な子どもや家庭への相談対応、サービスの調整・提供を行うとともに、「要保護児童対策地域協議会」により、関係機関同士の連携を図る取組を行っていきます。

■評価指標と数値目標

評価指標	現状値	目標値	出典等
	令和6 (2024)年度	令和11 (2029)年度	
清瀬市の子育て環境や支援に『満足』の意向を示した割合 (就学前児童保護者)	57.7%	62.0%	市民意識調査
清瀬市の子育て環境や支援に『満足』の意向を示した割合 (小学生保護者)	55.2%	60.0%	市民意識調査

【視点4：地域】

基本目標Ⅳ 地域全体で子ども・若者を支える仕組みづくりを推進する

地域活動における子育て支援の充実を図るとともに、子ども・若者の市民活動への参加を促進し、地域とつながることで多様な人との関わりを通して社会性や人間性を育み、安心して成長できるよう、社会全体で子ども・若者を支える仕組みづくりを推進します。

基本施策6. 地域全体で子ども・若者を支える仕組みづくり

子どもや子育て当事者、子育て支援者、学校、地域が事業を通して対話の場を設けることで、世代を超えた地域のネットワークを構築するとともに、地域の中で子どもや若者が安全・安心にすごせる環境の整備を目指します。また、子ども・若者を社会総がかりで支えようとする意識が広がり、子ども・若者の健やかな成長を推進します。

■評価指標と数値目標

評価指標	現状値	目標値	出典等
	令和6 (2024)年度	令和11 (2029)年度	
学校の行事に協力したり参加したりしたことがある人の割合	38.7%	44.0%	清瀬市政世論調査
子どもや若者が地域で見守られていると思う人の割合	31.1%	36.0%	清瀬市政世論調査

3. 施策の体系

6つの基本施策に基づき、これまでの子ども・子育て支援総合計画での取組をはじめとして、清瀬市長期総合計画、地域福祉計画等の本市の関連計画での取組との整合を図ることで29の取組として整理し、施策の体系を設定しました。

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重し、健やかな育ちを支える環境をつくる



基本施策1 子どもの権利を守る環境づくり	(1) 子どもの権利と最善の利益を守る
	(2) ヤングケアラーへの支援
	(3) 児童虐待の未然防止と再発予防
	(4) いじめ防止対策
	(5) 児童相談体制の強化
基本施策2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	(1) 子ども・若者の多様な居場所づくり
	(2) 子ども・若者の参加・意見表明の促進
	(3) 不登校やひきこもりの子ども・若者への支援の充実
	(4) 障害児、社会的擁護を必要とする子ども・若者への支援の充実
	(5) 切れ目のない総合的な相談体制の整備
	(6) こころの健康づくり、自殺対策の推進
	(7) 子ども・若者への貧困対策、自立支援

基本目標Ⅱ 教育・保育の支援の充実と質の向上を推進する



基本施策3. 教育・保育の支援の充実と質の向上	(1) 質の高い幼児教育・保育環境の整備
	(2) 児童・生徒の就学支援
	(3) 学校教育の充実
	(4) 地域による子どもの育ちと学びの支援
	(5) 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援

基本目標Ⅲ. 誰もが安心して子どもをもち、育てられる切れ目のない支援を充実させる



基本施策4. 子どもをもち・育てることへの安心感を高める体制づくり	(1) 生まれる前から乳幼児期までの支援の充実
	(2) 母子の健康づくりの支援
	(3) 子育て家庭への支援
	(4) 結婚・出産を希望する人への支援の充実
	(5) 小児医療体制の整備
基本施策5. 配慮が必要な家庭への支援	(1) 様々な困難を抱える家庭への支援
	(2) ひとり親家庭への支援の充実
	(3) 外国にルーツを持つ子どもと家庭への支援
	(4) DVなどの相談支援の充実

基本目標Ⅳ. 地域全体で子ども・若者を支える仕組みづくりを推進する



基本施策6. 地域全体で子ども・若者を支える仕組みづくり	(1) 地域社会全体での子育て支援の充実
	(2) 子ども・若者の市民活動への参加の促進
	(3) 地域の連携による児童・生徒の見守り体制の強化

第4章 施策の展開

基本目標 I

子どもの権利を尊重し、健やかな育ちを支える環境をつくる

基本施策1. 子どもの権利を守る環境づくり

「子どもの権利条約」の4つの原則について、啓発活動を実施するとともに、様々な機会を通して、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。また、子どもの意見聴取の機会を作ることで、子ども・若者から様々なかつ具体的な意見を挙げてもらいました。今後も、子どもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に市政やまちづくりに参加したりするための仕組みについて検討します。

主な取組

(1) 子どもの権利と最善の利益を守る

「子どもの権利条約」の4つの原則「命を守られ成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」について啓発活動を実施します。

取組例	取組の概要
児童の人権に関する理解の普及・啓発	ポスターやチラシの配布などの普及・啓発活動を行います。

(2) ヤングケアラーへの支援

子ども家庭支援センターにヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ヤングケアラーの調査、ヤングケアラーの理解を深めるための周知・啓発を行うとともに、庁内関係各課の横断的な連携や、子ども食堂などの民間団体や関係機関との連携を強化し、ヤングケアラーの早期発見と迅速な支援につなげます。

取組例	取組の概要
ヤングケアラーの把握、相談・支援	家族の介護などにより学業などに支障が出ている児童・生徒を早期に発見するためのアンケートを学校で実施し、アンケートから気になる子どもには声かけをし、寄り添います。児童・生徒の状況から支援が必要と考えられる場合には、関係機関が連携して相談・支援を行います。

(3) 児童虐待の未然防止と再発予防

各制度の窓口において虐待の疑いが把握された場合、48時間以内に確認を行い、緊急性が高い場合には児童相談所につなぐなど、速やかに本人の安全を確保します。また、背景に経済的困窮や他の世帯員に課題がある場合、関係機関が連携し、包括的な解決を目指します。

取組例	取組の概要
児童虐待への対応	家庭の中で児童虐待や養育困難な状況が把握された場合、子どもの最善の福祉が守れるように関係機関が連携しながら本人や家庭の支援を行います。 (子ども家庭総合ケースマネジメント事業など)

(4) いじめ防止対策

学校、保護者、地域、関係機関の協力体制のもと、いじめ防止対策の検討を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けての取組を推進します。

(5) 児童相談体制の強化

深刻化する児童虐待に迅速、的確に対応するため、東京都児童相談所などの他機関との連携強化を図るとともに、虐待対策コーディネーターなどの専門人材の配置を検討します。

取組例	取組の概要
18歳未満の子どもと、その家庭に関するあらゆる相談への対応	18歳未満の子どもと、その家庭に関するあらゆる相談を受け付けます。 支援が必要と考えられる場合には、関係機関が連携して対応を行います。 また、特に子どもと家庭への相談経験が長く、研修を受けた虐待対策コーディネーターなどの専門人材の配置に取り組みます (子ども家庭総合ケースマネジメント事業)
養育家庭(里親)制度の普及啓発	様々な事情で親元での生活が困難な子どもを受け入れる養育家庭(里親)制度の普及啓発に取り組みます。 (在宅サービス基盤整備事業)

基本施策2. 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

本市では、小学生の安全・安心な「居場所」として「放課後子ども教室」を市内の9校の小学校すべてで実施しています。また、子どもの意見聴取結果によると、小学生、中学生、高校生年代にて、家や学校以外で居心地の良いと感じる場所として「公園・広場」「図書館」「児童センター・児童館」という意見が多く挙げられています（P33～35）。今後も各地域の児童人口の動向を考慮しつつ、子ども・若者の多様な居場所づくりを行っていきます。

主な取組

(1) 子ども・若者の多様な居場所づくり

現代では、共働き家庭の増加や少子化に加え、地域との関わりも少なくなってきました。家庭や学校以外の居場所がなく、孤立して困っている子どもに気付きにくい社会になっています。

本市では、放課後子ども教室は全公立小学校9校で実施しており、放課後児童クラブも学校内又は学校に隣接した施設で実施しています。放課後子ども教室及び放課後児童クラブの従事者が情報共有するなど引き続き連携を図っていきます。

また、児童センター・下宿児童館・野塩児童館・南部児童館において「中高生タイム」を実施し、中高生の居場所となるように努めます。

多様な居場所づくりの一つとして、市内で月に1回以上定期的に子どもたちの会食の場を提供する子ども食堂を運営する民間団体への支援を行うため、団体とは定期的に連絡調整を行います。

さらに、地域で連帯して子どもを支えることも、子どもの居場所づくりの目的だと考えます。特に「子ども第三の居場所」の考え方として、困難に直面している子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むことも求められています。

今後も、南部児童館のある中央公園や市内の公園などにインクルーシブ遊具※を設置し、様々な子どもたちが利用できる子どもの居場所を目指していきます。

また、公共施設を活用した子どもの居場所づくりについても検討しています。子どもの権利を尊重しながら、すべての子どもの心身ともに健やかな育ちを支援するため、市が取り組む事業をはじめ、様々な居場所が子ども・若者にとって安全で身近な存在となるよう寄り添った運営をしていきます。

※ 障害の有無、身体能力、年齢、言語に関わらずすべての子どもが同じ場所、同じ遊具と一緒に楽しめるように設計された包括的遊具

(2) 子ども・若者の参加・意見表明の促進

子どもたちに関わる重要なことならについては、子どもや若者の意見や希望が聞かれ、尊重され、決定の際にどのように考慮したかをフィードバックされることが重要だと考え

ています。

子どもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に市政やまちづくりに参加したりするための仕組みについて検討します。

(3) 不登校やひきこもりの子ども・若者への支援の充実

子どもや若者自らが相談しやすいよう、相談窓口のリーフレットなどを活用し、相談窓口などの普及啓発や相談体制の環境づくりを推進します。さらに、子どもや若者が目にしやすいツールの活用を検討します。特にひきこもりの問題は、相談に結びつけることが難しい事例が多く、さらなる「東京都ひきこもりサポートネット」の普及啓発に努めます。

(4) 障害児、社会的擁護を必要とする子ども・若者への支援の充実

障害や医療的ケアなどの有無に関わらず、すべての子どもが同じ場所で生活し、遊ぶことを通してともに育ちあうことが大切です。障害児や医療的ケア児など多様な支援ニーズに対応するなどインクルージョン[※]の推進を図り、そのような子どもが安心して生活できる環境を整備するため、研修などを通じて受け入れ体制の充実を図ります。

※ 障害の有無、年齢、国籍などに関わらず、すべての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合って共に暮らす社会を目指す概念

取組例	取組の概要
子どもの発達支援・交流センター運営管理事業	障害児の自立した生活を支援し、「地域と連携・交流しながら地域に暮らす親子を支える」を基本理念とし、各種事業を実施しています。相談支援や地域支援を行うとともに、市内の保育園や幼稚園、学校へ巡回相談といったアウトリーチ型の取組を継続的に行います。

(5) 切れ目のない総合的な相談体制の整備

子どもの育ちは地域社会全体で見守るものとの意識を醸成するとともに、子どもの権利を尊重しながら、誕生前から就学期以降まで切れ目のない支援を行います。

清瀬市しあわせ未来センターの設置により、教育相談室や子ども家庭支援センターをはじめ、様々な相談機関が一箇所に集積し、相談者の悩みについて、多角的な分野による横断的な対応を行います。

(6) こころの健康づくり、自殺対策の推進

小・中学校の教育課程に「SOS の出し方に関する教育」を位置づけ、児童・生徒が命の危機につながるような悩みを抱え込まずに、助けを求めても良いということを理解し、周囲の人に相談できるような環境づくりをさらに進めていきます。

(7) 子ども・若者への貧困対策、自立支援

ひとり親や低所得世帯などに対し、必要な情報が必要な方に行き渡るよう、広報・周知を強化します。また、就学援助や、児童扶養手当、児童育成手当といった経済的支援を実施し、あわせて制度の充実や拡充を国や東京都に要望していきます。

取組例	取組の概要
ひとり親や低所得世帯等に対する支援	ひとり親や低所得世帯などに対しては、「就学援助」や、「児童扶養手当」、「児童育成手当」といった経済的支援を実施しています。これらの支援の情報が必要な方に届くように広報・周知を行います。
学習支援事業 (まなぶる)	生活保護世帯などの子どもを対象に学習を支援します。
子ども食堂での食事の提供	子ども食堂は幅広く子どもが参加できる居場所のひとつですが、特に要支援・要保護家庭で十分な食事を準備できない子どもに対し、食事の提供などを活用した定期的な見守りを行います。

基本目標Ⅱ

教育・保育の支援の充実と質の向上を推進する

基本施策3. 教育・保育の支援の充実と質の向上

就学前児童調査によると、今後幼児教育や保育に関して「保育士等の処遇改善」について66.0%の人に期待されています（P22）。幼稚園教諭、保育士など、子どもの育ちを支援する者の処遇改善を図るとともに、研究機関などの多様な主体と連携した幼児教育・保育内容の向上や、安全で安心かつ良質な環境の整備を目指します。また、保育園、幼稚園及び小学校が連携した小学校入学前教育や、小中連携教育などの充実を目指し社会や地域と連携した教育を実施する中で、子どもの豊かな人間性、社会性を育みます。

主な取組

(1) 質の高い幼児教育・保育環境の整備

質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭、保育士など、子どもの育ちを支援する者の処遇改善、また各専門性や経験が極めて重要であり、研修などによりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障し、発達段階に応じた質の高い幼児教育・保育及び子育て支援を提供するため、子ども・子育て支援を担う人材の質の確保・向上に努めます。

取組例	取組の概要
私立幼稚園等助成事業	私立幼稚園などに在籍する幼児の保護者に対して保護者負担軽減補助や、私立幼稚園が実施する一時預かり事業に係る施設への補助金などの交付を行います。また、幼児教育・保育の無償化による施設型利用給付のほか、食材料費に係る補足給付を実施します。
保育園等の運営	公立保育園を運営し、また私立保育園、認証保育所、認可外保育施設などの運営費を助成して、保育園全体の運営を安定させます。民間保育園の保育士確保対策として保育士の家賃補助なども行っています。保育料軽減については、都補助を利用し第1子から支援を実施しています。待機児童対策も継続して行っています。令和8年度から実施される「こども誰でも通園制度」の制度化に向けた準備を進めています。
保育サービスの拡充	公立保育園では、児童のおむつ回収を継続し、保護者の負担軽減のためのサブスクを導入しています。給食調理業務と用務業務において民間活力を活用しています。働く保護者を支援するため、認可外保育施設である病児保育室「チルチルミチル」などに運営費の補助をしています。

(2) 児童・生徒の就学支援

高校や大学への進学に意欲的に取り組む子どもたちが、経済的理由により就学困難な状況とならないよう、児童・生徒の保護者に対し必要な支援を実施します。

(3) 学校教育の充実

時代に即した教育環境や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援環境を整備するとともに、情報機器の効果的な活用や体験活動の意図的・計画的な実施などを推進することで、子どもたちに「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健やかな体」といった「生きる力」を育みます。

(4) 地域による子どもの育ちと学びの支援

地域による子どもの育ちと学びの支援を推進し、家庭・学校・地域が協力して体験活動や探究的な学びを充実させるとともに、子どもたちの安全な居場所を確保し、多様な人々との関わりを通じて社会性や人間性を育む取組を推進します。家庭と学校、地域社会とが互に関心や理解を深め、学び、協働する関係を構築することで、社会総がかりで子どもを育成する環境を創造します。

(5) 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援

幅広い世代の市民が意欲的に学べる機会や、気軽に地域文化やスポーツ活動に親しむ機会を充実させるとともに、活動を通じた市民同士の交流やつながりを促進します。

また、市民が学びや活動で得た知識や技能を地域社会に生かす取組を支援し、地域の活気を高める人々の交流や地域のにぎわいを促進します。

基本目標Ⅲ

誰もが安心して子どもをもち、育てられる切れ目のない支援を充実させる

基本施策4. 子どもをもち・育てることへの安心感を高める体制づくり

就学前児童調査によると、清瀬市は子育てがしやすいまちだと感じている人は約7割となっています（P22）。家族が皆健康で、安心できる環境の中で子どもを産み育てることができるよう、子育て支援策を充実させるとともに、子育て支援サービスに関する情報提供や気軽に相談ができる体制を構築します。保護者が子どもの健やかな育ちをゆっくり受けとめられるよう、保護者の不安や心の状態に寄り添いながら、その時々で家族自らが適正な判断ができるよう支援していきます。

また、就学前児童調査によると、子育てについて相談できる人がいる、あるいは場所がある人が93.7%である一方、「相談できる人・場所」がどちらもいない人は6.3%となっています（P17）。市では各種相談事業を行っていますが、気軽に相談できる先としては低い結果となっています。子育て支援団体など様々な社会資源と連携・協働しながら地域全体で子育て世代を支えていけるよう、引き続き、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に努めることに加え、相談機能の周知にもしっかりと取り組みます。

（1）生まれる前から乳幼児期までの支援の充実

妊産婦やその家族に寄り添い個々に合わせたきめ細かな支援を目指し、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援「スマイルベビーきよせ（清瀬市版ネウボラ）」を引き続き実施します。

また、安心して子育てに取り組むことができるよう、母子保健や子育てに関する講座などを開催し、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や、妊婦・保護者への適切な情報発信を行うとともに、電話や面接、訪問での相談対応などを更に充実させ、相談先として活用していただけるよう、周知にも力を入れていきます。

取組例	取組の概要
妊産婦や新生児への訪問	保健師や助産師が訪問し、産前産後の母の体調やストレスの相談、新生児の発育などに適切な助言、指導を行います。
ホームビジターの派遣	研修を受けた先輩ママが家庭訪問し、利用者の気持ちに寄り添い、保護者の話を聴いたり、一緒に家事や育児を行います。
子育て家庭への訪問支援	家事・子育てなどに対して特に強い不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を行うことで、家庭状況や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぎます。

取組例	取組の概要
保健師活動	家庭訪問、面接・電話相談、関係機関などによる個別支援活動を実施します。
妊産婦相談事業	妊産婦が抱える様々な悩みに対し助産師などの専門職による相談支援を行います。
両親学級事業	講話や沐浴実習などを実施し、妊娠中の不安の解消、両親の育児支援、子育ての仲間づくりなどを実施します。
産後ケア事業	産後の心身の不調などにより育児支援を必要とする産婦に対し、訪問や通所、宿泊により心身のケア、育児サポートを行います。
1歳児子育て相談会	成長発達の著しい1歳の節目に保健師や栄養士などの専門職が集団での相談会を行います。
離乳食教室等栄養事業	月齢に合わせた、離乳食の調理実演・講話・講習及び相談を行います。
育児講座	子どもの発熱・嘔吐・下痢・アレルギー・事故など乳幼児の気になる症状と対応についての小児科医師などによる講話を行います。
発達・心理フォローグループ	乳幼児健診や発達健診の結果、運動面や発達面・心理面で経過観察を要する児及び保護者に対して、理学療法士・音楽療法士などによる指導や訓練、心理相談員による相談を実施します。
母親フォローグループ	ストレスを抱えている母親に対し心理相談員による集団療法の実施により育児ストレスの軽減を行います。
乳幼児救急講座	救急救命士・保健師などによる乳幼児の事故防止と家庭救急法の知識と技術を学ぶ講座を行います。
各種個別相談	保健師など専門職が随時電話や窓口で子どもの発達や親子の心身の健康について助言・指導を行います。

(2) 母子の健康づくりの支援

子どもの疾病の早期発見だけではなく、発育発達の確認、育児不安の軽減も目的とした乳幼児健康診査を実施し、個別性の大きい乳幼児期の発達について、保護者が健康的な生活習慣の大切さに気づき、子どもの個性に合った発育・発達を促すような支援を行います。

今後、産婦健康診査や新たな乳幼児健康診査についても検討し実施します。

取組例	取組の概要
妊娠の届出・母子健康手帳の交付	妊娠の診断を受けた方の届出により母子健康手帳と妊婦健康診査受診票を渡します。
妊婦健康診査事業	超音波検査及び子宮頸がん検診など妊婦健康診査に係る補助（最大14回）を行います。
妊婦・乳幼児の歯科健診等事業	乳幼児や妊婦への歯科健診や予防処置、歯科保健を実施します。

取組例	取組の概要
乳幼児健康診査、産婦健康診査	3～4か月児、1歳6か月児、3歳児について身体計測・診察・歯みがき指導・栄養・保育・心理相談などを実施。3～4か月児健診に併設して産婦に対して妊娠高血圧症候群や妊娠中の貧血の後遺症の早期発見も行います。
発達健康診査	乳幼児健診などの結果により発達の気になる児と保護者に対して小児神経専門医の診察・心理相談員の相談・作業療法士による訓練・指導を行います。
定期予防接種	BCG接種など国が指定している予防接種を実施します。
任意予防接種事業	インフルエンザや男子HPV、風しんの予防接種を実施します。

(3) 子育て家庭への支援

すべての妊産婦及び子育て世帯を切れ目なく支援するとともに困難を抱えた子どもとその家庭が地域で安心して生活できるよう、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営します。

子育てに関する家庭や子ども自身からの様々な相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたる、きめ細やかな支援を切れ目なく行うほか、相談先としての周知にも努めます。

令和6（2024）年度より、本市独自の子育て世帯への経済的支援として、市内で実施している子育てサービスと市内取扱店で使用できる電子商品券「きよせ・チルドレンファーストチケット」を付与しています。

取組例	取組の概要
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい「依頼会員」、援助を行いたい「提供会員」、両方を兼ねる「両方会員」による、預かりや送迎支援のマッチングを行い、支援します。
子育て家庭への訪問支援	家事・子育てなどに対して特に強い不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭を訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を行うことで、家庭状況や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぎます。
一時預かり事業	市内保育園や民間の一時預かりの取組に対し、補助を行います。
子育て家庭に対する経済的支援	子育て世帯への経済的支援として、「児童手当」の支給、都の「018サポート」の案内、未就学児世帯に対する市独自の電子商品券「きよせ・チルドレンファーストチケット」など、社会情勢に応じた子育て世帯への経済的支援に取り組みます。

取組例	取組の概要
医療費助成	0歳から高校就学期に当たる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯に対し、医療費を一部助成（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間は全額助成）し、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育て支援に資する取組を行います。
未就学児の遊びの場	児童センターや地域市民センター、公立保育園の一部で、未就学児（主に乳幼児）が、お父さん・お母さん・おじいちゃん・おばあちゃんと一緒に遊べる場を設置します。子育て情報の提供や育児相談なども実施します。 （子育てひろば事業、つどいの広場事業）

(4) 結婚・出産を希望する人への支援の充実

妊娠を希望する夫婦が保険診療対象外の不育症治療や検査を受けた場合に、負担軽減を図ることを目的に不育症治療医療費助成事業を実施します。

(5) 小児医療体制の整備

清瀬市医師会・医療機関、保健医療圏域[※]の各市と連携し、小児医療体制の確保及び充実を図ります。また、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査の実施や、定期予防接種の接種率向上のための周知の工夫、予防接種事務のデジタル化に向けた環境整備を行います。

※ 日常の保健医療の需要に対応するため複数の市町村をまとめて設定された基本的な地域単位のこと。救急医療を含む一般的な入院治療が完結するよう医療体制が整備されている。

取組例	取組の概要
小児初期救急平日夜間診療事業	平日の通常的な診療時間終了後から夜間までに発生した小児救急患者に対して、多摩北部医療センターで対応できるよう、5市医師会と共同で小児初期救急医療体制を確保し、診療事業を実施します。

基本施策5. 配慮が必要な家庭への支援

核家族化・世帯の小規模化（少人数化）、地域のきずなの希薄化などの中で、子育て家庭が孤立しないような支援の重要性が増しており、特に、ひとり親家庭や障害のある子どもを持つ家庭、外国人家庭、子どもの養育が困難な家庭など、配慮が必要な子どもや家庭への支援の充実が必要となっています。環境によって子どもの育ちに格差が出ることがないように、関連する支援制度について周知を進め、適切な支援を行います。

また、小学生児童調査によると、子ども家庭支援センターを「利用したことがある」人は約1割となっており、その際に利用した機能については「総合相談」が約5割となっています。

本市では、「子ども家庭支援センター」を児童虐待に係る予防及び対応の「第一義的窓口」とし、引き続き配慮が必要な子どもや家庭への相談対応、サービスの調整・提供を行うとともに、「要保護児童対策地域協議会」により、関係機関同士の連携を図る取組を行っています。

主な取組

(1) 様々な困難を抱える家庭への支援

子育て家庭の保護者の孤立化を早期に防ぐために、妊娠期から支援できるよう関係機関が連携して対応を行っていきます。特に、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営することで、子育て家庭や子ども自身からの様々な相談に、早期から切れ目なく継続的に応じ、虐待などの発生予防、悪化防止に取り組めます。

また、「要保護児童対策地域協議会」を活用し、子どもと関係するあらゆる機関と連携し、特に配慮が必要な子どもと家庭の早期発見・適切な支援ができるよう努めます。

養育困難家庭の子どもが緊急時にも利用できるよう、ショートステイ事業の弾力的運用に努めます。

取組例	取組の概要
母子保健の推進	妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。
18歳未満の子どもと、その家庭に関するあらゆる相談への対応	18歳未満の子どもと、その家庭に関するあらゆる相談を受け付けます。 継続した支援が必要と考えられる場合には、子どもと関わる様々な機関・関係者で構成する「要保護児童対策地域協議会」の関係機関が連携し、虐待の発生や悪化を予防するためのケースマネジメントを実施します。 (子ども家庭総合ケースマネジメント事業)
学習支援事業 (まなぶる)	生活保護世帯などの子どもを対象に学習を支援します。

取組例	取組の概要
子育て家庭への訪問支援	家事・子育て等に対して特に強い不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭に、複数の訪問事業を組み合わせ、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を行うことで、家庭状況や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぎます。 (ファミリー・サポート・センター事業、ホームビジター事業、子育て世帯訪問支援事業など)
子どもの宿泊・日帰りでの預かり	入院・出産・家族の看護など、一時的に家庭での養育が困難になった子どもの宿泊・日帰りでの預かりを実施します。 (ショートステイ事業)
低所得世帯等に対する支援	低所得世帯に対しては、「就学援助」や、各種子育てサービス利用費用の減免措置といった経済的支援を実施しています。 これらの支援の情報が必要な方に届くように広報・周知を行います。
保育園・幼稚園	低所得世帯に対して給食費を助成します。
ひとり親家庭等医療費助成 乳幼児医療費助成 義務教育就学児、高校生等医療費助成	子育て世帯の負担軽減のためひとり親や子どもの医療費に対する助成を実施します。

(2) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が抱える問題の解決を支援し、安心して子育てができるよう、母子・父子自立支援員が子ども・子育て支援サービスの利用について必要な配慮を行うほか、関係機関とも連携し、個々の状況にあった就労支援や資金貸付など、精神的負担や経済的負担の軽減に向けた支援を推進します。

取組例	取組の概要
ひとり親への手当	ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与するために、児童を養育している方へ手当を支給します。 (児童扶養手当、児童育成手当)
医療費の助成	子育て世帯の負担軽減のためひとり親や子どもの医療費に対する助成を実施します。 (ひとり親家庭等医療費助成、乳幼児や義務教育就学児、高校生等の医療費助成)
養育費の確保を支援	ひとり親の養育費確保のため、保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回保証料、公正証書作成手数料及び家庭裁判所への調停申立てに要する費用、裁判外紛争解決手続き(ADR)に係る費用を支援します。
ひとり親家庭への家事・育児の支援	ひとり親家庭が一時的な疾病などで日常生活に困っている時などに、ホームヘルパーが訪問し、家事や育児、送迎の支援などを行います。 (ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業)

(3) 外国にルーツを持つ子どもと家庭への支援

外国にルーツを持つ子どもや家庭が教育・保育施設などを円滑に利用できるよう、「やさしい日本語」をはじめとした多言語での情報発信を行うほか、日本語学習の支援など、個々の状況に応じた支援を推進します。

取組例	取組の概要
国際交流	清瀬国際交流会が多文化共生社会の推進のため実施する国際交流事業、日本語教室事業、多文化共生事業などに対する補助金を交付します。

(4) DVなどの相談支援の充実

専門の相談員により、女性が抱える様々な悩みに対応する相談体制を充実します。特に、DV被害者をいち早く救済するための相談しやすい環境を整え、自らが被害者であることに気づき、適切なアドバイスを受けることができるよう支援します。また、必要に応じて関係機関との連携を実施します。

取組例	取組の概要
アイレック相談（女性相談事業）	女性の様々な悩み（家族、仕事、生き方、パートナーからの暴力など）の相談を実施するとともに、その周知に努め、女性の心のケアに対応します。

基本目標Ⅳ

地域全体で子ども・若者を支える仕組みづくりを推進する

基本施策6. 地域全体で子ども・若者を支える仕組みづくり

子どもや子育て当事者、子育て支援者、地域などが事業を通して対話の場を設けることで、世代を超えた地域のネットワークを構築します。そして、地域資源を活用するなど公民連携により、核家族やひとり親家庭、共働き家庭など、多様な子育て世帯に対し、ニーズに応じた子育て支援サービスを提供し、地域で安心して子育てができる環境の整備を目指します。また、子どもの意見聴取結果によると、清瀬市の良いところとして「人が優しい」「人が親切」など、人の優しさについて多く挙げられている（P38～40）一方で、清瀬市の良くないところとして「怖い人がいる・けんかが多い」、「治安が悪い・不良が多い・暴走族がいる」といった意見が挙げられています（P41～42）。この結果を踏まえ、子ども・若者を社会総がかりで支える意識を広げ、子どもの見守り体制を強化し、子ども・若者の健やかな成長を推進します。

主な取組

（1）地域社会全体での子育て支援の充実

育児に関する悩みを持つ親を地域ぐるみで支えるために、市の関係各課や子育て支援団体等と積極的に連携・協働しながら子育て支援施策を推進します。

取組例	取組の概要
ホームビジター派遣事業	研修を受けた先輩ママが家庭訪問し、利用者の気持ちに寄り添い、一緒に家事や育児を行います。
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい「依頼会員」、援助を行いたい「提供会員」、両方を兼ねる「両方会員」による、預かりや送迎支援のマッチングを行い、支援します。

(2) 子ども・若者の市民活動への参加の促進

自分の家庭以外の家庭、学校、職場、地域などに参加することで、年代や価値観の異なる人々と関わり、人と協力すること、大切にすべきこと、してはいけないこと、意見を異にした時の対処の仕方などを体験し、人間関係や社会での習慣やルールを学ぶとともに、地域社会への参加及び参画を推進します。

取組例	取組の概要
多世代交流の機会	子どもから高齢者までの多世代が交流し、地域において生きがいづくりの場を創出できるように、地域福祉活動などの推進を図ります。

(3) 地域の連携による児童・生徒の見守り体制の強化

地域における自主的な防犯パトロールや啓発活動を実施し、防犯協会、自治会、保護司会などとの連携強化に取り組んでいきます。

取組例	取組の概要
市民安全の推進	シルバー人材センターに委託し、小学校低学年児童の下校の見守りや、長期休暇期間の駅前周辺パトロールを行います。また、ベストなどを貸与し自主的な見守り活動を促進します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育提供区域」を設定することを義務付けており、この「教育・保育提供区域」に基づき、本計画における施設・事業の「量の見込み」及び「確保方策」を決定するとともに、地域型保育事業の認可の際に需給調整を判断します。

【子ども・子育て支援法に基づく区域設定に当たっての視点】

- ・ 利用者及び事業者にとってわかりやすい区域設定を行うこと
- ・ 現在の教育・保育需要に対して、できる限り柔軟に対応できること
- ・ 利用者が利用しやすい範囲で施設の整備が可能であること
- ・ 居住エリア以外（通勤途上等）での利用ニーズにも柔軟に対応できること
- ・ 計画策定後の事業内容について、各施設・事業を通じて進捗管理を行いやすいこと

清瀬市子ども・子育て支援総合計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）では、教育・保育に係る施設整備や各事業の提供に当たり、市全体で柔軟に対応するため、市全域で一つの区域として設定しました。

教育・保育提供区域を一つに設定することにより、地区の境界付近に居住する方や勤務地等の都合、教育・保育内容の特性を踏まえた選択で、居住地区以外の施設・事業を希望するニーズに柔軟に対応できるとともに、事業等の認可申請に対して、他の地区との需給調整をすることなく認可することができます。

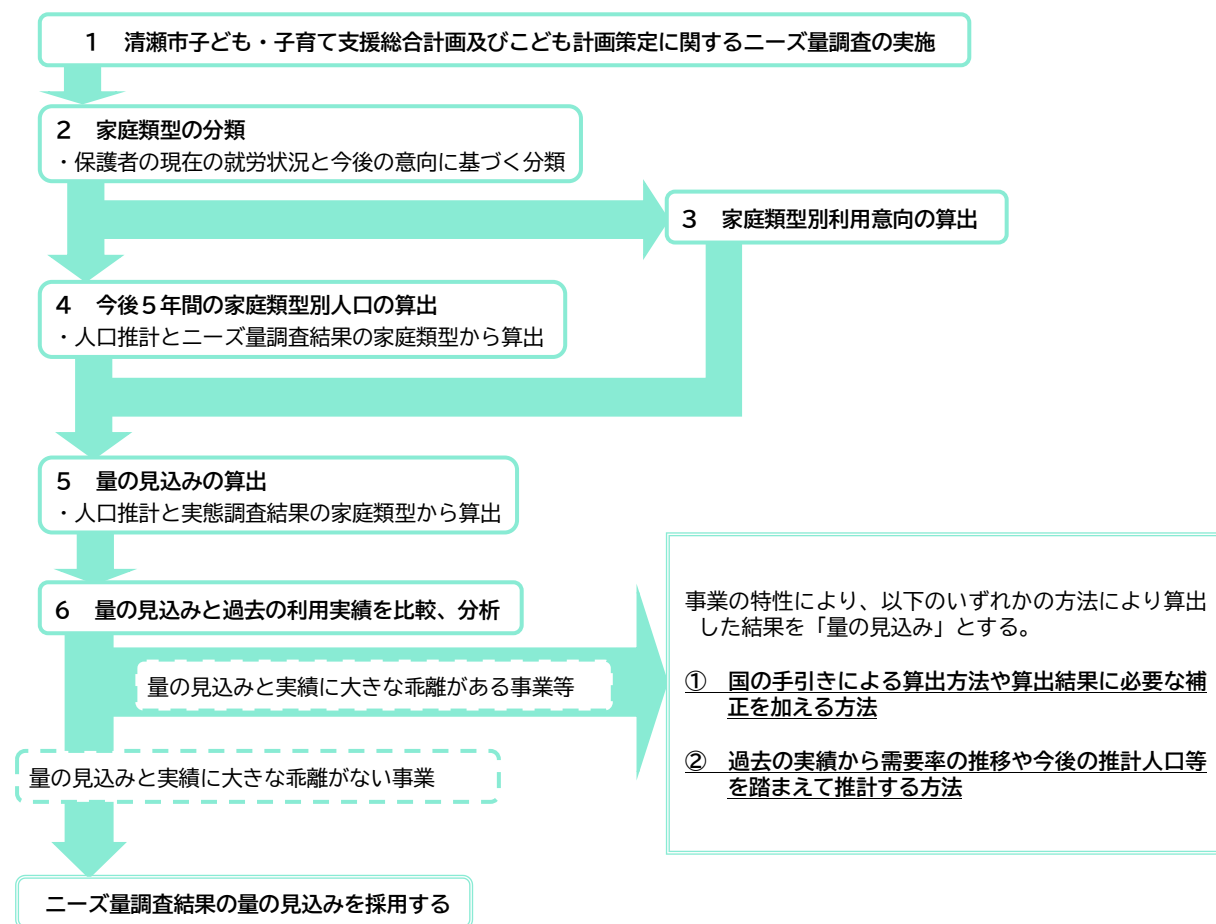
本計画においても、教育・保育に係る施設整備や各事業の提供に当たり、市全体で柔軟に対応するため、引き続き市全域を一つの区域として設定します。

2. 量の見込みと確保方策について

本計画では、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の施策内容について、計画期間における各年度の「量の見込み」を算出し、それに対する「確保方策」を示します。

「量の見込み」については、子ども・子育て支援法の基本指針において、現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。

本計画では、令和5（2023）年度に実施した「清瀬市子ども・子育て支援総合計画及びこども計画策定に関するニーズ量調査」をもとに以下の手順で推計を行いましたが、現在の教育・保育施設、地域子育て支援事業等の利用状況と比較し乖離が大きい事業については、各施設・事業ごとに過去の実績から需要率の推移や今後の推計人口等を踏まえ、量の見込みを算出します。



3. 清瀬市の児童数の推移と推計

令和2（2020）年度～令和6（2024年度）における児童数の推移について、未就学児、就学児ともに緩やかに減少しており、計画期間（令和7（2025）年度～令和11（2029年度））においても引き続き緩やかに減少が進むと推計されています。

「量の見込み」は、この将来児童数を基礎的数値として算出しています。

実績（各年度4月1日現在の住民基本台帳人口）

（単位：人）

年齢	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
0歳	452	459	433	429	424
1歳	478	500	487	461	464
2歳	537	506	528	499	472
3歳	586	562	515	534	510
4歳	588	589	567	524	539
5歳	562	597	598	577	524
小計 未就学児	3,203	3,213	3,128	3,024	2,933
6歳	629	567	609	602	587
7歳	589	631	566	615	607
8歳	610	584	643	570	615
9歳	634	615	588	639	578
10歳	654	641	616	589	640
11歳	655	657	639	610	589
小計 就学児	3,771	3,695	3,661	3,625	3,616
合計	6,974	6,908	6,789	6,649	6,549

児童数の推計

（単位：人）

年齢	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
0歳	412	409	407	407	408
1歳	438	434	431	429	430
2歳	453	449	445	442	440
3歳	469	464	459	456	452
4歳	494	485	479	474	471
5歳	519	507	498	492	487
小計 未就学児	2,786	2,748	2,719	2,700	2,687
6歳	543	531	519	509	503
7歳	567	554	541	529	519
8歳	586	570	557	544	532
9歳	611	594	578	565	552
10歳	615	619	602	586	572
11歳	709	618	622	605	589
小計 就学児	3,632	3,487	3,420	3,338	3,267
合計	6,418	6,234	6,139	6,038	5,954

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

小学校入学前の子どもを対象に、以下の施設において教育・保育を実施しています。これらの事業について、教育・保育提供区域（清瀬市全域を1区域とする）における量の見込み（需要）と確保の内容（供給）、更に不足する場合の確保方策を定めています。

事業名		概要	対象となる子ども
施設	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。園により、教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。	3歳～ 小学校入学前
	保育園	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。	0歳～ 小学校入学前
	認定こども園※	従来の幼稚園・保育園の枠組みを超えて、教育と保育を一体的に行います。	
地域型保育事業	小規模保育事業	家庭的保育に近い雰囲気のもとで、少人数（6人～19人）を対象にきめ細かな保育を行います。	0歳～2歳
	事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。	

【保育の必要性の認定区分】

幼稚園、保育園、認定こども園や地域型保育事業の利用においては、保育の必要性の認定区分に応じて、利用できる事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども		保育の必要量	利用できる主な施設・事業
1号認定	3歳～5歳	満3歳以上の小学校入学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定		満3歳以上で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園 地域型保育事業
3号認定	0歳～2歳	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子ども		

※ 子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」の認定区分を示しています。

保育短時間：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

保育標準時間：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）

(1) 幼児教育

事業内容

幼稚園等において、3歳から小学校入学前までの幼児に対し、発達の特徴を踏まえ、基本的な生活習慣の定着とともに人と関わる力や思考力、判断力、表現力の芽生え、規範意識の芽生えを育むための教育を行っています。

事業実施状況

① 市内幼稚園一覧（令和6（2024）年5月1日現在）

（単位：人）

	施設名	定員（単位：人）					預かり保育	
		満3歳	3歳	4歳	5歳	計		
私立	認定 こども園	清瀬ひかり幼稚園	12	42	43	43	140	実施
	未移行園	きよせ幼稚園	25	85	105	105	320	実施
		清瀬しらうめ幼稚園	30	80	85	85	280	実施
		清瀬たから幼稚園	15	105	125	105	350	実施
		清瀬富士見幼稚園	20	100	100	100	320	実施
		清瀬ゆりかご幼稚園	50	110	115	125	400	実施
		東星学園幼稚園※	30	50	50	50	180	実施
計		182	572	623	613	1,990		

※ 東星学園幼稚園は令和7（2025）年3月31日をもって閉園

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

平成28（2016）年3月時点の人口推計結果に対して、令和5（2023）年度に実施したニーズ調査結果に基づき算出しています。

確保方策

市内には7園の私立幼稚園がありますが、令和6（2024）年度末で、東星学園幼稚園（定員180名）が閉園となり、令和7年度より市内の私立幼稚園は6園となります。なお、現状においても十分な提供量を確保しており、令和7年度以降も引き続き確保提供数を維持していきます。

また、保育を必要としながらも、教育（幼稚園）を希望される方については、市内1園の幼稚園型認定こども園のほか、市内私立幼稚園全園で実施している預かり保育により、十分な提供量を確保しています。

（単位：人）

幼児教育		令和5 (2023)年度		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度		令和8 (2026)年度		令和9 (2027)年度		令和10 (2028)年度		令和11 (2029)年度	
		1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)	1号	2号 (幼児教育)
		① 量の見込み	認定別					509	210	500	206	493	204	488	202
	合計						719		706		697		690		684
② 確保方策※	認定こども園、幼稚園		140		140		140		140		140		140		140
	上記以外の幼稚園		1,850		1,850		1,670		1,670		1,670		1,670		1,670
	合計		1,990		1,990		1,810		1,810		1,810		1,810		1,810
過不足(②-①)							1,091		1,104		1,113		1,120		1,126
箇所数			7箇所		7箇所		6箇所		6箇所		6箇所		6箇所		6箇所

※ 幼稚園定員数

今後の方向性

今後も引き続き、近隣市まで送迎バスを運行するなど、広域的に園児を受け入れていきます。

また、預かり保育を利用する児童のうち、新2号認定（保育を必要と認められる）の児童については保護者の負担が認可保育を利用した場合と同等になるよう補助事業を実施していきます。

(2) 保育

事業内容

保育の必要性の認定（2号認定・3号認定）を受けた児童に対し、認可保育園保育施設及び小規模保育事業等の地域型保育施設において、保護者に代わって保育を提供しています。

事業実施状況

① 市内保育園一覧（令和6（2024）年4月1日現在）

（単位：人）

	施設名	定員							
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
認可保育施設	公立	第1保育園	6	10	12	20	25	25	98
		第3保育園	6	10	12	20	25	25	98
		第7保育園	-	10	12	15	15	15	67
	私立	清瀬駅前保育園	9	12	14	15	15	15	80
		清瀬上宮保育園	9	18	22	22	23	23	117
		のしお保育園	9	13	13	15	15	15	80
		中清戸保育園	9	10	12	16	16	17	80
		すみれ保育園	15	18	20	22	22	23	120
		すみれ保育園（分園）	3	11	12	-	-	-	26
		きよせ保育園	12	24	35	30	30	30	161
		きよせ保育園（分園）	3	10	10	-	-	-	23
		せせらぎ保育園	15	18	20	24	24	24	120
		清瀬どろんこ保育園	6	12	12	20	20	20	90
		のしお一丁目保育園	9	13	13	15	15	15	80
		メリーポピンズ清瀬ルーム	6	15	18	-	-	-	39
		中里どろんこ保育園	6	16	18	20	20	20	100
		メリーポピンズ松山ルーム	12	15	15	-	-	-	42
小計 認可保育園		135	235	270	252	263	266	1,421	
認定こども園（私立）	認定こども園ひかり	-	-	-	10	10	10	30	
小計 認定こども園		0	0	0	10	10	10	30	
地域型保育施設	小規模保育所（私立）	ピッコロルーム	3	4	4	-	-	-	11
		ゆりかごファーストスクール	-	8	10	-	-	-	18
		ちゃいるど保育園	-	8	10	-	-	-	18
		あいあいちびっこルーム	-	6	6	-	-	-	12
		ちあふるガーデン	3	5	6	-	-	-	14
	小計 小規模保育所		6	31	36	0	0	0	73
事業所内保育施設（私立）	なかよし保育園	3	3	3	-	-	-	9	
小計 事業所内保育		3	3	3	0	0	0	9	
計		144	269	309	264	275	277	1,538	

② 保育施設数の推移（各年度4月1日現在）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
公立	5箇所	5箇所	4箇所	3箇所	3箇所
私立	16箇所	17箇所	18箇所	19箇所	19箇所
計	21箇所	22箇所	22箇所	22箇所	22箇所

※ 分園を有する園は、本園1園のみでカウントしています。

③ 保育定員数の推移（各年度4月1日現在）

(単位：人)

年齢	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
0歳	147	147	147	147	144
1歳	262	262	267	269	269
2歳	304	304	307	309	309
3歳	247	247	249	264	264
4歳	258	262	260	275	275
5歳	261	261	262	275	277
計	1,470	1,483	1,492	1,541	1,538

④ 待機児童数の推移（各年度4月1日現在）

(単位：人)

年齢	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
0歳	0	2	0	1	1
1歳	14	6	3	2	4
2歳	1	0	0	3	1
3歳	4	0	1	0	3
4歳	0	0	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0
計	19	8	4	6	9

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

平成28（2016）年3月時点の人口推計結果に対して、令和5（2023）年度に実施した二一ズ調査結果に基づき算出しています。

確保方策

1・2歳の待機児童数が多い状況を踏まえ、市では、これまで主に、3号認定（0～2歳児）に対応した地域型保育事業の開設により、1・2歳の定員増を図りました。

また、乳児保育園は閉園しましたが近隣地に0歳～5歳児を受け入れる認可保育園を開設しており、実情に沿った保育施設の提供を行っています。

なお、令和7（2025）年度末で、清瀬市立第7保育園（定員67名）の廃園を予定していますが、令和8（2026）年度より隣地に私立の認可保育園（定員72名）を開設することにより、定員数の確保と充実を図る予定です。

【量の見込みと確保方策（2号認定（3歳～5歳：幼児教育以外））】

（単位：人）

保育 (2号認定(幼児教育以外))	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み			686	674	664	658	652
②確保方策	746	756	766	769	769	769	769
過不足(②-①)			80	95	105	111	117

※ 表中の「見込み」及び「確保方策」は、各年度の4月1日を基準としています。

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

【量の見込みと確保方策（3号認定）】

（単位：人）

保育 (3号認定)	令和5 (2023)年度		令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度			令和8 (2026)年度			令和9 (2027)年度			令和10 (2028)年度			令和11 (2029)年度		
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み					167	263	211	165	261	210	163	258	208	164	257	207	164	258	208
②確保方策	94	563	112	533	144	257	298	144	260	299	144	260	299	144	260	299	144	260	299
過不足(②-①)					23	-6	87	21	-1	89	19	2	91	20	3	92	20	2	91

※ 表中の「見込み」及び「確保方策」は、各年度の4月1日を基準としています。

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

今後も引き続き、認可保育施設・地域型保育施設のほか、東京都認証保育所及び認可外保育施設を利用している方[※]に対し、保護者の負担が認可保育を利用した場合と同等になるよう補助事業を実施していきます。

※ 保育要件の認定を受けていることが条件になります。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

妊娠・出産期から切れ目のない支援を目指し、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定め、安心して子育てができる環境整備を図ります。

	新規	地域子ども・子育て支援事業
1		利用者支援事業
2		地域子育て支援拠点事業
3		妊婦健康診査
4		乳児家庭全戸訪問事業
5		養育支援訪問事業
6		子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）
7		ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
8		一時預かり事業（幼稚園型、幼稚園型以外）
9		時間外保育事業（延長保育事業）
10		病児・病後児保育事業
11		放課後児童クラブ事業（学童クラブ事業）
12		実費徴収に係る補足給付を行う事業
13		多様な主体の参入促進事業
14	●	子育て世帯訪問支援事業
15	●	児童育成支援拠点事業
16	●	親子関係形成支援事業
17	◇	妊婦等包括相談支援事業
18	◇	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
19	◇	産後ケア事業

全ての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性に関わらず、在宅子育て家庭も利用できます。これらの事業について、量の見込み（需要）と確保の内容（供給）、更に不足する場合の確保方策を定めています。

●：令和6（2024）年4月施行「児童福祉法等の一部を改正する法律」により創設された事業。

◇：令和6（2024）年10月施行「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により創設された事業。

(1) 利用者支援事業

事業内容

幼稚園・保育園での教育・保育や、地域の子ども・子育て支援について、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を行う事業です。

事業実施状況

子育て支援課及び子ども家庭支援センターにおいて、子育てに関わる情報提供や、子育てに関する相談を実施しています。

妊娠期から出産・子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う「スマイルベビーきよせ」事業を実施しています。

子育てに関する様々な相談をはじめ、児童手当や医療費助成制度、保育園・幼稚園の申請等の窓口が集約され、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援の拠点として令和5（2023）年5月に子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター、健康センター、教育支援センター及び教育相談室が設置された「清瀬市しあわせ未来センター」をオープンしました。

量の見込みの算出方法

【相談窓口の設置箇所数から算出】

利用者支援事業については、行政機関での相談がしづらいとの意見があります。また、児童館での相談機能の必要性について継続してご意見をいただいています。このため、未就学児がいる世帯からの相談を基本としつつ、幅広い年齢層が相談できる場所での相談窓口の設置を想定し算出しています。

確保方策

令和7（2025）年度については、既存の基本型・特定型に分類していた「子育て支援課、子ども家庭支援センター、健康推進課」を再分類し、特定型の「子育て支援課(母子保健係以外)」、こども家庭センター型の「子ども家庭支援センター、子育て支援課母子保健係」とします。

また、行政機関以外で幅広い年齢層に対する相談窓口の設置を目指し、市内を南北に分け、今後基本型を1箇所ずつ開設します。

(単位：箇所)

		令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の 見込み	基本型	3箇所	3箇所		1箇所	1箇所	2箇所	2箇所
	特定型			1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	こども家庭 センター型			1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	合計			2箇所	3箇所	3箇所	4箇所	4箇所
② 確保 方策 ※	基本型	3箇所	1箇所		1箇所	1箇所	2箇所	2箇所
	特定型			1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	こども家庭 センター型		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	合計	3箇所	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所	4箇所	4箇所
過不足 (②-①)		0箇所	1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

※ 令和5(2023)年度、令和6(2024)年度は量の実績

今後の方向性

今後も引き続き、リーフレットやその他の広報媒体を活用し、事業の周知を図るとともに、子育て支援課、子ども家庭支援センターに担当職員を配置し、現在ある業務を実施していくとともに、様々な事業や、地域資源を紹介し、利用調整が行える体制を構築していきます。

また、アンケートやヒアリングなど行政機関以外で幅広い年齢層に対する相談窓口を希望する声を踏まえ、市内の南北に1箇所ずつ基本型の利用者支援事業設置を目指します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

未就学の乳幼児とその親が気軽に集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場所を開設し、子育てについての不安・悩みの相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

事業実施状況

地域市民センター等を活用した「つどいの広場」事業、市立保育園や私立保育園を活用した「子育てひろば」事業を実施しています。

各広場では、子どもの発達や子育てに関する日常的な悩み等のご相談に対応しています。その場で回答できない場合には、専門的な支援機関や子ども家庭支援センター等をご紹介します。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和元（2019）年度の59,752人の実績値以降、コロナ禍により利用者数が減少していましたが、令和5（2023）年度からコロナ禍以前の水準に戻りつつあります。一方、年少人口については減少傾向にあるため、令和7（2025）年度以降は、令和元（2019）年度の水準にて横ばいで推移するものとして算出しています。

確保方策

現状でニーズ量を十分に確保できているため、今後も引き続き、現在ある事業を実施していきます。ただし、年少人口の分布に著しい偏りが生じた場合、現状の箇所数内で、設置会場等の見直しを行います。

(単位：延べ利用人数(人))

	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	55,237	54,348	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
②確保方策※	55,237	54,348	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0	0	0
箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

今後も引き続き、利用者のニーズを踏まえた環境づくりに取り組んでいきます。

(3) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

事業実施状況

妊娠届出時に都内で使用できる受診票14回分を交付し、指定医療機関における妊婦健康診査に係る費用の一部を助成しています。

都外医療機関及び助産所において自費で妊婦健診を受けた方も申請により助成対象としています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和6（2024）年度は妊娠届の件数が増加したため、妊婦健康診査の対象者数・受診回数ともに多くなっております。令和6年（2024）度下半期の傾向から令和7（2025）年度も受診回数は増えることが見込まれます。しかし、全国的には出生数が減少傾向であることから、一時的な受診者数の増加はあっても、その後は減少に転じるものと考えられます。減少率は平成28（2016）年度～令和5（2023）年度の出生数の年平均減少率に準じるものとして算出しています。

確保方策

医療機関に委託して健診を行っている現行の体制により、引き続き妊婦健康診査体制の確保を行っていきます。

(単位：人)

		令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の 見込み	交付 対象者数			520	499	479	459	440
	受診回数			7,330回	7,036回	6,754回	6,483回	6,223回
② 確保 方策 ※	健診者数	462	525	520	499	479	459	440
	健診回数	6,477回	7,405回	7,330回	7,036回	6,754回	6,483回	6,223回
	実施場所			委託契約医療機関				
	検査項目			診察、体重測定、尿検査、貧血検査、血圧測定、HBs抗原検査、HIV抗体検査、超音波検査、子宮頸がん検診など				
過不足 ②-①	健診者数			0	0	0	0	0
	健診回数			0回	0回	0回	0回	0回

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

妊婦全員に妊婦健診を受診していただくよう、妊婦健診の重要性と妊娠届の早期提出の必要性を啓発していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及び保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、必要なサービスにつなげる事業です。

事業実施状況

専門職（保健師、助産師、看護師）、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の健康状況の把握、新生児の発育及び栄養状態、生活環境、疾病予防など育児上の相談・助言を行い、出産間もない母の不安を取り除くとともに、要支援家庭の早期把握に努めています。

量の見込みの算出方法

【人口推計から算出】

平成28（2016）年3月時点の人口推計結果に基づき算出しています。

確保方策

引き続き専門職（保健師、助産師、看護師）、母子保健推進員による家庭訪問体制の確保を行っていきます。

(単位：回)

		令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み				412	409	407	407	408
② 確保 方策 ※	実施数	406	408	412	409	407	407	408
	実施機関			子育て支援課				
	実施体制			専門職（保健師、助産師、看護師）、母子保健推進員				
過不足(②-①)				0	0	0	0	0

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

子育てしていく保護者が安心して子育てができるよう、必要な支援や助言を行うために、乳児家庭全戸を訪問することを目標とし、事業を継続していきます。

(5) ①養育支援訪問事業

事業内容

様々な原因により、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

事業実施状況

子ども家庭支援センターの相談員や子育て支援課母子保健係の保健師が、母子保健事業や関係機関との連携等により把握した様々な支援を必要とする家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

世帯数は、子ども家庭支援センターの前年度からの継続受理ケース及び、新規開始受理ケースを合計した令和5（2023）年度の数値（実績）と、子育て支援課母子保健係の年間訪問件数をもとに、人口推移をかけあわせて算出しています。

派遣数は、令和6（2024）年度の子家職員による訪問回数（見込み値）に、母子保健係の保健師による令和6（2024）年度年間訪問回数（見込み値）を加えたものが児童数の推計に応じた推移するものとして算出しています。

確保方策

清瀬市養育支援訪問事業実施要綱に基づき、特定妊婦、要支援児童、要保護児童等、支援が必要な家庭に、子ども家庭支援センター職員、母子保健係の保健師、助産師、保育士等が訪問し、育児不安や養育技術の提供、虐待リスクに際する養育環境の改善等に関する相談・支援を行います。

		令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	ケース数			595世帯	580世帯	573世帯	565世帯	558世帯
	派遣回数			890回	867回	855回	843回	832回
② 確保方策 ※	派遣回数	958回	800回	890回	890回	890回	890回	890回
	実施体制			子ども家庭支援センターの相談員と子育て支援課の保健師				
過不足(②-①)				0回	23回	35回	47回	58回

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

支援が必要と判断された家庭に対して、速やかに関係機関と連携して訪問し、相談・指導等の支援を実施します。

(5) ②子どもを守る地域ネットワーク事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）**事業内容**

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

事業実施状況

要保護児童対策地域協議会において、関係機関間での情報共有を行い、連携強化を図っています。

研修参加により、担当職員のスキルアップを図っています。

量の見込みの算出方法

量の見込みを設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

確保方策

確保方策を設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

今後の方向性

引き続き現在ある事業を実施し、関係機関との連携強化や児童虐待への対応及び未然防止を図ります。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業内容

【ショートステイ】

保護者が病気、入院、出産、出張、冠婚葬祭などの理由により家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設などにおいて児童を一時的に預かる事業です。

【トワイライトステイ】

保護者が残業などで帰宅が夜間に及ぶ時など、家庭において児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設などにおいて夜間まで児童を一時的に預かる事業です。

事業実施状況

児童養護施設に委託しショートステイ事業を実施しています。

トワイライトステイ事業は実施していません。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

児童養護施設子供の家のショートステイ事業（1歳半～18歳未満）は、令和5（2023）年度が前年度比1.77倍の急激な伸びがあり、令和6（2024）年度も増加（要支援・要保護家庭のリスク軽減目的としたレスパイト利用の増加）が見込まれています。

また、乳幼児についてのショートステイの利用ニーズについて、保護者の入退院や産後うつ等による利用ニーズが見受けられます。

《令和7（2025）年 乳幼児ショートステイ見込み積算》

- ・ 生後57日から1歳半未満 4日/月×13家庭（産後長期預かり対応分）
- ・ 1歳半から4歳未満（現子供の家利用者分） 10日/月前後

確保方策

児童養護施設子供の家に1日2枠、365日のショートステイ事業（1歳半～18歳未満）を委託し実施します（365日×2枠＝730）。ナザレットの家乳児院に1日2枠、365日の乳幼児（生後57日～4歳未満）ショートステイ事業を委託し実施します（365日×2枠＝730）。

加えて弾力的な運用で宿泊が無い場合、日帰り利用にも対応します。

(単位：延べ利用日数(人日))

		令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の 見込み	1歳半～ 18歳未満	648	744	730	709	698	687	677
	生後57日～ 4歳未満			100	120	144	173	207
② 確保方策 ※	1歳半～ 18歳未満	648	744	730	730	730	730	730
	生後57日～ 4歳未満			730	730	730	730	730
過不足 (②-①)	1歳半～ 18歳未満	0	0	0	21	32	43	53
	生後57日～ 4歳未満			630	610	586	557	523
箇所数		1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

※ 令和5(2023)年度、令和6(2024)年度は量の実績

今後の方向性

ショートステイ事業については、現状において十分な提供量を確保しています。また、主な利用理由が「保護者の疾病・入院」「保護者の育児疲れ」となっており、他のサービスでは代替が困難な事業であるため今後も事業を維持していきます。

令和7(2025)年度より産後ケア(ショート)の利用を計画しているため、今後産後ケア事業の利用と合わせた乳幼児期の一時的な養育の確保等について検討を行っていきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

事業内容

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

事業実施状況

提供会員の活動をNPO法人に委託し、依頼会員との連絡・調整業務を行っています。事業全体の企画・運営をNPO法人に委託し、事業についての広報・会員募集・会員管理、会員間の連絡・調整業務、トラブルなど発生時の対応等を行っています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

過去5か年の会員数は微増であるが、実利用数が減少している状況を鑑み、会員数（利用会員、提供会員ともに）は横ばいが見込まれるものとして算出しています。

確保方策

ニーズ調査では事業を知らない方が約27%いるため、今後も乳幼児健診や児童育成支援拠点事業での広報活動を行い、会員数の獲得を図ります。また公式ラインの新規開設等の新たな広報活動を行うほか、より利用しやすい仕組み等の見直しを行うことで利用者数の確保を目指します。

(単位：人日/年)

	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み			2,330	2,330	2,330	2,330	2,330
②確保方策※	2,358	2,355	2,330	2,330	2,330	2,330	2,330
過不足 (②-①)			0	0	0	0	0

※ 令和5(2023)年度、令和6(2024)年度は量の実績

今後の方向性

現状において十分な提供量を確保していますが、依頼会員数が増加しているにも関わらず利用数が減少していることから、多様化するニーズを把握し、ニーズに応える事業の在り方を検討していきます。

多様化するニーズに応えるため、事業の周知や、依頼会員への提供会員登録への働きかけなどを行い、引き続き十分な提供量を確保できるよう努めます。

(8) ①一時預かり事業（幼稚園型）**事業内容**

幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営していますが、保護者ニーズに応えるため、標準的な教育時間を超えて、子どもを一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

事業実施状況

市内の私立幼稚園は、全園で預かり保育（一時保育と定期利用）を実施しています。

量の見込みの算出方法**【国の手引きから算出】**

平成28（2016）年3月時点の人口推計結果に対して、令和5（2025）年度に実施したニーズ調査結果に基づき算出しています。

確保方策

必要な方が確実に利用できるよう、継続して預かり機能の充実に向けた支援を行っていきます。

（単位：人日／年）

	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み			55,394	54,379	53,623	53,088	48,131
②確保方策※	71,957	80,135	80,135	80,135	80,135	80,135	80,135
過不足 (②-①)			24,741	25,756	26,512	27,047	32,004
箇所数	7箇所	7箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所

※ 令和5（2023）年度は量の実績、令和6（2024）年度は量の推計

今後の方向性

市内幼稚園と連携を取り、引き続き全園で預かり保育を実施し、ニーズに対する提供量を確保していきます。

(8) ②一時預かり事業（幼稚園型を除く）**事業内容**

在宅で保育をしている保護者が、一時的に保育ができなくなった場合のニーズに応えるため、認可保育園その他の場所で、子どもを一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

事業実施状況

市立保育園全園で一時預かりを実施しています。（余裕活用型）

私立保育園4園で一時預かりを実施しています。

NPO法人が実施する施設（3箇所）で一時預かりを実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

子育て短期支援事業とともに、保護者の疾病、出産、育児疲れ等により家庭での保育が困難な児童を緊急、かつ一時的に保育する受け皿の一つとして、市内NPO法人に補助金を交付し実施するものであり、当該NPO法人の過去3か年の実績の平均値を参考に算出しています。

確保方策

清瀬市一時預かり事業補助金交付要綱に基づき、市内子育てNPO法人が実施している一時預かり事業に補助金を交付し確保していきます。

（単位：人日／年）

	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み			8,020	7,791	7,671	7,545	7,441
②確保方策※	8,842	8,360	8,020	8,020	8,020	8,020	8,020
過不足 (②-①)			0	229	349	475	579
箇所数			3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

今後も一時預かりに対するニーズは高いものと見込まれるため、引き続き事業を維持し、十分な提供量を確保していきます。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

保育園在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

事業実施状況

市内の全認可保育所において18時から19時までの延長保育を実施しています。
また、施設によっては、19時以降も延長保育を実施しています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

平成28（2016）年3月時点の人口推計結果に対して、令和5（2023）年度に実施した二一ズ調査結果に基づき算出しています。

確保方策

ワーク・ライフ・バランスが浸透してきている一方、保護者の就労環境などが変化してきたことに伴って保育需要が多様化してきています。今後も時間外保育の受け入れ体制の確保を行っていきます。

(単位：人)

	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み			218	215	213	211	210
②確保方策※	3,022 (年間実人数)	1,421	1,421	1,428	1,428	1,428	1,428
過不足 (②-①)			1,203	1,213	1,215	1,217	1,218
箇所数	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所	17箇所

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度以降は定員数

今後の方向性

引き続き市内の全認可保育所で延長保育を実施し、提供量を確保していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

事業内容

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、保育士、看護師等が一時的に保育する事業です。

事業実施状況

病児保育施設及び病後児保育施設を各1施設開設しています。

ファミリー・サポート・センター事業による訪問型の病児・病後児保育を行っています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

令和5（2023）年度実績をもとにコロナ禍以前に作成した前回計画の見込み量を反映しています。

確保方策

現在1医療機関において病児保育、1保育所において病後児保育があります。

看護職の確保が課題となっていることから令和8（2026）年度より対象機関数を追加することを検討していきます。

（単位：人日／年）

	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み			325	325	325	325	325
②確保方策※	1,761	1,848	1,848	2,048	2,048	2,048	2,048
過不足 (②-①)			1,523	1,523	1,523	1,523	1,523
箇所数			2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

今後の方向性

利用実績等を踏まえて算出した量の見込みは、現状の定員数で確保できるところですが、感染症拡大に伴う利用希望日が重なることも想定されるため、令和8（2026）年度より対象機関数を増やし、事業を維持していきます。

(11) 放課後児童クラブ

事業内容

放課後児童クラブ（児童クラブ、学童クラブ、学童保育）は、児童福祉法における「放課後児童健全育成事業（※）」の通称です。保護者が共働き等により昼間家庭にいない小学生を預かり、その遊びと生活を支援し、健全育成を行っています。専門の職員（放課後児童支援員）等が従事しています。

※児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るものです。

事業実施状況

各小学校区に市立の学童クラブを11施設設置しています。

小学校全学年を対象に実施しています。

量の見込みの算出方法

【これまでの実績から算出】

学校別推計値（翌年度）/学校別推計値（現年度）×学童クラブ総計数（現年度）＝量の見込み値として算出しています。

確保方策

令和8（2026）年4月1日より十小学童クラブ及び中清戸学童クラブが一つとなります。育成室は4箇所となることから1箇所増となり、待機児童の緩和を図ります。

（単位：人）

		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
① 量の見込み	1年生			283	272	269	252	248
	2年生			304	297	286	283	266
	3年生			227	216	211	203	201
	4年生			29	28	26	26	25
	5年生			7	7	7	7	6
	6年生			3	3	3	3	3
	合計			853	823	802	774	749
	②確保方策※	882	955	850	880	880	880	880
	過不足 (②-①)			-3	57	78	106	131
	箇所数※2			23箇所	24箇所	24箇所	24箇所	24箇所

※ 令和5（2023）年度、令和6（2024）年度は量の実績

※2 第〇学童クラブを1支援単位とする箇所数

今後の方向性

これまで待機児童を減らすために、新規施設開所や定員拡大等様々な施策を実施しました。しかしながら、急激な社会情勢の変化に伴う家庭環境の移り変わりにより、今後も待機児童の解消を見込むことが困難なため、更なる新規施設整備を行い、定員数の拡大を図ります。

継続的に優先度の高い低学年（1年生から3年生）及び障がい児の受け入れを確保し、待機児童を発生させないように取り組みます。

高学年（4年生から6年生）については、継続的に放課後の子どもの居場所として、放課後子ども教室（まなべー）や児童館等と連携を図り、安定的な居場所事業を推進していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得等の状況を勘案して、給食費であって人件費・設備費等除く食材料費を助成する事業です。

事業実施状況

私学助成による幼稚園在園児を対象に食材料費の補足給付を実施しています。

対象	給付内容
市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯又は第3子の児童	主食費（市単独事業）：月額上限3,000円 副食費（国事業）：月額上限4,700円

量の見込みの算出方法

量の見込みを設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

確保方策

確保方策を設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

今後の方向性

引き続き現在の事業を実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入する促進事業

事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業実施状況

市内には、私立の幼稚園、保育園、認可外保育施設が数多く設置されており、各事業者の特色に基づいた教育・保育が提供されています。

量の見込みの算出方法

量の見込みを設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

確保方策

確保方策を設定し、計画する事業ではないため、掲載していません。

今後の方向性

引き続き、新規の施設が開設される際には、円滑に事業が実施できるよう、必要な支援を行っていきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容

令和4（2022）年の児童福祉法改正に伴い創設され、令和6（2024）年4月に施行された事業です。家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の要支援・要保護家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

事業実施状況

養育支援訪問事業の中で、家事や育児を行う育児支援ヘルパーを派遣してきましたが、令和6（2024）年7月から、児童福祉法に規定された子育て世帯訪問支援事業として実施しています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

確保方策

社会情勢等の変化に伴い派遣単価の見直しを適宜行い、委託先事業所を確保するとともに事業所数の拡充(現2事業所)を図るほか、子育て世帯訪問支援員の育成を促します。

(単位：人日／年)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	1,037	1,024	1,012	994	977
②確保方策	1,037	1,024	1,012	94	977
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

引き続き、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等の要支援・要保護家庭に対し、家事・子育て等の支援を実施していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

事業実施状況

令和4（2022）年の児童福祉法改正に伴い創設され、令和6（2024）年4月に施行された事業で、市町村の努力義務となっています。

今後の方向性

事業の在り方、実施場所や方法について調査研究を行っていきます。

(16) 親子関係形成支援事業

事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

事業実施状況

令和4（2022）年の児童福祉法改正に伴い創設され、令和6（2024）年4月に施行された事業で、市町村の努力義務となっています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

確保方策

令和8（2026）年度から、委託による親子関係形成支援事業の実施について検討します。

NP講座	
① 育休復帰予定保護者	定員10名、連続4回
② 子育て中保護者	定員10名、連続6回
CSP(コモンセンスペアレンティング)講座	
① 幼児版紹介講座	定員なし、1回
② 幼児版連続講座	定員8名、オンライン連続7回
③ オンライン	定員6名、連続7回
④ペアレントサポート講座	連続講座受講のためのサポート講座、オンライン

(単位：人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み		20	20	19	19
②確保方策		25	25	25	25
過不足(②-①)		5	5	6	6

今後の方向性

事業の在り方、実施場所や方法について調査研究を行い、令和8（2026）年度を目標に実施を検討します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容

妊婦等に対して面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

事業実施状況

平成29（2017）年度より、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援を実施するネウボラ事業「スマイルベビーきよせ」を開始しております。妊娠の届出をした全ての妊婦を対象として保健師による面接、支援プランの作成、育児パッケージの配布、妊産婦相談事業等の事業を実施しています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

確保方策

妊娠中に、全ての妊婦を対象に保健師が面談を行うとともに、訪問による育児等の相談や子育てに関する情報提供や相談等に対応するための体制の確保を行っていきます。

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	妊娠届出数 (人)	412	409	407	407	408
	面接実施回数 (回/人)	3	3	3	3	3
	面接実施回数合計回数 (回)	1,236	1,227	1,221	1,221	1,224
②確保方策	面接実施合計回数 (回)	1,236	1,227	1,221	1,221	1,224
過不足(②-①)	面接実施合計回数 (回)	0	0	0	0	0

今後の方向性

妊娠届出時におけるスマイルベビー妊婦面接、妊婦家庭訪問、出産後の新生児訪問や乳児家庭全戸訪問など様々な機会を捉え、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境、その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を実施していきます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容

保育所等において、満3歳未満の子どもに適切な遊びや生活の場を提供するとともに、子どもとその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

事業実施状況

幼稚園においては多様な他者との関わりの機会創出事業において満3歳未満の子どもの預かりを令和5（2023）年度より実施しています。令和8（2026）年度以降給付事業として始まるに当たり確保量を整えていきます。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

確保方策

令和8（2026）年度以降開園整備する保育所では一定数の受け入れ環境の確保を依頼していきます。

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	0歳 (延べ人数)	15人/日	15人/日	15人/日	15人/日	15人/日
	1歳 (延べ人数)	10人/日	9人/日	9人/日	9人/日	9人/日
	2歳 (延べ人数)	8人/日	8人/日	8人/日	8人/日	7人/日
	合計	33人/日	32人/日	32人/日	32人/日	31人/日
② 確保方策	0歳 (延べ人数)	0人/日	3人/日	3人/日	3人/日	3人/日
	1歳 (延べ人数)	0人/日	10人/日	10人/日	10人/日	10人/日
	2歳 (延べ人数)	0人/日	15人/日	15人/日	15人/日	15人/日
	合計	0人/日	28人/日	28人/日	28人/日	28人/日
過不足(②-①)		-33人/日	-4人/日	-4人/日	-4人/日	-3人/日

今後の方向性

多様な他者との関わりの機会の創出事業（東京都事業）との併用も含めて、令和8（2026）年4月開始の給付事業に向け、実施方法等の検討を進めます。

(19) 産後ケア事業

事業内容

家族などから育児や家事の支援を受けられない場合や、産後の体調や育児に不安がある場合に、医療機関等に宿泊して母子のケアや授乳相談、育児相談が受けられる産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業や、医療機関等にて乳房管理や母乳に関する相談、産後の生活の指導や児童の発育に関する相談などが受けられる産後母子ケアデイサービス・乳房ケア事業等の産後ケア事業を実施する事業です。

事業実施状況

産後において家族等から援助を受けられず、支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア及び育児の支援等を行う訪問事業を実施しています。

量の見込みの算出方法

【国の手引きから算出】

確保方策

従来より実施している訪問（アウトリーチ）型に加えて、令和7（2025）年度より短期入所（ショートステイ）型と通所（デイサービス）型を実施し更なる事業の充実を図ります。

（単位：人/日）

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
①量の見込み	2.6人/日	3.0人/日	3.5人/日	4.0人/日	4.5人/日
②確保方策	2.6人/日	3.0人/日	3.5人/日	4.0人/日	4.5人/日
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性

令和7（2025）年度の実績をもとに、引き続き市民ニーズを踏まえ、令和8（2026）年度以降の更なる事業の充実を目指します。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 市の推進体制

計画の推進に当たっては、「福祉子ども部」を中核とし、関係機関と連携して、円滑な推進・運営のための情報交換などを行っていきます。

(2) 効率的・効果的な事業実施

国や東京都の制度について情報収集に努めるとともに、多様な子育て支援施策を推進するため、事業運営の効率化などによる財源の確保とサービスごとの行政コスト・負担の適正化について検討を進め、効率的・効果的な事業実施を図ります。

保育・教育事業については、市民ニーズに応じていくため、必要なサービス量の確保・拡大と質の向上の実現を目指していきます。

(3) 計画の周知の徹底

市WEBサイト、本計画の計画書の概要版冊子などを活用して、市民や関係機関への本計画の周知徹底を図ります。

2. 計画の評価

1) 庁内における進行管理

計画の適正な進行管理を進めるため、庁内関係各課などにおいて施策の進捗状況について把握するとともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

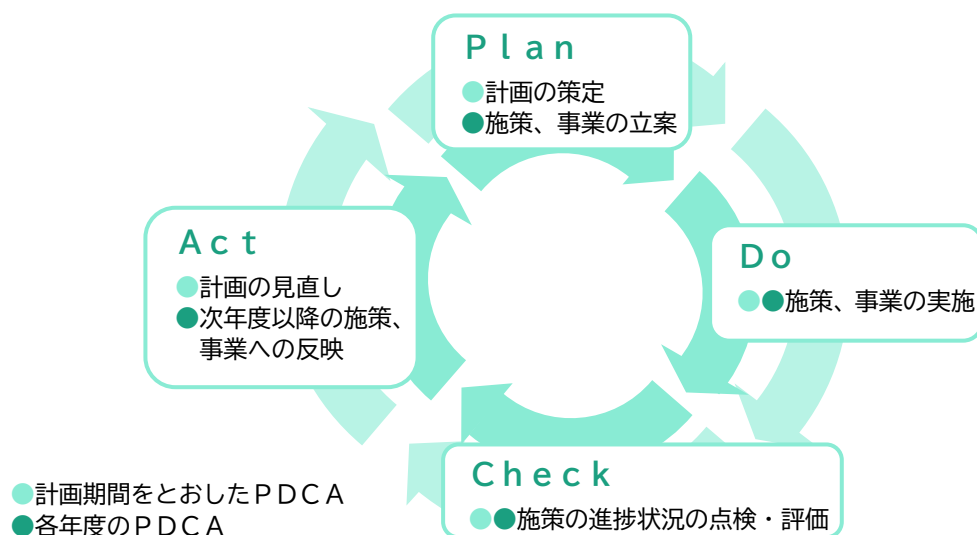
(2) 点検・評価など

本計画は、利用者中心の支援でなければその効果を発揮できないため、利用者・支援者の声が反映されるよう、「清瀬市子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル」による「継続的改善、進化・発展」の考え方を基本として、年度ごとに計画の進捗状況や数値目標の達成状況などの点検・評価などを行います。

また、子ども・子育て支援事業計画に基づく施設・事業の「量の見込み」及び「確保方策」についても、毎年度進捗状況を管理し、利用者の動向などを鑑みながら、必要に応じて見直すこととします。

(3) 進行管理の考え方

施策の実施に当たっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じた改善を図るため、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。



資料編

1. 計画の策定体制

本計画は主に以下の手順を経て策定しました。

(1) アンケート調査の実施

市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の希望などを把握するため、就学前児童と小学校児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 子どもの意見聴取の実施

「こども基本法」の基本理念や「こども大綱」の基本方針に基づき、子ども・若者の意見を尊重し、子どもや若者の意見を反映した実効性のある施策を推進するため、子どもや若者当事者に意見聴取を行いました。

(3) 清瀬市子ども・子育て会議などによる審議

計画内容の検討に当たっては、学識経験者、地域の子育て関連団体・機関などで組織している「清瀬市子ども・子育て会議」並びに「清瀬市こども計画策定部会」において審議を行い、幅広い意見の集約に努めました。

(4) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て本計画に反映させることを目的とし、パブリックコメントを実施しました。

期 間：令和8（2026）年1月5日（月）～令和8（2026）年1月31日（土）

意見提出数：9件（7人）

2. 計画の策定経過

開催日	会議等	主な検討内容
令和6(2024)年 4月15日(月)	清瀬市子ども・子育て会議 (令和6(2024)年度第1回)	○組織体制について ○令和5(2023)年度第3回清瀬市子ども・子育て会議 会議内容について ○こども計画策定について
令和6(2024)年 8月26日(月)	清瀬市子ども・子育て会議 (令和6(2024)年度第2回)	○令和6(2024)年度第1回清瀬市子ども・子育て会議内容について ○(仮称)清瀬市こども計画策定体制について ○子ども・若者からの意見聴取方法について
令和6(2024)年 9月30日(月)	清瀬市こども計画策定部会 (第1回)	○清瀬市こども計画策定部会方針について ○子ども・若者からの意見聴取方法について
令和6(2024)年 10月25日(金)	清瀬市こども計画策定部会 (第2回 書面会議)	○子ども・若者からの意見聴取項目について ○施策の体系について
令和6(2024)年 10月31日(木)	清瀬市こども計画策定部会 (第3回)	○子ども・若者からの意見聴取方法について ○清瀬市こども計画の施策体系(案)について
令和6(2024)年 11月27日(水)	清瀬市こども計画策定部会 (第4回)	○清瀬市こども計画の施策体系(案)について ○清瀬市こども計画基本理念(案)について
令和7(2025)年 1月20日(月)	清瀬市子ども・子育て会議 (令和6(2024)年度第3回)	○(仮称)清瀬市こども計画策定部会の報告について ○(仮称)清瀬市こども計画の構成について
令和7(2025)年 2月20日(木)	清瀬市子ども・子育て会議 (令和6(2024)年度第4回)	○(仮称)清瀬市こども計画について ○第3次清瀬市子ども・子育て支援事業計画について
令和7(2025)年 5月19日(月)	清瀬市子ども・子育て会議 (令和7(2025)年度第1回)	○第3次清瀬市子ども・子育て支援事業計画について(パブコメ結果の報告) ○(仮称)清瀬市こども計画について(今後の予定) ○委員改選について
令和7(2025)年 9月25日(木)	清瀬市子ども・子育て会議 (令和7(2025)年度第2回)	○新規委員について ○市内の保育状況及び認可保育園の分園について ○(仮称)清瀬市こども計画について(進捗状況)
令和7(2025)年 11月18日(火)	清瀬市こども計画策定部会 (第5回 書面会議)	○清瀬市こども計画(案)の確認について
令和7(2025)年 12月15日(月)	清瀬市子ども・子育て会議 (令和7(2025)年度第3回)	○清瀬市こども計画(案)の確認について ○乳児等通園制度について
令和8(2026)年 2月20日(金)	清瀬市子ども・子育て会議 (令和7(2025)年度第4回) 書面開催	○清瀬市こども計画(案)に係るパブリックコメントについて ○乳児等通園支援制度に係る認可申請受付状況について ○令和8(2026)年度清瀬市子ども・子育て会議の開催日程について

(1) 清瀬市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	区分
向井 美穂	十文字学園女子大学	学識経験者
澁谷 良枝	清瀬市民生・児童委員	市長が必要と認める者
鈴木 美紀	清瀬市教育委員	
内野 光裕	清瀬市私立幼稚園協会 清瀬ゆりかご幼稚園	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者
小俣 みどり	特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロ	
後藤 和之	特定非営利活動法人 ウイズアイ	
中間 久美子	清瀬市私立保育園園長会 清瀬駅前乳児保育園 ※①	
菅原 洋史	清瀬市私立保育園園長会 せせらぎ保育園 ※②	
岩澤 寿美子	清瀬市子どもの発達支援・交流センター とことこ	
小嶋 麻子	清瀬市立保育園 清瀬市立第3保育園	
栗田 香	一般公募 ※①	市民公募
藤野 泰彦	一般公募 ※①	
伊藤 裕子	一般公募 ※②	

任期：①令和5（2023）年8月1日～令和7（2025）年7月31日

②令和7（2025）年8月1日～令和9（2027）年7月31日

※①②以外は2期継続

(2) 清瀬市こども計画策定部会部会員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	区分
内野 光裕	清瀬市私立幼稚園協会 清瀬ゆりかご幼稚園	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者
黒田 一美	特定非営利活動法人 ウイズアイ	
古谷 康予	特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロ	
岩澤 寿美子	清瀬市子どもの発達支援・交流センター とことこ	
藤野 泰彦	児童養護施設子供の家	
鈴木 美紀	清瀬市教育委員	市長が必要と認める者
小嶋 麻子	清瀬市立保育園 清瀬市立第3保育園	
相蘇 好	清瀬市立清瀬第八小学校	
山田 能久	教育委員会 教育部 生涯学習スポーツ課	
宮野 将史	教育委員会 教育部 教育指導課	
渡邊 美理	市民（居場所検討委員）	市民公募
佐藤 龍之介	市民（大学生の年代）	

清瀬市こども計画

(令和8(2026)年度～令和11(2029)年度)

令和8(2026)年3月発行

発行：清瀬市

編集：清瀬市福祉子ども部子育て支援課

東京都清瀬市中里五丁目842番地

TEL 042-492-5111(代表)